

衆議院 文部科学委員会 議 録 第 十 二 号

平成十五年五月十四日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

- 委員長 古屋 圭司君
- 理事 奥山 茂彦君
- 理事 馳 浩君
- 理事 鎌田さゆり君
- 理事 齊藤 鉄夫君
- 理事 青山 丘君
- 伊藤信太郎君
- 岡下 信子君
- 佐藤 静雄君
- 中谷 元君
- 松野 博一君
- 柳澤 伯夫君
- 鳩山由紀夫君
- 平野 博文君
- 牧野 聖修君
- 山口 壯君
- 東 順治君
- 石井 郁子君
- 中西 續介君
- 山谷えり子君

- 鈴木 恒夫君
- 森田 健作君
- 山元 勉君
- 佐藤 公治君
- 荒卷 隆三君
- 大野 松茂君
- 岸田 文雄君
- 谷田 武彦君
- 林田 彪君
- 森岡 正宏君
- 大石 尚子君
- 肥田美代子君
- 藤村 修君
- 松原 仁君
- 池坊 保子君
- 黄川田 徹君
- 児玉 健次君
- 山内 恵子君

委員の異動

五月十四日

- 小淵 優子君 補欠選任
- 松浪健四郎君 補欠選任
- 荒卷 隆三君 補欠選任
- 山谷えり子君 補欠選任
- 小淵 優子君 補欠選任
- 松浪健四郎君 補欠選任

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

国立大学法人法案(内閣提出第五六号)

国立行政法人国立高等専門学校機構法案(内閣提出第五七号)

国立行政法人大学評価・学位授与機構法案(内閣提出第五八号)

国立行政法人国立大学財務・経営センター法案(内閣提出第五九号)

国立行政法人メディア教育開発センター法案(内閣提出第六〇号)

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第六一号)

政府参考人 (文部科学省大臣官房文教施設部長) 萩原 久和君

政府参考人 (文部科学省初等中等教育局長) 矢野 重典君

政府参考人 (文部科学省高等教育局長) 遠藤純一郎君

政府参考人 (厚生労働省労働基準局長) 大石 明君

政府参考人 (全衛生部長) 柴田 寛治君

文部科学委員会専門員 柴田 寛治君

○古屋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国立大学法人法案、国立行政法人国立高等専門学校機構法案、国立行政法人大学評価・学位授与機構法案、国立行政法人国立大学財務・経営センター法案、国立行政法人メディア教育開発センター法案及び国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。各案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官柴田雅人君、内閣府政策統括官大熊健司君、文部科学省大臣官房総括審議官玉井日出夫君、大臣官房文教施設部長萩原久和君、初等中等教育局長矢野重典君、高等教育局長遠藤純一郎君及び厚生労働省労働基準局長安全衛生部長大石明君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古屋委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。齊藤鉄夫君。

○齊藤(鉄)委員 公明党の齊藤鉄夫です。まず、今回の法人法について、科学技術立国との観点から内閣府に質問をさせていただきたいと思っております。

科学技術立国の基本法は、科学技術基本法でございます。この科学技術基本法に基づいて科学技術基本計画が制定されておりますが、今、第二期、平成十三年度から第二期に入っております。その第二期の科学技術基本計画の一つの大きな柱は、知の殿堂である大学の改革、この大学の改革なくして科学技術立国はないという観点だったと記憶しております。

そこで、私も、その科学技術基本計画、ちよつと引つ張り出しまして読んでみました。大学の現状について、「我が国の大学の現状に関しては、教育機能の弱さ、専門分野の教育の幅の狭さ、組織運営の閉鎖性や硬直性等の課題が指摘されてきている。」このような現状認識でございます。そして、そのためにどうしなければならぬか。「組織編制の弾力化等により、各大学が、経済や社会の情勢の変化をも見通しそれに自律的・機動的に対応しつつ教育研究機能を一層高めることが必要であり、このような制度の弾力性は、特に現状において国家行政組織として制度的な制約のある国立大学にあつては、重要な課題となる。」こういう認識のもとに、科学技術基本計画、第二期の計画がつけられております。

私は、その大きな方針の中における今回の国立大学法人法ではないか、このように認識しておりますけれども、いわゆる総合科学技術会議、科学技術立国を統括するところの総合科学技術会議においては、我が国の科学技術を振興する立場から、今回の国立大学の法人化についてのどのように受けとめているか、まず、これをお聞きしたいと思います。

○大熊政府参考人 御説明いたします。

今日の我が国は、みずから独創的な科学技術をつくり出して世界をリードしていくことこそが本当に経済再生を実現していく方策につながるかと、こういうふうにご考えているわけでございますが、このためには、大学等の頭脳が積極的に活用され、基礎研究の成果をもとに新しい技術や製品、サービス等が生み出されていくこと、これが必要でございます。

このような認識のもとに、総合科学技術会議におきましては、先ほど先生がおっしゃいました科学技術基本計画におきまして、この大学の改革に関する

- 文部科学大臣 遠山 敦子君
- 文部科学副大臣 河村 建夫君
- 文部科学大臣政務官 池坊 保子君
- 文部科学大臣政務官 大野 松茂君
- 政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 柴田 雅人君
- 政府参考人 (内閣府政策統括官) 大熊 健司君
- 政府参考人 (文部科学省大臣官房総括審議官) 玉井日出夫君

する方針をもとに議論いたしました。さらに、昨年六月に、産学官連携の基本的考え方と推進方策をまとめたわけでございます。その中で、産学官連携の基盤として大学改革の推進を重視し、具体的方策、これも示されたわけでございます。

○大熊政府参考人 御説明いたします。先生今御指摘がございましたように、先ほど申し上げました産学官の連携に関する取り組みに関する方策をまとめる際には、さまざまな方々の御議論をいただきました。

○斉藤(鉄)委員 総合科学技術会議としても、今回、科学技術創造立国を推進する立場、その中心になる国立大学、その改革の方途として今回の法人法は評価する、こういう御答弁だったかと思っております。

○大熊政府参考人 御説明いたします。先生今御指摘がございましたように、先ほど申し上げました産学官の連携に関する取り組みに関する方策をまとめる際には、さまざまな方々の御議論をいただきました。

○大熊政府参考人 御説明いたします。先生今御指摘がございましたように、先ほど申し上げました産学官の連携に関する取り組みに関する方策をまとめる際には、さまざまな方々の御議論をいただきました。

○大熊政府参考人 御説明いたします。先生今御指摘がございましたように、先ほど申し上げました産学官の連携に関する取り組みに関する方策をまとめる際には、さまざまな方々の御議論をいただきました。

○大熊政府参考人 御説明いたします。先生今御指摘がございましたように、先ほど申し上げました産学官の連携に関する取り組みに関する方策をまとめる際には、さまざまな方々の御議論をいただきました。

○大熊政府参考人 御説明いたします。先生今御指摘がございましたように、先ほど申し上げました産学官の連携に関する取り組みに関する方策をまとめる際には、さまざまな方々の御議論をいただきました。

○大熊政府参考人 御説明いたします。先生今御指摘がございましたように、先ほど申し上げました産学官の連携に関する取り組みに関する方策をまとめる際には、さまざまな方々の御議論をいただきました。

また、総合科学技術会議の中には、先生御案内のように、八人の有識者議員がおりますけれども、その中には、三人の大学の元総長がおります。東大、京大、東北大学の元総長がおりますが、これらの先生方も含めて、その総意が先ほど申し上げたような点でございます。私、その点を一応御説明させていただいたつもりでございます。

○斉藤(鉄)委員 科学技術立国を進めていく上で、今回の国立大学法人法はぜひ必要な法律であるという認識を総合科学技術会議としても持っている、このように認識をいたしました。

次に、文部科学省の方にお聞きしたいと思っております。

これまでの質疑、それから参考人質疑を通じて、問題点が浮かび上がってきたように思いますが、私自身は、大きく分けて二つの点が明確になってきた。

一つは、やはり中期目標の策定、それから中期計画の認可という点で、文部科学大臣の権限が非常に強化をされて、ある意味では、かえって現状よりも文部科学省の権限強化、大学への介入がふえるのではないかと。それであってはいけない、大学の自主性、自律性を促すのが今回の法人法の趣旨ではなかったのか。これが第一点かと思っております。

そういう意味で、この問題に対して、現状はこうで、そして改革後はこうなります、したがってその懸念というのは違うんですということをおわかりやすく御説明いただきたいと思っております。

○遠藤政府参考人 現在の国立大学でございますけれども、教育研究の府であるという大学としての特性を踏まえてさまざまな制度上の特例措置を講じてはいますものの、基本的には行政組織の一部、言葉をかえて申しますと、文部科学省の内部組織として位置づけられているということでございますから、国の予算制度、国家公務員の法制のもとにあるということで、その制度の適用を受けてまして、そういう意味での制約を受けてきたとい

うことでございます。

また、日常的に文部科学大臣の広範な指揮監督のもとに置かれるという関係にあるわけでございまして、特に予算や組織につきましては、形式上、細目にわたるまで国が決定する、こういうような仕組みになっておるわけでございます。

法人化につきましては、このような国と国立大学との関係を大きく見直そうとするものでございまして、その基本的な考え方といたしましては、国立大学を独立した法人とすることによりまして、国の枠組みから外しまして、各大学の運営上の裁量を大幅に拡大するということでございます。特に予算や組織につきましては、渡し切りの交付金ということで、使途は各大学で決めるということができるようでございます。

こういったように、法人化は国立大学の自律性を高めるものでございますが、法人化後も国が責任を持って財政措置を行う、そういう以上、大学の教育研究の特性や自主性に配慮しつつも、中期目標の策定など必要最小限の基本的事項については国の関与は不可欠ではないかと、こう考えておる次第でございます。具体的に申しますと、中期目標、中期計画といった六年間の入り口の部分、言いかえまして、国立大学運営の基本的事項に関する大臣の関与と、事後的な行政評価などの出口の部分、言いかえまして、事後チェックに関する国立大学法人評価委員会による関与とに制度上限定をしようと思っております。

このように、法人化後の文部科学大臣の関与につきましましては、法人化前のような広範かつ一般的な指揮監督権限は認めないということでございます。中期目標、中期計画といった国立大学運営に関する基本的事項に限定をしようということになるかと思っております。

したがって、一見、中期目標、中期計画という新しいフレームができたために権限が強化されたように見えるということがありますが、実際には、法人化によりまして国の権限が拡大するという指摘は逆でございます。大学の裁

量が大幅に拡大するというふうにとらえているものでございます。

○斉藤(鉄)委員 今の説明、わかるんですが、マスコミも含めて、今まさにこの一点がこの法案についての大きな論点になっておりますので、もう少し質問させていただきたいと思っております。

第三条に、教育研究の特性への配慮を文部科学大臣は行わなければならないとあります。それから第三十条の第三項に、中期目標について国立大学法人の意見への配慮義務というのが、これも文部科学大臣に課せられているわけですが、これもこれは形だけのものではないかと、実質的には文部科学省が細かく指示するのではないかと、こういう懸念がどうしても残っているわけでございます。

私は、先ほど遠藤局長が答弁されたように、基本的には各大学が自律的に運営をする、しかし、ほとんどの費用が税金で出ているわけですから、それについて納税者の立場を考慮して国がある程度のチェックを行う、しかし、そのチェックの項目についてはある意味では大学みずからつくった中期目標に基づいて行う、こういうふうな理解しておりますけれども、大臣、この配慮義務について大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○遠山国務大臣 まさに斉藤委員が今おっしゃいましたとおりでございます。今回の国立大学の法人化というのは、国立大学を活性化するために、国の行政組織の一部から外して、むしろそれぞれが大学がしっかりとみずからの自律性を持って教育研究に携わっていただくという大目的でございます。そのために、独立行政法人への改革ということの枠の中で、しかし、国立大学の独立性、国立大学法人という形で、他の独立行政法人とは違つさまざまな配慮を行っているわけでございます。

したがって、通常の独立行政法人でございます。中期目標を大臣が定めて、そして指示するということになっていくわけでございますが、

その際に、国立大学法人につきましてはさまざまな配慮義務が課されているわけでございます。中期目標は主務大臣が定めるという独立行政法人制度の基本を踏まえながらも、文部科学大臣に対しては法律上明確に、大学の教育研究の特性への配慮義務を課しておりますし、また、国立大学法人の意見の事前の聴取義務も明記されておりますし、国立大学法人の意見への配慮義務というものも課されているわけでございます。

ということはいわば、中期目標の実際上の作成主体というのは国立大学法人とも解せられるわけでございます。他方、高等教育全体のあり方あるいは財政上の観点などから大臣も関与して、ともに中期目標を形成していくことでございます。

我が省といたしましては、これまで以上に各国立大学との連携を密接にしなから、それぞれの理念あるいは使命といいますが、それぞれの理念あるいは使命といいますが、それをよく聞きながら、中期目標を軸に各大学の個性、特色を一層伸ばしていくことができるようにしっかりと取り組んでいきたい、そういう考えでございます。

○斉藤 鉄 委員 わかりました。もう一点の課題、浮かび上がった課題が評価でございます。

国立大学法人評価委員会、これは第三者機関として国立大学法人の業績全体の評価を行うわけですけれども、そうはいっても文部科学省の中に置かれる組織でございます。したがって、その評価は、教育評価、研究評価、客観的に行われなくてはならない、そのためにピアレビュー等があるわけですけれども、そうはいっても組織的に文部科学省の中に置かれていくことで、結局、文部科学省の意向に沿った評価が行われるのではないかと、非常に浮かび上がった課題の一つでございます。

この点について、透明性を高めるということが本当に必要なことかと思っております。政令で定めることになっておられますけれども、どのような透明性を高めるための措置がされているのか、こ

の点をお伺いしたいと思います。

○遠藤 政府参考人 国立大学の評価委員会でございますが、御指摘のように、評価に当たりましては透明性ということが大事になってくる、こう考えております。

そういう意味で、透明性ということに関しましては、一つには、評価基準や評価結果を広く社会に公表するということがございまして、それから、原則として評価委員会の会議を公開する。これは始まってから評価委員会自体で決まる話だと思っておりますが、会議を公開する。それから、議事録を公開するといったような措置を講じたいというふうな考えておりました。できるだけ社会によくわかってもらうというふうなことにしっかりと取り組んでいきたい、こう思っております。

○斉藤 鉄 委員 評価に関してもう一点。

大学はだれのものか、特に国立大学はだれのものか。やはりそれは学生のものであり、また国民のものであるということが言えるかと思っております。そういう意味で、学生の評価ということも私は重要な視点ではないかと思っております。欧米の大学では、授業等、また教育実績に対しての学生の評価を取り入れるシステムがあるというふうにも聞いておりますが、この学生の視点を入れた評価ということについてはどのようにお考えでしょうか。

○遠藤 政府参考人 国立大学法人評価を的確に行う上で、学生の声を評価結果に反映させるということは極めて重要なことである、こう考えております。

教育研究の状況につきまして、国立大学法人評価委員会から大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請して、その結果を尊重するというようにしておりますが、現に今、大学評価・学位授与機構におきましては、分野別の教育評価といったようなものを試行的にやっておるわけでございます。その中では、ほとんどの国立大学では学生による授業評価の結果も踏まえた自己点検・評価というものをやっております、機構は、それをもとに評価結果に反映をするということが一つござ

います。

それから、各大学に実地調査時に、評価委員が学生に面接を行い、大学の教育活動についてすぐれた点や改善を要する点等を学生から直接聞くといったようなこととしておりました。このことを評価の実施手引書に明記しているし、公表しているということなどもやっております。

したがって、国立大学法人評価については、どう行っていくかというのは今後の検討課題ということになります。教育の実施状況を評価する際には、学生による授業評価が重要な資料になると考えておりました。また、実地調査等を実施しまして、面接をして学生から直接いろいろなことを聞くということもあるものと考えておる次第でございます。

○斉藤 鉄 委員 今回の法人法が目指しているのは、大学の自主性、自律性の強化、向上、そしてそれを裏打ちするための評価、そして文部科学省の関与のあり方、その点が今回の法案の骨子だと思います。

この法律で目指しているもの、これについては、先日の参考人質疑でも、大体的な評価、ある程度の理解が進んでいるのではないかと、参考人の皆さんもおっしゃってございました。運用次第でいかようにもなる、そういう中身であるので、今後とも、常に大学改革という視点を忘れずに、国会としても常にチェックをしながらいかなければいけないという参考人の御意見もございました。

きょうは総合科学技術会議の意見も聞かせてもらいましたけれども、大学改革の方向に向かって大きく歩み出す、前進の法案ではないか、このように我々は考えております。

以上、終わります。

○古屋 委員長 山谷えり子君。

○山谷 委員 保守新党、山谷えり子でございます。法人化によりまして、大学の自由度が高まるこ

と、効率的運営がなされること、また創造性あふれる教育研究が進められることを期待しております。しかしながら、百年に一度の大改革ということが百年に一度の大失敗にならないように、危機の念、懸念を持っている方もいらっしゃるわけで、私もまだ持っているわけでございますけれども、何点が質問させていただきたいと思っております。

まず、中期目標、六年間の中期目標を文科大臣が決める。先ほど遠山大臣は、さまざまな配慮義務の中で自主性は大切にするのは当然というような形のお答えをなさいましたけれども、作成主体は、基本的には国立大学法人の方が作成するということよろしいでしょうか。これは、やはり運用次第で官僚支配になる。文教行政は、最も統制色が強い、戦前型の統制的な仕組みが残っているというふうなことも言われておるわけでございますので、その辺を再度確認させていただきたいと思っております。

自由に、事前に意見の聴取、やりとりをするということをおっしゃいましたけれども、去年の十二月に国大協とやりとりでいろいろな項目を示して、その後、国立大学の教授等々に聞きますと、何か何度も書き直しをさせられたとか、それは文科省が要求したのか、大学の中でか、その辺はよくわかりませんが、そのようなこともございます。

また、高等教育局の大学課、三十代の方を中心に、二、三十人が恐らくサポートしていくんだらうと思うんですが、そのような方たちにそのような能力があるのか。

ですので、いろいろな意見聴取のやりとり等々、メモも含めてやはり公開して、常に常に検討していく姿勢が必要だということに思いますが、その辺、いかがでございますでしょうか。

○遠山 国務大臣 今回の法人化に当たりまして、文部科学省あるいは文部科学大臣という名目のもとに権限強化を図るとか、そういうことは全く考えていないわけでございまして、いかにして日本の知の殿堂である大学というものを活性化してい

くかという観点からつくっているわけでござい

ただ、国費を投入することから、各大学

が巨大な計画のもとに何かやり始めても、これは

国として責任を持ってないわけでござい

中期目標を立てるときにはきちんと、国費につ

て責任を負う国として、リーズナブルな内容であ

るかどうかという角度で見ると、これは大学側

が基本的に、何をやりたいというところは大学側

が決めるわけでござい

には国立大学法人自身が中期目標を形成して

ということになるかと思

を十分配慮した上で、決定の責任を持ち、また、

その責任を決定という形で負う以上は、国費の投

入についてもきちっとやってくるというかわり

になるわけでござい

これまで、中期目標とかそういうものは、各

学つくっていないわけ

だけども、今回の大学の活性化ということから

法人化する際には、広く日本の国のこれから

の組織のあり方として独立行政法人方式でいく

という定めの中で、しかし、大学という特性に

応じて、いかに国立大学法人ということで大学本

来のあり方を維持できるか、あるいはさらにそれを

発展させるかという角度から今まで議論してまい

った、その成果が今回の法案という形で出てい

るわけでござい

その絡みでいきま

さまざまなことについて透明性を図るというの

当然でござい

分に情報公開していくことは大事なことで

というふうを考えておりますし、そのような制度

にしようとしてお

○山谷委員 本

り大事だと思

役員会の構成

文科大臣が

監事二名、

かというよう

が多いわけ

実際に法人

の理事とか

先を確保

かというよ

ますので、

委員の名簿、

の評議員の

委員の名簿、

は、実

名簿公表を

うというふ

たちの名簿、

ようにお考

○遠藤政府

然大学の責

ており

○山谷委員

に思

評価の方

価委員会のあり方、それから中身の公表、そして

意見を聴取して不十分であれば組織を補強してい

くというふうな

考えか、お聞

○遠藤政府

どう組織

というこ

法人評価

ます。その

科会の構

関する事

めをされ

評価委員

で現に

また、社

た御指

きました

ていき

○山谷委員

表して

ども、評

費交付金

金の方

すけれど

というふ

○遠藤政府

定にどう

は、今後

結果を踏

そして、特定運営費交付金につきましては、交

付金の中で、中期目標、中期計画に即した多面的

な評価の結果をもとに、例えば地域貢献活動や国

際交流の推進、あるいは教養教育の充実といった

ような当該大学の教育研究活動を奨励する経費と

して一定額を付与したいということもある、こ

う考えられる

かというの

ではちよ

ます。

○山谷委員

競争力を

それから

まな分野

ポイント

ないとい

の拡大

P比〇・

どの半

かけて、

度を非

つな

時間

○古屋委員

○平野委員

案とそれ

問を

あ

う格

交

的

国

と

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

その件について質問をしたいと思っています。

具体的なところは事実関係ですから避けませんが、国立大学医学部附属病院長会議常置委員会・組織の在り方問題小委員会作業部会Aなる会議のまとめた国立大学法人化に向けての附属病院のマネジメント改革の提言、こういうものがあるわけでありまして。この提言の中身についての議事録を要求、開示をお願いした、こういうことであります。特に、この中身については、予算要求において文科省はこの趣旨に沿う取り組みをする大学に重点を置く、そういう文科省からの通達がされておりまして、事実上、文科省としてはこの提言を非常に重視している、こういうふうには受け取ったわけでありまして。同僚議員の三井議員も、しからばこの中身はどういう中身なのかというところで質問主意書を出したというのが経過だと私は推測をいたしておるところであります。

ところが、その質問主意書の答えとしては、要求は会議の出席者とその発言内容を明らかにするよう、こういう要求でございましたが、政府は、会議の出席者名と議事録については、記録が存在をしないという答弁書を質問主意書の答えとして出したのであります。このことについて、まず事実確認、私が申し上げたことは事実でございす。

○遠藤政府参考人 御指摘のとおりでございます。○平野委員 ところが、もう一つは、時間軸では前後いたしますが、ある大学の教授が情報公開法の請求によって請求されても、そのときにも存在はしない、こういうふうにお答えをされておりますが、これも事実でございますか。

○遠藤政府参考人 事実でございます。○平野委員 ところが、週刊誌等々を含めて各方面から、そんなことはないだろうといういろいろな御議論がありまして、先日でしたか、これはいつかは私は記憶していませんが、三井議員のもとに議事録の要旨が御本人に届けられた、こういうこととございまして、その議事録のメモを少し

私持っておりますが、会議に出席した文科省の役人の方々の名前、さらには、記録はしっかりと存在をしております。私は、結果的には政府は虚偽の答弁をしているのではないかと。中身の問題は別の問題として、いわゆる国会議員に与えられている、議長の権限まで侵す、立法院に対するきちっとした答弁を虚偽という形で答えておる、このことに対して私は非常に憤りを感じておるところでございます。

このことが発覚してから、内閣府、さらには、きょうは内閣官房にも来ていただいておりますが、文科省を含めて、どういう対応を今日までされておられるのか、この点についてお聞きをしたいと思っております。

まず、内閣官房の方からお願いたします。○柴田政府参考人 お答え申し上げます。

質問主意書に対する答弁書でございますけれども、今先生御指摘のとおり、内閣として、閣議を経て国会に提出するものでございますから、誤りがあつてはならないものだというふうにご認識しております。

そして、従来から、答弁書の内容につきまして、作成段階から十分に吟味をし、精査した上で提出しているところでございますが、今後、もし間違いというふうなことがあれば、これは、そのようなことがないようにきちっとしていかなければいけないというふうにお願しております。

○平野委員 そういうことを言っておるんじゃないんです。こういう問題が起こったときに、このシステムの、主管的にいつたら内閣官房、内閣ですよ。それは担当の文科から出てきたものだから文科の問題であるというふうには内閣は思っておりませんか。議長と内閣との間にやりとりされるシステムなんです。そこをどう考えているんですか。

○柴田政府参考人 お答え申し上げます。ただいま申し上げましたように、答弁書は閣議決定を経て出されるものでございますから、当然内閣と立法院の関係だということは私どもも承知

しております。

ですから、一般論でございますが、間違いがあればこれは訂正するという考え方でございます。

○平野委員 今、だから事実確認したでしょう、現実のものがありましたと。もともと、そういうのは存在をしないと。具体的には、現実にはありましたが、内閣としてどうされたのですか。第一義的には、システム上は内閣の責任である、こう思うんですが、それに対して、今後こういうふうになりますと云々じゃなくて、この事実に対して、どう反省をし、どう行動したのか、ここが私は一番聞きたいところでありまして。時間がたてば忘れられるから、次から気をつけよう、こんな安易なものなのかということを開きたいのであります。

○柴田政府参考人 繰り返しのようになって恐縮でございますけれども、間違いということが仮にあるのであれば、これは訂正をするということでございます。内閣としても訂正するというところでございす。

そういうことで、その取り扱いについては、きちっとそういうことでやっていきたいというふうな考えでおります。

○平野委員 間違いがあればということですが、今、文科省の局長がそういう事実については認めたくありません、今回、今私が言ったことが初めての認識ですか。

○柴田政府参考人 役所の内輪の話にはなりませんけれども、私どもが承知したのは、実は、先生の御質問があるということで、昨日、夜でございますが、そういう事実を、正直なところを言いますと、承知しました。

そういうことでございますから、これを踏まえまして、どうするかということをお急ぎに考えたいというふうにお願しております。

○平野委員 私、実はきのう、これは大変な、審議官のレベルの問題ではなくて、官房長官を含めて、内閣のゆゆしき問題だ、こういう認識のもとに、官房長官に来てもらいたい、こういう要求を

いたしたところであります。

しかし、私、これを荒立ててどうかこうとかということじゃなくて、やはり事実を認めたらば、こういう問題が起こったときには、では今後どう対処するんですか、システムのことは。

○柴田政府参考人 お答え申し上げます。まず、誤りが明らかになった場合には、これは訂正するということが一つ。それから、一般論としても、先ほど申し上げましたように、閣議決定を経て答弁書を出すわけでございますから、間違いがあつてはいけないうわけでございまして、これを機会に、改めまして各官房に、もちろんこれは我々も含めてでございますけれども、答弁書を作成するときは間違いがないように徹底をしたというふうにお願しております。

○平野委員 訂正をするということはわかりました。また閣議で訂正をするんですか。

○柴田政府参考人 お答え申し上げます。今、事実と異なる点があつたということにつきましては、この委員会の場で、議事録に残る形で明らかにしたわけでございますけれども、答弁書の訂正のやり方については、今申し上げましたように、私どももきのうの夜聞いたばかりでございますので、できるだけ早く物事を整理したいというふうにお願しております。

○平野委員 少なくとも閣議決定されて決めたことですから、その決定が間違っていたということであれば、正しい決定という意味では、これは閣議決定だけじゃないですよ、担当大臣も、事務次官会議にもかかって、それで閣議決定されて、議長に対して返していくわけですよ、立法院に対して。これはやはり、議長に対してもとるべき手段があるでしょうし、その前に、閣議決定を覆すわけですから、再決定を直さなきゃならないんじゃないでしょうかと思っております。

初めてきのう、夜、僕、眠いのに宿舎にお電話を何回もちょうだいて恐縮ですけども、それほど私は、国会議員への答弁というのは、あるい

は質問主意書というのは重いものであるというこ
とで、今後の対応については、筆頭理事、そのお
答えを含めてぜひお願いをしておきたいと思いま
す。

いま一つは、これはシステム上の問題でありま
したが、今度は中身の問題について、私は、これ
は当然文科省の問題だと思えますから、文科省に
聞きたいと思いますが、急いでいたために、十分
に、議事録があったということが、存在が確認で
きなかったのかどうか、その状況はどうですか。
○遠藤政府参考人 質問主意書が出まして、それ
についてお答えするべく調査をしたわけでござい
ますけれども、国立大学附属病院のマネジメント
改革を提言した会議への文部科学省からの出席者
名、回数、具体的な発言内容ということでの御質
問でございましたので、当時の関係者に聞いたと
ころ、文部科学省内には記録は存在せず、当時、
議事録はないというようなことであつたわけでござ
います。そういうことで、議事録のたぐいは存在
しない判断をしまして、質問事項に對しまして、
御指摘のように、「記録が存在しないため、提出
お答えできない。」という答弁書を作成し、提出
をしたわけでございます。

ところが、平成十五年の四月十七日の週刊新潮
に議事録が存在する旨の記事が掲載されたという
ことがございまして、会議の事務局を担当してい
た九州大学に再照会を行いましたところ、同大学
から、会議における正式な議事録はないけれど
も、会議の内容をテープに録音し、それを起これし
て作成した発言の記録であれば存在するという回
答があつたわけでございます。

この会議では議事録を作成するという取り決め
はなく、テープを起こしただけの発言の記録はい
わゆる正式な議事録ではないということとらえ
ていたため、議事録はない旨の回答を行ったとい
うこととございまして、こういった会議の記録に
ついての認識の不足、あるいは関係者間の意思疎
通のまずさによりまして、結果として、質問主意
書に対する答弁書の中で誤つた答弁を行つてし

まつたということとございまして、まことに遺憾
なことだつたということと認識をしておる次第で
ございます。

○平野委員 私、言いたいことは、そんな言いわ
けみたいなことは聞きたくないもので、要は、議事
録らしくないメモみたいなもの、テープにとつて
おりましたということよりも、先ほど言いました
ように、予算要求においてこの趣旨に沿う取り組
みをする大学に重点を置くという、こんな通達ま
で文科省が出しているんですよ。出しているとい
うことは、その前提になる何かがないと出せない
んですよ。

もつと言えは、こういうことは内々おさめてお
いて、あくまでもそういう根底にあるのはやはり
文科省の隠べい体質ですよ。官僚の隠べい体質で
すよ。これが端的に出たんですよ。それを三井議
員が、その提言の中身を知りたい、これからの大
学の改革にどんな影響が出るかわからないから
教えてもらいたい、こういう議員としての、議員
行動として起こした行動に對して、記録はない
と。それで、後で聞いたら、テープは起こしてい
たので、それをそしゃくして出しますわと。
そうじゃなくて、その会議で論じられたことを
重点的にやるということと文科省が通達を出して
いるんですよ。いわゆる文科省の肝いりの提言な
んですよ。それなのに、記録がない、だれが言っ
たかわからない、そんなことは絶対にあり得な
いんですよ。それを、ないと。忘れていました。忘
れていましたとは言いませんわ。僕は、やはり隠
ぺいをして、明らかにそういう体質が文科省
にあるのではないかと。

加えて、次の質問。
では、三井議員がそういうことをされたことに
對して、三井議員本人、私は当事者ではありません
んが、同じ、同僚の議員ですから、文科にいる委
員ですから、かわつて言っているんですが、当事
者である、国会議員であります三井議員に對し
て、内閣府なり、内閣府はきのう初めて知つたとい
うことですから、まあよろしいわ。文科省はわ

かつたわけですよ。週刊誌で書かれたから、初め
て、これはあると。国会軽視というふうには、
私、映つてならないんですよ。週刊誌に載らな
かつたら、これはあくまでもまた、ないといい続
けるのか。
この問題を私は強く指摘したいわけでありま
して、文科省としては、三井議員御本人に、そう
いう問題があつたということに對してどういふ
うに對処しましたか。
○遠藤政府参考人 先ほども申し上げましたよう
な経過が判明した時点で、三井先生におわびを申
し上げ、そして、三百ページぐらいのものでござ
いますけれども、それをお渡しして、今後どうい
うお取り扱いをしたらいいかということで、御相
談をさせていただいたということとでございます。

○平野委員 相談をしておると言うけれども、も
う五月ですよ。私がこのことを言わなかったら、
これまたずっとそのままになっていたんじゃない
でしょうか。だれが三井議員にどう対応しまし
たか。大臣まで判をつけて、閣議決定までした話で
すよ。だれが三井議員に行かれましたか。
○遠藤政府参考人 担当の審議官が二回お伺いさ
せていただいております。

○平野委員 これは、担当の審議官のレベルで処
理して、決裁を起こした中身ですか、大臣の責任
はないんですか。この点はどうですか。
○遠藤政府参考人 事務をお支えする私どもの責
任だと思っております。

○平野委員 これは事務の問題ではないんだ。国
會議員が政治生命をかけてやっている質問主意書
なんですよ。それを、事務の問題で、事務の責任
で取り扱うんですか。事務の責任もあるでしょ
う。だけれども、結果責任というものは大臣にな
いますか。

私は、その御担当の方は、うっかりして間違つ
たかもしれない。虚偽ということであれば、こ
れは、調べました、国家公務員法八十二条の懲戒
に該当しますよ。そこまで私は言いませんが、事
務で起こしましたから事務でやって、大臣に傷を

つけないように、そういう体質を文科省は持つて
おられるんじゃないですか。それはだめですよ。
だめなものだめ、これは大臣として責任をと
る、こういう体質でなければ、やはり、政治家が
政治責任をとるといふのと同じごとく、しっかり
と結果に對して責任をとらなければ、人事異動し
ちゃつたから、もう担当がいまありませんからわか
りません、しかし大臣は厳然として文科省の看板を
背負つて頑張つておられるわけですから、その大
臣がそれなりの責任をとるべきだと僕は思います
が、どういふ御責任をとっていただけですか。
○遠山国務大臣 私は、質問主意書に對する答弁
書といふものは、閣議決定を行いました上
で、内閣から国会に提出されているものでござい
まして、内閣の公式見解として極めて重要なもの
だと考えております。これは誤りがあつてはな
らないものと認識をいたしております。したが
いまして、常に、閣議にかける前には、その質問主
意書に對する答弁の内容をしっかりと聞いておりま
す。この件につきましても聞きまして、そして内
閣において、閣議に提出され、そして閣議で私も
決裁をいたしました。したがいまして、この問題
について、私は責任がございません。

この件について、少し調べてもいただきました。私
も夕べ聞いたところとございまして、三井
辨雄議員の質問主意書に對する答弁書を作成する
際に、調査が不十分であつた、それからまた議事
録といふものについての認識の錯誤があつたとい
うことはございまして、結果的に答弁書に
間違つた内容を記載したということとまことに遺
憾でございまして、三井議員を初めといたしまし
て、国会、内閣等、関係の方々に、私からおわび
を申し上げます。

今後、このようなことがないよう、職員に對し
て指導を徹底してまいりたいと考えます。

○平野委員 私は当事者ではありませんからこれ以
上言及しませんが、ぜひ大臣の方から、三井議員
に對しまして、しっかりとこの事のでんまつはつ
けてもらいたいというふうには思いますし、内閣官

房、内閣においても、質問主意書という、セレモニーになっているんじゃないか、したがって権威あるものとして、ここまでですんできたかと思うと、私はがっかりしているんですよ。これを……(発言する者あり) 内閣不信任案かどうかは別にして。

私は、そういう意味で、私も過去は何回かありましたが、こういう問題。私の場合は、もう過去をほじくり返すつもりはないですが、ミスプリです、誤記ですというやり方を変えられた。何だと。これは私はもう怒りましたよ。そんなものが、印刷ミスで、間違いましたという訂正をするのかと。

間違いもあるでしょう。あるんだつたらあるで、しっかりと間違いの訂正のシステムをきちっとつくってもらいたい。今ないんですよ、間違わないという前提に立っているから。間違ったときはどうするかというシステムをしっかりと起こしておいてもらわなければ、同じように、今遠山大臣が謝罪されましたように、済みませんでしたが、以後気をつけます、こんなでんまつじゃ、本来の自身の、本質論まで解決になったことにならないと私は思いますから、ぜひよろしくお願いをしておきたいと思えます。

さて、こればかりやるわけにいきません。本来のところに入りたいと思えますが、今までかなりの方が、総論的な御質問を含めて、基本論から入っておられますが、私もどうしても理解できないところがあります。

今回、行政改革の一連の中で、独立行政法人化、こういう流れで来ている。文科省の管轄でいくと、大学については独立行政法人化ではなくて法人化である、こういう流れで来ているように思うのですが、二十一世紀の日本において、本当に国策大学、いわゆる国立大学というのは必要なのではないでしょうか。

明治以来、国立大学校、国立大学を起こして、今日までの日本の教育あるいは将来的な基礎研究を含めて大学が担ってきたということは、ある意

味で私は大きな成果だったと思うんです。ただし、弊害もあると思えます。弊害をなくして、より活力を持たせていくことの考え方には、私は賛同いたしますが、百近くある国立大学を全部横並びで全面的に独法化だと。そうすると、国立大学、いわゆる国策大学の役割というのは一体何だったのかということが素直に疑問に思えてなりません。改めてこの点だけ聞かせてもらいたいと思えます。

国策大学は本当に要らないのか。全部要るとは思いません。一つでも二つでも、国策大学、こういう目的のために税金を使い、国が関与してやるんだという大学は必要ないんですか。何で全部横並びにするんですか。護送船団方式ですよ、これは。小泉内閣が行政改革だ、こういうことで、遠山大臣も抵抗しておつたけれども、負けたんじゃないでしょうか。なぜ国策大学として必要なのかということに対して御質問いたしますから、お答えください。

○遠山国務大臣 国策大学という御趣旨がどういう意味であるのか、これは相当議論した上でないと可否について正確には答えられないと思えますけれども、一国の知の未来を担う大学というものが、私は、それぞれの大学が特色を持ちながら、個性を発揮し、そして最大限その持てる潜在力を発揮してもらおう、そのためにいろいろな形で整備をしていくというのは国の役割だと思っております。

これまでの国立大学の役割は、では一体何であつたかといえ、三つほどあると思えます。一つは、国にとって一番大事な基礎である基礎研究ないし学術研究の進展を図り、そしてよき研究者を養成するというのが第一点でございます。それが二十一世紀に必要とされる知を実質化し、そして高度のものにしていく一番の基礎であるわけでございますが、同時に必要なものは、国にとってあるいは社会にとって必要な人材を養成していくということでございます。だから教育の機能は非常に大事であるわけでございます。その意味

で、国立大学におきましては、理工系の学部の充実等を通じて、本当に社会のニーズが出てきたときに、ある意味では国策という角度から充実をしてみたいと思えます。

同時に、地域のいろいろなニーズにもこたえていく必要があるということで、地域に貢献するという角度から、それぞれの地域にバランスよく配置して、そして学生たちに教育の機会を与える、あるいは地域の企業と地域社会全体に対して貢献をしていく、そういう役割があると思えます。私は、この点では、これから法人化しても国立大学の役割というものは厳然とあるというふうに考えております。

そうした角度から考えますと、私は、一つ、二つだけ選んで国策大学というふうに考えていくよりは、これまでそれぞれの歴史を持ち、そしてそれぞれの発展形態を持って今日まで至っている、そこにはさまざまな集積があると思えます。それらを大事にしなが、本当にもっと活性化していくためにどうしたらいいかという角度で考えていくのがこれからの大学政策ではないかと思っております。その意味におきまして、この法人化というのは意義があるというふうに考えております。

○平野委員 やはり私、物事を起こしていく、あるいは変えていくときには理念がないといけないと思っております。今回の流れを見ていると、みんな横並びで、理念があるように私は思わないんです。来年四月からだから早く、それに間に合わせるために何か後追いで法整備をしているというふうな思えてならない。もつとしっかりと国立大学、でない、今日までの国立大学というのは一体何だったんだろうかということが、参考人の御意見にもありましたけれども、私はやはりしっかりと理念を持つべきだと。百近くあつて全部独法化だ。東京大学だとは言いませんが、少なくとも一つぐら、これはやはり直接国立大学として残してやってみる。

安がいつばい御質問の中にあります。では、一つか二つ独立行政法人化のようなシステムでの大学、学校法人をつくらうんじゃないか。特区ということをよく言うんじゃないですか、小泉内閣は。特区の立場でまず独法化してみても、よかつたら多くへ広げていこう、こういう発想に今あるのに、これだけは全部横並びでいく、これは何かやり方が違つていませんか。

まして、私は、一つや二つ国立大学があつて、将来の国を担つていく、そんな仕組みの中に、大学機能があつて、高等教育機関があつていい、そういう持論者ですからそう願うところでありすが、焦つて、準備万端できないのに決められたから後追いでやつていくというのが、現場の声を含めて実態であろうというふうには私は思えてなりません。

そこで、具体的などころを質問したいと思えます。特に法人化になっていきますと、理工科系を中心に大学の研究室とか研究施設、実験施設等々を含めて、いろいろな薬品、危険なもの、あるいは人体に有害なもの、いろいろなものが施設の中にあるわけでありすが、労働安全衛生法の問題から見ても、これに対する取り扱い、あるいは職員に対する危害、あるいは部屋の構造とか消火施設とかいろいろな意味で労働安全対策上の問題として対処をしておかなければならないわけでありす。

私立大学はそういう意味での対処は法に照らしてしているところでありすが、国の施設でやる国立大学においては、法律が適用除外であるように私は聞いています。しかし、これが法人化になつていったときに適用除外のままではいいはずがありませんから、当然それに対する施設改善並びにそれに対する対処をした上で初めて施設が学校法人としての施設になつていくわけでありすが、文科科学省は、そういう安全衛生という視点で見たとときに、各大学十分に今の状態をいけるのか、いけなければこういう処置をする、こういう

ところについての現状認識はどこまで把握されておられるでしょうか。

○萩原政府参考人 労働安全衛生法対応についてお答えいたします。

今現在は、委員がおっしゃったように、国立大学におきましては人事院規則に基づいて安全衛生管理を行っております。今度、国立大学等が法人化されますと、同規則にかわりまして労働安全衛生法が適用されることになりまして、当該法令に適用していく必要があるということで、十分認識しております。

文部科学省におきましては、労働安全衛生法適用への移行が円滑に進められますように、昨年十二月に通知を出しました。「実験施設等の安全管理の徹底について」ということでございます。これまでも人事院規則に基づいて安全管理がなされていたわけですが、より一層の徹底を図っていただきたいという通知でございます。

その中身であります、大きく三つあります。……(平野委員「中身はいいです」と呼ぶ)よろしいですか。

それから、そういった徹底を図るとともに、その対応をしていかなければいけないわけがございます。それに対する経費といたしまして、予算的な措置でございますが、各種、大学等が持つておりますその経費を含めまして、また、文部科学省としましては、今施設において国立大学等施設整備緊急五カ年計画というのを進めておりまして、今年度三年目でございますが、その中にも既存施設の老朽改善対策費というのがございます。その一環として推進していくということで、平成十四年度補正及び十五年度当初予算で合計二千六百億、これはほかの整備費も入れた総額ですが、二千六百億円の予算を確保しているところでございます。

○平野委員 要は、来年の四月一日までに十分にそういう改善ができればと認識をしておられるというふうに思いますが、そういう認識でよろしいですか。一言でいいですよ。

○萩原政府参考人 そのつもりで対応していくことにしております。

○平野委員 そのつもりという言い方は、つもらなかつたら先に越すということになるが、その今のお答えはちよつといかがなものかなと思えます。

ただ、私気になりましたのは、そういう決意でぜひやらなければならない、違法になるわけですからね。ところが、五月の七日に、各学校代表者に、国立大学法人化特別委員会委員長、石学長さんですが、学長さんの名のもとにどういう通達をしているか。法人への移行過程における事項で、労働基準法に基づく届け出義務に関する運用上の配慮、労働安全衛生法の適用に関する運用上の配慮、法人化に伴う各関係省庁への附属病院の開設承認再申請等の運用上の配慮。これは、来年の四月に十分間に合わない事項があるというふうに考えるから、こういう費用は運用上配慮してもらいたいことというアンケートをとっておるじゃないですか。Eメールにより五月十五日午後五時必着で国大協事務局に回答してください。

このことを見ますと、今の御答弁にあるように、来年の四月までに間に合うつもり、つもりの中のものもこういうことで、どうしても間に合わないから配慮してくれと来たときには配慮をしようという仕組みをもつて、対処でき得るデータを今整備しているんじゃないでしょうか。この点が私は非常に疑義に思えます。この点はどうですか。

○萩原政府参考人 お答えします。

委員御指摘のそのアンケートですが、申しわけありませんが、私、今の時点ではそのアンケートについて把握しておりません。ただ、先ほどの十二月の通知に基づいて大学が着々と調査、準備をしているというふう聞いておりますし、文部科学省といたしましては、緊急に対応すべきものは今年度中に対応するよう、実施するよう指導するとともに、関係省庁とも緊密な連絡をとりまして、法人への移行がスムーズに行われるように国立大学等を支援していきたい、このように考えております。

○平野委員 そこで、きょう厚生労働省に、石さんじゃなくて大石さんに来ていただいています。この法を所管する厚生労働省にお伺いしたいんですが、人命にかかわるような安全衛生等々、この法律は、適用を免除されるような法律なのですか。まず、その根幹だけ聞かせてください。

○大石政府参考人 労働安全衛生法が適用になれば、免除ということはない、何らかの法定事項がない限りはそういうことはないということでございます。

○平野委員 罰則規定、これは懲役六カ月以下というのがあるんですね。仮に、仮のことを言ったら答えられませんかという答えをよく官僚の方はされますが、仮に、これは全国的に、国立大学の理工学部とかそういう施設のあるところで大量の違法状態が発生した場合、厚生労働省としてはどう対処するんですか。

○大石政府参考人 労働安全衛生法の趣旨というのが、やはりそこに働く労働者の安全、健康を守る、こういう趣旨でございますので、そういう趣旨に一番沿う形で適切に対処してまいりたい、こんなふうな思っております。

○平野委員 私の予測で恐縮ですが、絶対一〇〇%いけるはずがないと思えます。必ず違法状態がどこかで起こっていくと思うんですね。これは、我々としても、そこに働いておられる方々の問題を含めて注視をしなければならず、警鐘を鳴らしておきたいと思えます。厚生労働省も、そういうことが起こり得るシチュエーションに今あると私は言っておきますから、よく見ておってくださいね。一緒にしたら共同正犯ですよ。

それで、それに絡んで、労働基準法八十九条によれば、使用者は就業規則を行政官庁に届け出をしないといけない。また、就業規則の作成については、働いている人の代表者、これは労働組合と言ってもいいと思うんですが、意見を聞かなければならぬというところで、これは、法人化に向けては、法人化していったときに、だれとその協議をするのでしょうか。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。国立大学法人化後は、御指摘のとおり労働基準法等が適用されるわけでございまして、したがって、勤務時間や給与等に関する事項を規定した就業規則を作成し、これを所轄の労働基準監督署に届け出ます。したがって、法人化に向けた準備というものが大変重要になってくる、こういうふうな考えております。

これからさらに具体的になってくるわけでございますけれども、具体的な手順としては、各国立大学があらかじめ就業規則をどういうものにするかと考えていく必要があるわけでございます。その規則を考えて案をつくっていく際には、まだ法人化されておられませんので、したがって、職員の過半数で組織する職員団体がある場合にはその職員団体の意見を聞く、あるいは、過半数で組織する者の意見を聞く場合には、職員の過半数を代表する者の意見を聞きまして、法人移行時に就業規則を作成し、職員等からの意見を記した書面を添付して所轄労働基準監督署に届け出ることになります。

それから、今のは就業規則だけですけれども、そのほか、労基法三十六条に基づきます時間外給付金などのいわゆる書面協定、こういうものも同様の準備が必要でございます。

さらには、法人化になりますと、給与や労働条件につきましては、法人化移行後は労働組合法に基づきます、労働者側の求めによって労使交渉に及ぶということも当然あり得るわけでございます。そういったことも当然あり得るわけでございます。

そういたしますと、法人化移行前にあらかじめ職員団体に、ありましたら、その内容を説明し理解を得るということもやはり一つの準備作業かというふうな考えておられます、各大学、今、民間なり私学の就業規則をそれぞれ見ながらいろいろ

いような準備をしているところでございます。

なお、先ほど若干労働安全衛生法の御指摘がございました。先ほど施設の面でのお話でございましたけれども、人事管理も含めて労働安全衛生というところはきちんと適用していかねばなりませんので、その指導を行っておりますし、準備を進めているわけでございます。その間において、細かい運用面についての若干の調整もそれぞれ必要になってまいりますので、そういったところも、厚生労働省の方にもいろいろ御意見を伺いながら、また私どもとしてきちんとした対応をしていきたい、かように考えているわけでございます。

○平野委員 過半数を組織化している労働組合というのは、今、調べていきますと、ほとんどない。そうすると、就業規則とかいろいろなことを、意見を聞く、協議をする、こういう団体というのは存在しないけれども、設立する当初から、それは聞かなくても、届け出を労基へ届けたいですか。

○玉井政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど私の説明、若干聞き取りにくかったのかもしれませんが、過半数を占める職員団体が、過半数を代表する者の意見を聞いていただく、そしてそういう準備をしておくということになろうかと思っております。そういう意味での内部で、きちんとした準備を今進めているところというふうに御理解いただきたいと思います。

○平野委員 いずれにしましても、急速に、来年四月と後ろを切られている、そのことだけを前提にいろいろな処理をしておりますから、いろいろな現場の問題というのが十分に反映されてやられるということが非常に難しいんじゃないかなと思っております。特に労働安全衛生という視点は非常に大事な観点であります。

このことを考えますと、これに対する費用も相当かかります。先ほど、国立大学施設五カ年計画というお話がありました、これは、来年四月になつたらこの問題というのはなくなるんでしょ

う、国立大学というのはなくなるんだから。そんな、五カ年計画のその予算は、それだけはまた五カ年計画はあるんですわなんというところはあり得ないわけですよ。したがって、ことしの予算書を見ましても、そういう視点での予算組みはない、こういうふうには思えますし、ただ単に何億とかいうレベルでなくて、何百億というレベルの問題だと私は思っていますね。こんなことを、今やっておりますして、本当に来年の四月までにでき上がるものなのか。

きつと担当の皆様方は、移行期間だから猶予してもらつたらいいだろうという、官庁の横並びの共同作業で、いや、まあまあいいよと、こんなことでやろうとはよもやしていないでしょうね。絶対にこれは許されるべきことではないと思えますから、その点もう一度だけ、そんなことは絶対ありませんと、つもりじゃなくて、ありませんと言つてくれますか。

○萩原政府参考人 安全については重要だと考えておりまして、今年度中に緊急に対応すべきものは対処するようにしていきたい、このように考えております。

○平野委員 それは、すべきものという、猶予されるものはいないということにも聞こえますが、猶予しちゃだめですよ、いいですね。答えは要りません。

それと、もう時間が来ましたが、最後に、事務職員の問題であります。

事務職員さん、大体二千名くらいおられるというふう聞いていますし、課長級の方で平成十五年四月一日で六百四十一名おられる、こうあるわけですが、この事務職員さんの人事権、任命権、採用権、ローテーション、この問題については、大学の学長に、その大学にすべて権限が移譲されているというふうには私思うのですが、間違いございませんか。

○河村副大臣 委員御指摘のとおり、学長に移行される、こういうことではあります。

○平野委員 ということは、他の大学へのロー

ションということはありません。

○河村副大臣 この点については、各大学側もいろいろ研究をされておるようでございまして、本人の希望も聞きながら、適切な異動が図られるように、文部科学省としても、当初、スタートのときでございますから、関係者とも十分相談しながらこの問題については対応してまいりたい。もちろん、第一義的には学長の人事権というのが前提になることは当然のことでございます。

○平野委員 これはもつと深く聞きたいんですが、ちよつと時間があります。

最後に、あと一点だけ。

国立大学の資産という視点と、財務・経営センターというまた変な組織ができ上がりますが、資産を移転するということが当然になりますね、別法人になるんですから。これは国有財産を移していくということになるんですが、すべての、今持つておられるものを全部自動的にその法人に移していくか。ある意味では、今までは国の財産ということでありまして、一たん国の財産に戻して、それを無償で使わすとか、視点は、今あるものを全部この時点で、四月一日で法人に移すのか、こういう視点。

もう一つは、産業特会から出ておる、社会資本整備勘定から、平成十三年度でございましたが、補正予算で、N T Tの株の売却益から繰り入れをしておるんですが、これについては、そういう繰り入れだからということで、移行時に大学の債務として残る。

たまたま十三年度はN T Tの株を売った、そこから来ているから債務になって、今までは全然それはないんですよ、財投から来ておる部分については、たまたま十三年度のお金がないからN T T株を売ったからということで、これは債務として移行するの。何か場当たり的な処理をしていくような気がしてならないんですが、最後に、財政について、資産についてはどんなお考えをお聞きしたいと思っております。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

国立大学法人への移行に当たりまして、各国立大学、現在の国有財産は大変膨大な国有財産があるわけでございます。これらの資産のうち、現に各大学が利用に供しているものなどを、各国立大学法人の業務の実施に必要なものを承継する。

ですから、例えば、全く未利用である、利用計画も全くないというものは、これは国有財産として残るわけでございますけれども、現に大学として使用している、こういうものについては、ほとんどになりすすけれども、それぞれの国立大学法人に承継することでございます。ただ、具体的な資産、これからさらに細部を詰めねばなりませんので、今後関係省庁と具体的に協議をしていくという形になるわけでございます。

それから、先ほどの御指摘の中で、十三年度の二次補正予算財源となつた産業投資特別会計社会資本整備勘定の繰り入れのものとございますが、これは約三千四百億円でございます。これらにつきましては、今回、関係の国立大学法人に承継することとしております。

そもそも、施設の整備につきましては、病院の整備、あるいは老朽、狭隘化で特に整備せねばならないもの、こういったものについて、従来から、今の国立学校特会の中では、財投資金を活用しながら、確実な償還があるという前提で、それを施設費として使ってきているわけでございます。

そういういわば施設の整備で、しかも目的がはっきりしているというものについて、これはやはり、今まで特会全体でやっておりますけれども、もともとをたせば各国立大学の施設の整備でございます。したがって、その債務については、やはり基本的に、今申し上げた産業特会については各国立大学、それから病院整備にかかわる債務については、財務・経営センター一括して承継させますけれども、それは関係の国立大学法人、すなわち病院を持って、病院収入で返していくということがあつたわけでございますので、同センターに対し一定の債務を負担するというので

でございます。

あと、若干残っている特別施設整備については、これは財務センター自身が承継をする、こういう仕組みをとろうというふうになっているわけがあります。

○平野委員 もう終えますが、今言われたけれども、確実に償還できるという表現を病院の施設で使いましたが、病院、全部真っ赤ですよ、赤字ですよ。償還なんかできないんですよ。できないのにもかかわらずそういう言い方をしているというところに大きな課題があると思います。要は、いずれにしても、拙速で動かしやすくと大きな目標を見失うことになりやすから、慎重に課題を整理してやっていただきたい、このことだけ申し上げて、終わります。

ありがとうございます。

○古屋委員長 藤村修君。

○藤村委員 民主党の藤村修でございます。

国立大学法人法案外五法につきまして、私自身は二度目のこの国会での質問をさせていただきます。

前回は、主にお金の面、財政の面というところから質問したわけですが、きょうは、法人法案については、特に人あるいは組織、そういう切り口で質問したいと思っております。

その前に、冒頭、私も民主党の方では、きょうまでの議論も通して、方向としては、今までの文部科学省の中の機関から外へ出し、そして法人化をする、独立をさせる、つまりそのコンセプトはよしということで考えておりましたが、詰めていく中で、やはり非常に基本的なところで修正が必要ではないかということで、修正案を、少し手おくれになっているかもしれませんが、きょうの午後にも本委員会に提出させていただきますと考えております。ですから、まだ正式に提出されたものではございませんが、事前に修正案要綱というところで、一応お目通しをいただいているかと存じます。

その中で、特にこの点だけ冒頭お伺いしたいん

です。

私ども、幾つかの修正項目を出しておりますが、何より重要なポイントというのは、きょうまでの審議の中で、遠山文科大臣も何度もいろいろな形で答えたいだいたと思うんです。つまり、一般の独立行政法人にするのではなくて、だから国立大学法人なんだ、そういう基本的なお考えを何度かおっしゃっていると思います。

一般の独立行政法人というのは行政改革の一環の中で行われてきた、特に、それは今までの政府、国が政策立案の部分とかあるいはそれを実施する部分とかごちゃ混ぜで持っていた、そこを切り離して、政策の企画立案機能それから実施機能の分離ということが主な課題であつたわけですね。だからこそ、今回の国立大学法人はそういう観点ではないんですと、文科省から何度かいただいたペーパーでも、わざわざ国立大学法人とはという説明の中に、括弧書きで、独立行政法人通則法に規定する独立行政法人ではない、こう書かれて説明がされている。

ですから、私は、そのとおりやっていただければよかったんですが、一番重要な、きょうの最初の方の委員会でのやりとりもございましたが、目標を立てるのはだれかというんですね。これがまさに政策の企画立案になるわけです。企画立案は、この法律を見る限り文部科学大臣である、策定すると書いてあります。となると、それを示し、つまりその目標を示し、示された大学法人はそれに基づいて仕事をやるわけで、まさに、独立行政法人の企画立案機能と実施機能の分離という基本的な考え方に沿っているじゃないですか。これは、これは一番中心のところですが、国立大学法人は独立行政法人ではないんだと言いがら、一番大事な中心部分は法律的にそのとおりになっている。

説明を伺いますと、あるいは法律の中にも配慮やら何やらいろいろあります。実態は、そんなの、八十九の国立大学のそれぞれの中期目標などを文科省の、さっきの山谷質問では、高等教育局

の二十人か三十人の方々でできるわけがないので、それはもう全部法人がそれぞれ大半を作成されて、調整をして、形式上、文科大臣が策定すると法律にはなっています。

先ほどの遠山大臣の答弁は、文科大臣がそれぞれの法人のまさに企画立案を全部しようなどとは考えてもいないとおっしゃいました。今、お考えはそのとおりだと思います。しかし、法律に書くわけです。法律に書いていけば、それは将来に残ります。大臣はかわっていきます。法律に書かれています。大臣はかわっていきたくて、我々は、そこを変えなきゃだ、つまり中期目標の作成主体、これが文部科学大臣となっているのを国立大学法人にすべきだ、こういう修正を提案したいと思っております。

この点、修正に乗りますか。

○遠山国務大臣 なる御説明してまいりましたように、今回の国立大学法人化のねらいは大学の活性化ということであり、それを達成するために、一般の独立行政法人に課しているさまざまな桎梏を大学の特性にかんがみでできるだけ取り除きながら、しかし最終的に国立大学を維持していくのに必要な財政措置、これは国費をもつて充てるわけでございます。中期目標を定め、それに基づいて計画を立て、そしてそのことを達成させていくということが国の役割であるわけでございます。

そのことを考えますと、お気持ちは大変よくわかるわけでございますけれども、私どももいたしましては、その修正案の考え方は、高等教育の全体のあり方あるいは財政上の観点などを踏まえました文部科学大臣の関与の場を失わせるものではないかと存じます。

ただ、これは関与といえますよりは、むしろ責任であるわけでございます。中期目標をみずから責任において認めるといいますか定めるといことは、それに乗っかってその大学がしっかりと六年間やってくれるということについて国は責任を負うわけでございます。そういうかわりという

ものを失わせるものでございまして、国立大学に対する国の責任ある対応という観点からは疑問であるというふうには私は考えるわけでございます。そして、それを担保するためにさまざまな配慮義務ということを明記いたしておりますし、意見を聞くことももちろんのこと、国立大学の教育研究上の特性を十分考慮するということは法律上明記されているわけでございます。また、立法当初における私どもの考え方というのは、今後の運用においてしっかりと保持されるべきものと考えております。

○藤村委員 お気持ちはわかると言っていたんですが、つまり、本当に実態を踏まえて、過去の経緯を踏まえれば、目指しているところは一緒なんですよ。法律にどう書くか、そのほんのちよつとした違いです。

実態的には、中期目標を文部科学大臣が、八十九のそれぞれの法人についてまず作成できるわけではないですよ。みんな、それぞれがつくつてくる、それを文科省、お役所とよく打ち合わせながら、若干の修正もしていく。さっきの話では、むしろ、あせいこうせいと言われている方が多いということもありましたが、それは構わないと私は思うんですよ、その作業は。ただ、法律でどっちがつくるかというときに、これは大きな違い。しきりに、独立行政法人とは違うんですよとおっしゃっている中心はそこではないかと私は思うんですよ。

つまり、独立行政法人というのは、企画立案部門は国でやるんです。それを実施する機関を分離、独立法人にするということが独立行政法人であつた。ところが、中期目標をつくるというのはまさに企画立案で、これは、ここで文科大臣が抱えたと、やはり単なる独立行政法人じゃないですか。違うんですよ、違うんですよと書いているけれども、一番の根幹は独立行政法人だ。

文科省は当初、独立行政法人なら国立大学を法人化しないという考え方。まさにこれは、多分、財務当局とかその他の役所とのせめぎ合いの中で

妥協をされて、そのかわり、配慮規定などを法に盛り込んだと私は思わざるを得ないので、ほとんど変わらないんですが、本当に書き方のそこが。

やはり、この自由主義世界の中で、一つの法人の目標を、つまりその企画立案能力をすべて役所が持つて、監督官庁が持つて、それを実施しなさい、計画は自分でつくりなさいというのは、これはいわゆるきょうまでの独立行政法人じゃないですか。一番の根幹のところ国立大学法人は独立行政法人でないかという私の主張に対して、反論していただければ結構だと思います。

○遠山国務大臣 ここは非常に大事なポイントだと私は思います。

国立大学が、法人化しても国立大学であり続け、そして国の財政措置を受けるという体系であるならば、これは、中期目標を仮に大学が定めるといふように法文がなつたとしたら、国による財源措置の根拠は薄弱になるわけじゃないですか、制度全体の前提が崩れることになるというふうには私は思います。

大事なことは、国立大学が本場に活性化をして、国民の期待する教育研究、社会貢献というものをしっかりとやっていただく。そういうねらいのもとに、それぞれの大学が特色を出して、中期目標の原案をつくるわけですね。それらを勘案して、もちろんそれを十分に尊重し、配慮して決めていくという現在の御提案しております法律案といふものは、そうしたそれぞれの大学の取り組みというものを国としても責任を持つてしっかりと支えるということをごいまして、仮に、それぞれの大学が、夢を描いたまま、膨大なものを中期目標とした場合に、これを国として、国民の税金を使いながら支えるということができるといふことになってまいりまして、

そういうさまざまなことを考えまして検討した上で、今回の法案になつていまして、ぜひとも十分に、それこそ御勘案、御配慮をいただ

きたいと存じます。

○藤村委員 ですから、そこが閣法と私たちの考え方の違いの基本で、これを修正案としてきょうの午後にも提出をさせていただいて、十分御勘案いただきたいと思います。

つまり、独立行政法人ではないんだと言つていて、今もおっしゃる中心の、あるいは一番大事な部分を、他の独立行政法人もそうですね、企画立案は国に残して、実施機関としての法人をつくらせて、これが独立行政法人。今回も、実態はそうはいつていないと思ひますし、私は実態はそれに認めますけれども、法文上はやはり文科大臣が目標を策定する。その根拠が、今何度かおつたが、国がそれだけのお金を出すからには国の関与は必要だ、そう考へております。

その関与の仕方の問題で、中期目標は法人が作成しても、まさに、金を出すための許可をする、認可をするのは国だ、そういうとらえ方ができると思ひます。法人が百の目標を掲げて、そのうちの八十は国が認める、その八十の部分に金を出すというやり方は十分考へられると思ひますね。

つまり、法人というのは、法的に人格を持った一人一人の人であります。その人の将来、六年間、どうしたい、ああしたいということ、他人の国が決めて、そのとおりやる計画をつくれというこの仕組み自体に、非常に大きな、中心的な欠陥があるので、この部分を私ども民主党は修正案を提出させていただき、こういうことで、これは十分に御勘案いただければ結構と思ひます。

そこで、もうちょっと具体的に、きょうは、人と組織という面で質問をしたいと思ひます。今回組織がなかなか複雑なようで、簡単に言つてしまつて、きょうまで何回か説明されているのを聞く範囲で、役員会というものは、この法人の意思決定の最高機関というところであらうと思ひます。

それから、その役員会に対していろいろ審議をするのが、一つは経営協議会で、これは経営に関

することを審議する。でも、これは決議機関ではないから、ここで審議したものを、最終は役員会の議を経るということになってまいります。

それから、いわゆる教育、教育研究面においては、教育研究評議会というものが構成されて、しかしこれも、ここが審議をする、これが最終的には役員会の議を経て決定になる。こういう仕組みであらうと思ひます。つまり、経営面も教育研究面も、それぞれの機関があつて審議はする。しかし、決定は役員会でやる。

ここで、私、教授会はどこにどうなるのかなということを考へるときに、きょうまでいろいろな資料をいただいたり、いろいろな説明をしていただく中で、教授会の位置づけが、今回非常に漠としてわからないんですね。少なくとも教授会がなくなるとは考へられませんが、国立大学法人における今後の教授会の役割について、少し整理して答弁をいただきたいと思ひます。

○河村副大臣 今回の国立大学法人の制度設計でございますけれども、大学の長である学長と、同時に法人の長も一体的に位置づけられるということ、大学と法人をいわば一体的なものに位置づけられているということ、こういう整理をいたしておるわけでございます。私立大学では、法人と大学というものは完全に別のものでありますが、これを一体で考へている。

教授会のあり方でございますが、教授会はいくまでも学部等の教育研究の重要事項について審議を行うための機関であるのに対して、役員会は、大学運営上の重要事項に関して学長の意思決定に先立つて議決を行うための機関、この位置づけでおるわけでございます。最終的に意思決定を行う学長と教授会の関係というのは今の大学と変わらないうわけでございます。教授会と役員会というものは、その性格、機能が明確に異なつていまして、きょうに考へていただきたいと思ひます。

そういう意味で、藤村委員、恐らく懸念をされておると思ひますが、いわゆる教授会と

役員会が対立をするようなケース等々については、こういう形で比較される心配はないのではないかと私は思つております。いわゆる各学部の重要事項を教授会において協議をする。さらに、経営協議会というものが全体に対応して設置をされているということでありまして、教授会の位置づけというものは、先ほど申し上げましたように、あくまでも学部等の教育研究の重要事項について審議を行うという形で教授会の位置づけがなされておる、このように考へておるわけでありま

す。

○藤村委員 今のお答えは、今までとそれほど変わりのない、学部における教育研究の重要な事項の審議はやはり教授会でやるということ、では、今回の教育研究評議会というのがその上にある、図式でいうとどうなるんでしょうか。

〔委員長退席、馳委員長代理着席〕

○遠山国務大臣 基本的な考へ方は副大臣からお答えしたとおりでございますが、少し教授会というものについて御説明いたします。

学校教育法上で教授会について書いてあるわけでございます。これは、法人化後の国立大学についても当然適用されるわけでございます。他方で、法人化後の大学運営につきましては、経営に関する事項についての社会との意思疎通、それから教育研究に関する事項についての学内の合意形成とのバランスを確保するという観点から、経営協議会と教育研究評議会の二つの審議機関を置いて、これらの審議事項を踏まえて、事柄によつては役員会の議決を経て学長が最終的な意思決定を行う。

それでは、学校教育法上の役割を持つていられる教授会というのはどうなるのかということでございますが、その点につきましては、各学部等の教育研究に関する重要事項を審議する機関であるということについては変わりはないわけでございますが、全学的なことについては評議会がやってくれるわけでございます。

育研究に関する重要事項に精選するということが大事だと思っております。それによって、教育研究活動以外の教員の負担、これは非常に大きいわけですね、長い教授会をやったりとさまざまな負担があるわけですが、教授会をむしろ教育研究に関する重要事項に絞ってそれぞれの学部の範囲内におけるものをやっていたら、そしてそういう教員の負担をできるだけ軽くして本来の仕事に専念していただく、そういう関係になるというふうに考えます。

○藤村委員 ですから、もう一つは経営協議会というのがあるのです、今までは、教授会が学部の教育研究面だけでなしにさまざまな庶務を、細かいことまでやっていて、そういうものはもう全部兼任してあげたい、そういうものはもう全部兼任してあげたい、あるいは教育研究面でも精選して、できるだけ教授たちにもっと教育や研究に専念してもらうために少し軽くなりますよと。しかし、基本的に位置づけというか、今までの教授会は、学教法五十九条で定められている必置会ですから、ちゃんと役割はございます、こういう答弁だというふうに伺ったんですが、それでよろしいんですね。

いま一つ、大臣の答弁の中に、教育研究評議会も経営協議会も役員会も、学長の審議会という言葉を使われました、諮問したり。ところが、この法案の中では、経営協議会も議長は学長であります。それから教育研究評議会も議長は学長であります。文部科学大臣が諮問して、答申する中央教育審議会の会長を文部科学大臣がやっているようなものではないですか。これは審議会とは言わなくて、三つの会はいずれも学長の傘下ですよ。ですから、まさに学長のリーダーシップが強い。これは相当部分評価しますが、ちょっとこれでは審議会にならないんじゃないか、今審議会という言葉をお使いになったからそういうふうに関心ですけれども。

○遠山国務大臣 ちょっと日本語の発音が悪くて済みませんでした。

○藤村委員 機関としての長が学長で、役員会の長は学長ですね。法律には役員会の記述がちょっとないんですけどもね。役員は規定されているんですが、役員会は学長ほか理事で、監事も入りますか。役員会の長は学長という理解でいいんですかね、これは。となると、役員会の長も学長、それから経営協議会の議長も学長、教育研究評議会の議長も学長、一人の人が全部やっているわけ、これはチェック・アンド・バランスがないじゃないですか。

○遠藤政府参考人 大学におきましては、学長が、経営面あるいは教育研究面の双方につきましても最終的な責任を有しておられるということでございますので、その責任を十分果たすような組織にするということ、経営協議会、教育研究評議会、その点につきまして、トータルとしては国立大学法人の組織でございますから、国立大学法人が一個の組織体として円滑に展開し得るようにすること、学長が双方の議長としてその議事の整理を行うことがいであらうという考えで、そういうような組織にさせていただいているということでございます。

○藤村委員 ですから、さつき河村副大臣に先に答えていただいた、教授会と理事会の対立がしばしば私学で起こる、そういうものになりはしないか。私の問いは、実は役員会と教授会じゃないんです。役員会、経営協議会、教育研究評議会、この三つを一体にしたものと教授会との対立がきつと起こる。教授会というのは学教法で定められた会ですね。今度は、こっちは大学法人法で定められた三つの会、いずれも議長は学長ですから、そういう意味では、教授会とまさに執行部全体といえますか、この対立構造が起こるのではないかと。しかし、そういうのは心配してもしようがない、やってみよう、こういうことなんでしょうけれども。

私は、もう一つの危惧としては、経営面と教育研究面を分けてそれぞれやるというのは、これはこれでそれなりに納得性はあるんですが、ただ、

教育研究面というのは、やはり経営面、特に予算の問題に非常に絡み込んで、ところが、教育研究評議会はほとんど予算は審議させない。経営協議会ですか、こっちは予算オンリーでやる。これは、元大阪大学事務局長を務めた文部官僚の方で糟谷さんという方が、先般の朝日新聞の「私の視点」で書かれています。具体的にこれは、「ノーベル賞で有名になった素粒子ニュートリノ検出装置「カミオカンデ」の建設のような場合、まさにこれは教育研究分野で非常に必要だと。一方で、予算はこっちは経営協議会だとすると、この調整が時間がかかってなかなか迅速な措置ができない、「機動性に欠けることは明らかだ。」と元文部官僚がおっしゃっているんですが、こういう心配はないでしょうか。

○河村副大臣 今の国立大学においては評議会があるわけではございません、こころが、各学部から皆それぞれ代表が出てきて、各学部の、それぞれの学部の利害調整に非常に時間をとる、これが大学運営の上で非常に障害になっているという指摘もあつたところでございます。今度の新しい経営に関するあり方について、大学みずから責任で機動的な意思決定がどうしても必要になってきていくわけでございます。そういう観点から、今回、経営部門と教務部門、この責任の所在をはっきりするというのが第一点と、それから、今回、大きく学外者の参画を得るということで、意見聴取をやるということも重視をされておられて、このために両方の審議機関も必要になってきたわけでございます。

そういうことを前提として、要するに、機動性を欠くのではないかと御指摘が今ありました。今御説明申し上げたように、その役割分担をはっきりしているということにおいて、そして最終的に学長が判断ができるということ、私は、今までの国立大学よりは機動性においては高まっているというふうに考えるわけでございます。もちろん、それぞれの役割がありますから、あ

あいうカミオカンデのような大きな問題、これは学術の面から、教授会から意見が上がってくる、そういうものを取り入れるということは当然あり得るわけではございまして、そういう面では、今回審議機関を設けたことによつてすっきりしてきたのではないかと、このように考えております。

〔馳委員長代理退席、委員長着席〕

○藤村委員 ということは、先般の元文部官僚の方のこの危惧は杞憂である、そんな心配は、むしろ機動性に富むという今お答えだったというふうな受けとめです。

そこでもう一つ、人事システムの問題をちょっと飛ばしまして、最後、時間がありましたらやります。今度は、大学法人のそれぞれに附属の学校、小中高、それぞれ附属学校というものがございました。

過去、国立大学の附属小中学校の先生というのは、今回聞いてみてわかったんですが、大半が実は都道府県における公立の小中学校の先生が身分を国家公務員に変えて来ていらつしやる、数でいうと八割ぐらいのようですね。つまり、現在の国立の先生、小中高まで入ります、そのうちの八割は五千四百五十三人だけども、そのうちの八〇・三%、四千三百七十七人という方は、実は都道府県の小中高の教員が、まさに地方公務員から国家公務員に身分を変えて、ある期間出てこられて、それでまた帰られる。

こういうまさに人事交流というのが非常に、八割国立に来るわけですから、交流というよりは直流みたいなものですね、頻繁にあつたわけですが、今回、これが非公務員になりますと、どうなるんでしょうか。文科省としては、この人材交流、人事交流というのは、今後どう考えるんでしょうか。

○遠藤政府参考人 御指摘のように、今、国立大学附属学校教員の八割が公立学校からの人事交流で来ておるわけではございまして、こういった人事交流によりまして、公立、国立、それぞれ学校組織の活性化が図られ、教員の能力啓発ということ

にとりまして大変有意義なものになっておるわけ
でございます。

したがって、法人化後におきましても、こ
れまでどおり、大学と教育委員会との間で人事交
流協定を結ぶことによりまして、引き続き実施を
していくということにならうかと思ひます。

○藤村委員 今後も引き続き、というのは、実態
的に八割を公立の学校の先生でまことにお願いし
てゐるわけですから、全部来ないとなると、今後
学校ができませんものね、今後も同じような形
でいく。それで、今おっしゃったのは、今度は各法
人と都道府県とのまことに契約といひますか協定と
いひますか、そういうものを交わした上でやる、
こういうことだと思ひますので、それは必要なこ
とであらうと思ひます。

そこで、今度は公立の学校の教員の側になりま
す、今回の法改正の中で、特に、国立大学法人
法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
案、これがたたくさんの法律を変える。やはり国立
大学が一般の法人になり、非公務員になるとい
うことがどれだけ大変なことがこれを見てわか
るんですが。

その中で、例えば、今まで都道府県の公立の義
務教育の教員の給与、これは二分の一の国庫負担と
いう、国がまさに補助金を出す、国が責任を持つ
という部分であります。この給与の算定が、すな
わち国立学校準拠の規定という教育公務員特例法
二十五条の五というのがあります。つまり、小
中、義務教育の先生は、国立学校の先生、そこに
倣つて、その先生方の俸給表をそのまま都道府県
の教育委員会が採用した形で、それで何人雇つた
ということ、国がまさにそれに基つて二分の一
の文科省の国庫負担が決まっていた。

ところが、今回これで、今の二十五条の五が廃
止ですね。となると、どうなるのかというので、
それは余りに漠としていますので少し具体的に
言ひます、だから、それがなくなるから、今
度は各都道府県が決めないといひけない。その際
に、今回、教育公務員特例法に教員の職務と責任

の特殊性に基つた給与という原則を新たに規定
されました。この趣旨をきちつと報告してくださ
い。

○矢野政府参考人 公務員一般につきましても、
給与はその職務と責任に應ずるものでなければな
らないものとされてゐるところでございますが、
教員の職務は一般の公務員の行政事務とは異なる
特殊性を持つものでありますことから、その給与
は、その職務と責任の特殊性に基つき、一般の公
務員とは異なるものとされる必要があるというふ
うに考へてゐるところでございます。

これまで、公立学校教員の給与につきまして
は、委員先ほど御指摘がございましたが、教育公
務員特例法第二十五条の五によりまして、国立学
校準拠とされてきたところでございます。この規
定に基つき、公立学校教員の給与につきまして
は、国家公務員に準拠すること、全国統一的
に、教員の職務と責任の特殊性を反映した給与体
系、これは例えば、行政職と異なる俸給表が定め
られてゐるといふことか、あるいは教員特有の
諸手当が支給されてゐるといふような、そうい
ふふうな特別の給与体系が担保されてきたわけ
でございます。

国立学校の法人化に伴ひまして、その規定が削
除されることとなるわけでございますが、引き続き
き、教員の職務と責任の特殊性に基つき、一般
の公務員とは別個の給与体系とする必要があるわ
けであります。そのために、公立学校の教員の給
与につきましては、先ほど御紹介がございました
が、その「職務と責任の特殊性に基つき条例で定
めるものとする。」という規定を新たに規定い
たしまして、一般の公務員とは異なる教員特有の
給与体系を担保することとしたものでござい
ます。

○藤村委員 そこで、それはそれでよくわかりま
すが、もう一つ、義務教育諸学校の教育職員の人
材確保に関する特措法、いわゆる人確法というの
が、また別途、法律としてはあります。これは今
の教特法とはまた違う法律でありますから、違う

書き方があるんですが、「一般の公務員の給与水
準に比較して必要な優遇措置が講じられなければ
ならない。」とある。今回また、今の、一般の公
務員とは違う特殊性に基つきくというのは、それは
足してどういふふうに理解すればいいんでしょう
か。その二つの理念に基つき、こういうことにな
るんでしようか。

○矢野政府参考人 まず、人確法についてどう
あるかということについて、御説明申し上げたい
と思つてございます。

法人化に伴ひまして、国立学校の教員が非公務
員ということに整理されますことから、人事院の
勧告について定めた人材確保法の第四条を削除す
ることにしてゐるわけでございますけれども、人
確法の第三条の規定、これは、義務教育の教員の
給与について、一般の公務員に比較して優遇措置
を講じなされる、そういう規定でございます。ま
すから、この三条の規定は存続するものであるわ
けでございます。したがって、都道府県は、
公立学校の教員の給与を一般の公務員より引き続
きより高い水準に保つことが義務づけられるわけ
でございます。

また、あわせて、国立大学の法人化後も、教育
公務員特例法におきまして、義務教育等教員特別
手当の支給根拠規定を置くこととしたしてござい
ます。このようなことから、各都道府県は、公立
学校の教員の給与につきまして、条例でそれを定
める際には、人確法の優遇措置は基本的に維持さ
れるわけでございます。

したがって、先ほど御説明申し上げましたよう
に、教員の職務と責任の特殊性に基つき給与、そ
ういふ基本の原則に、今申し上げた人確法の趣旨
というのとは当然維持される形で、各都道府県にお
ける教員の給与というのとは決定されるものでござ
います。

○藤村委員 そこで、今おっしゃった、人確法の
四条は今廃止する。それは結局、今の国立学校
の教育職員の給与について、いわゆる人事院勧告
のことが触れてあつて、今回、国立学校の義務教

育課程の先生方は非公務員になりますから、これ
は削除だ。

しかし、この人確法といふか、まさに準拠をし
ていた公立の義務教育の先生方は、そうすると、
人事院勧告が今の人確法四条によつて国立学校の
義務教の先生方に適用され、それに準拠していた公
立の学校の先生方が人事院勧告を間接的に受けて
いたけれども、では今後、人事院勧告は関係なく
なる、こういうことなんでしょうか。

○矢野政府参考人 直接的には人事院勧告はな
くなるわけでございますけれども、その場合、どう
いう形で今後公立学校の給与が決定されるかとい
うことにつきまして、御説明申し上げます。

先ほど先生御紹介がございましたが、これまで
は、公立学校の教員の給与につきましては、国立
学校の教育公務員の給与等を基準として定めるこ
ととされておりましたために、人事院の勧告に基
づいて定められた国立学校の教員の給与の額に準
拠しながら、それぞれの各都道府県の人事委員会
の勧告等に基つき都道府県が決定されるという
仕組みになつていたわけでございます。

今後は、国立大学の法人化によりまして、国立
学校教員の給与の額に関する規定がなくなりま
すために、人事院が国立学校の教員給与について勧
告を行うことはなくなるものであります。人事院
の勧告はなくなりましても、各都道府県にお
きましては、従来どおり、教員の職務と責任の特
殊性、これは先ほど教特法の中の規定で申し上げ
たとおりでございます。また、これも申し上げま
したがる、人材確保法の趣旨、さらに現在の教員の
給与水準等を踏まえながら、人事委員会の勧告に
基つきて教員の給料及び諸手当の額が定められる
ということになるわけでございます。

○藤村委員 今聞いたのは、では、人事院勧告は
直接的には関係なくなる。しかし、今度は、教特
法とか人確法に基つき都道府県でやつてちよう
だといふ。
そうすると、人事院勧告は影響はなくなるとい
うことになるんですか。

○矢野政府参考人 今申し上げましたように、人確法の趣旨とか現在の教員の給与水準を踏まえながら、それぞれの人事委員会が定めることになるわけでございます。そういう意味では、人事院の勧告は直接的なかわりではなくなるわけでございますが、人事委員会が給与を決定する際には、例えば、国や地方の、国や他の公共団体との均衡の原則というのがございます。さらにはまた、人確法をベースにしなきゃなりません。

そういう意味では、例えば、給与の決定に際しては、国家公務員の一般行政職の給与が人事院勧告によって決められますれば、それが一つのベースになって地方の公務員の給与に影響してまいりますし、さらには、それがベースになって人確法の形で教員の給与が決定されるというふうなことで、直接的には影響はないわけでございますが、今申し上げたような形で、間接的に人事院の勧告というものが影響してまいらうかと思えます。

○藤村委員 義務教の教員の給与は国庫負担が二分の一ですよ。この二分の一は、実態的にその先生一人に幾らということでないに、国がきちっと今まではその俸給表に基づいてやっていただけですね。

そうすると、今度は二分の一の算定基準はどこに置くんですか。つまり、国として義務教の教員の給与の水準というか基準を持っていないと、二分の一補助はできないですよ。

○矢野政府参考人 現在の国庫負担の負担の対象経費というのは、都道府県が負担した金額でございます。その実額の二分の一ということになるわけでございますが、今回の改正によりまして、各都道府県がその給与水準を自主的に決められるということになりますれば、状況が変わってまいります。そういう意味で、私も同じように扱います。現在、この義務教育国庫負担金の扱いにつきまして、定額化ということの検討を進めていこうと思っております。

この定額化というのは、いろいろ考え方があられるわけですが、その際には、私どもも

しましては、義務教育の水準確保に支障が生じないように、国家公務員の給与水準でございませうか、あるいは一般の公務員に対する教員給与の優遇措置の状況が各県でどうなっているかといったようなこと、さらには各都道府県ごとの標準定数などがどうなっているかといったようなことを踏まえて、現行の国庫負担水準を基本的には維持するという方向で、定額化のあり方を検討したいと思っております。

○藤村委員 そうすると、今まで人事院である程度数字が出ていたのを、今回はむしろ国庫負担の部分は文科省がきちっと数字を出す、こういう理解です。そうだとどうなっていますか。

だから、都道府県における人事委員会が他の公務員など勧告をするんですが、それもおおむね人事院勧告に右に倣えでやっていると、実は、都道府県の人事委員会というのは、それほど人がいてそんなに専門的にできる機関でもない、やはり人事院というのが非常に重要な役割を占めていた。ですから、今度は人事院にかかわって文科省がそういう数字をきちっと決めるというふうな理解を私は今したものですから、それできちんと思いをしたいと思います。

もう一つ、ではそうすると、都道府県は今回、国立大学法人とそれぞれ、さつき話が出ていたが、教員の八割方都道府県の先生を送るような関係でありまして、県と国立大学法人とで協定を結ぶなり契約をされる。そういうときなど、給与の問題をどうするか。

結構複雑で、あるいは、法人ですからそれぞれ給与を決めるんですよという話になってくると、やはり、片や義務教の方は国庫負担で二分の一を補助する対象の教員ですから、これはきちんと通知してもらわないといけないんですが、昭和三十二年、何か古い通知なんです、しかし、これがいまだに生きています。給与制度の「給与制度の基本である給料表」と書いてありますが、「国立学校の教育職員と異なった内容のものを採用する

ことは、教育公務員特例法第二十五条の五の規定の趣旨に反するものと考えられるから、教育職員の給料表は法別表第五教育職俸給表と同様の内容のものとするべきものである」というふうな形で昭和三十二年に通知されて、それがずっとときまようま生きていたというふうな何ってあります。

しかし、今ここに書いてある二十五条の五はなくなると、今のようにならぬと給与は違ふ。と、やはり都道府県に対して、これは国として、特に義務教の給与を負担している国として、きちんとして、給与は行われる。となるんだけれども、通知していただかないといけません。その内容的なものを今どういうふうにお考えでしょうか。

○矢野政府参考人 御指摘のように、昭和三十三年の通知は、例えば公立学校の教員等の給与について、給料表は教特法二十五条の五の趣旨に沿ったものとするといったようなことも含めた事柄について具体的に通知していただいております。この準拠になる規定を削除することになりますから、この三十二年の通知は、当然のことながら、内容といましては効力を失うことになるわけでございます。

そうなりますと、各県は人事委員会の勧告に従って、今私がるる申し上げましたような仕組み、すなわち国立学校に準拠した現行の公立学校の教員の水準、あるいはそういう給与体系というものをベースにしなから、適切な勧告をしていただけるものというふうな思っております。私どもとしては、またそのことにつきまして、法律改正後、この改正の趣旨につきまして、きちんとして周知徹底を図ってまいりたいと思っております。もし必要があれば、この改正の趣旨に基づいて適切な対応をしていただけるように、都道府県に対する指導助言というものも行ってまいりたいと思っております。

○藤村委員 私は必要があると思っておりますので、検討に入りたいと思っております。これは要望しておきます。

次に、今回は、たくさん関連法の中で、施行に伴う関係法の整備、本当にたくさん法律にかかわるわけですが、定時制教育及び通信教育振興法、それから産業教育手当法、今回の国立大学法人との関係もなさそうな法律ですが、これも改正に上がっている。これも結局は、今の話と同様、義務教育の教員の問題が今まで国立学校の先生の給与の関連であつたわけですよ。これが改正になるわけで、中身的には今回の国立大学法人法とは何の関係もないんですね、内容的には。しかし、その改正する趣旨、それから、今までそれによる手当等出ていたもの、実態的なもの、何か変わることがあるのかないのか、どうなるのか、この辺を説明してください。

○矢野政府参考人 定時制通信教育手当や産業教育手当、これは現在、定時制教育、通信教育、また産業教育に従事する教員の職務の困難性ということにかんがみまして、国立の高等学校の教員のうちこれらの教育に従事する者に対して支給いたしますとともに、公立の高等学校の教員につきましても国の例に準拠して支給する、こういうことになっているわけでございます。

国立大学の法人化後も、定時制教育、通信教育、さらには産業教育の重要性、またこれらに従事する教員の職務というものは変わらないわけでございますから、これまで定時制通信教育手当あるいは産業教育手当の支給を受けていた者に対しては、引き続きこれらの手当を支給することが必要であるというふうには私どもは考えております。このため、今回の法改正では、国立大学の法人化に伴い国立学校の教員が非公務員となりますことから、国立の高等学校の教員に対する両手当の支給についての規定は削除いたしますけれども、公立の高等学校の教員に対する両手当につきましては、現行と同様に支給するために必要な規定を設けるという改正を行ったものでございます。このような規定などに基づきまして、定時制通信教育手当あるいは産業教育手当はこれまで同様に支給されることになるといふように私どもは考

えております。

○藤村委員 わかりました。

残りわずかの時間で、さつき飛ばした中でどうしても一つだけは聞いておかねばならないんですが、今度の国立大学が、先ほど来の質問もございました、学長のリーダーシップというか権限が大変強い。さつきの経営協議会にしても教育研究評議会にしてもその議長は学長であるし、役員会の長も学長である。それから人事権、学長が人事権を持つ。監事以外は全部学長ですね。その際、一番重要な役員会の構成員である理事を任命するのでも学長であります。

学長は一体どんな基準、どんな観点をもって理事を任命するのか。特に、学外理事を必ず一人入れることになりまして、これは難しいですよ。学校の学長さん、きょうまでの学長さんが引き続きやる場合でも、学外から、地域のどうか外から持つてくる理事を選ぶのは非常に難しい。どんな観点で理事を選ぶべきなのか、そういうお考えはお持ちなのか。法人が決めますと言われてしまうとそれまでですが、しかし、やはりこれはある程度、スタート地点のためにも今から考え方を示しておいていただきたいと思っております。

○遠藤政府参考人 学長を補佐する理事につきましては、法律の十三条で、人格が高潔で学識がすぐれ、かつ大学における教育研究活動を有効かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから学長が任命する、こういう規定になっておるわけでございます。それ以外の任命手続あるいは基準等につきましては国立大学法人にゆだねられておりまして、学長のみからの見識を踏まえて適任者を任命するということが求められておるわけでございます。

理事の任命はこういったように学長の判断というところでございますが、これは推測ではございませんけれども、学内から選考される理事につきましては、例えば、現在でも、副学長あるいは学長補佐といったような方々が学長を支えて大学運営を担っているわけでございますので、イメージと

してはそういったような方々が理事になるのではないかと、こう思われるわけでございます。

それは、学外の有識者の見識を大学経営に直接反映させまして、そして高い専門性を有する人材を登用する、こういうことを踏まえて導入されたものでございますから、これもちよつとごつととしておられますけれども、例えば経済界あるいは私学関係者、高度の専門職業人、こういったような方で、国立大学法人の経営につきまして広い、そして高い見識を有する方などを選ぶんじゃないか、こう思っております。

○藤村委員 時間が参りましたので終わります。その学長を選ぶのが文科大臣でございます。文科大臣の責任は大変重いので、一つ選び方を間違つて大学がつぶれるかもしれない、そういうこととございますから、これは法律でそう書いて、文科大臣が任命するわけですから、八十何人の者を選ぶわけですから、これは文科大臣には本当に慎重に、真剣に、高い見識を持つてやっていただきたいことを希望して、終わります。

○古屋委員長 鎌田さゆり君。

○鎌田委員 民主党の鎌田さゆりでございます。大変、人によつては短いととられる方もあるかもしれませんが、結構なお時間をかけてきながら審議を尽くしてきているのではないかと、この感想も持ちながら、いろいろな方がいろいろな質問をなさつて、私はまた私なりに質問させていただきますと思つております。

まず、前回の委員会で質問した際にはガンジールの言葉から入らせていただきましたが、きょうは孔子の言葉から入らせていただきたいと思つております。「子曰く、学びて時に之を習う、亦説はしからずや。」これは論語巻頭の、皆様御存じの有名言葉でありますけれども、世界の四人の聖人のうちの一人と言われおります孔子、孔子は、貧しくても勉学によつて、学ぶことによつて身を立てられる、そのように信念を持ち、どのような人にも教育の門戸を開いてきた。そういう歴史を、

二千数百年前の話でありますけれども、今なお私たちがこれを学ぶことができますし、そして、こういう歴史、あるいは孔子が唱えた偉大な言葉、教育にかかわるさまざまな教え、今改めて私たちがもしつかり胸に刻んで、これからの日本の教育の改革、高等教育の改革に臨まなければならないと思つておるので、ぜひそのような共通認識のもとで、これからの五十分、よろしくお願いをいたします。

そこで、今回審議が進められております国立大学法人法案及び関連五法案ですけれども、国立大学法人法案、この国立大学を法人化するというテーマにつきましては、昭和四十年代の半ば、一九七〇年ころから、私の年齢と大分近いなど、私は昭和四十年生まれですから。そのくらい前からこのテーマについては議論がなされてきた。その時点でも、法人化のための法整備促進という文字がはつきりとうたわれておりますし、そのくらいの時間をかけてきたものですから、長いという感想を持ちつつも、でも、それだけ実現に時間がかかるということ、それだけ重たい、それだけ大きな制度改革を伴うものだと、このことを改めて教えられます。

だからこそ、これからの五十年、百年先の我が国の大学、高等教育が今よりいい形になつていなければならぬ、これも共通に御認識を持つていただけたらと思つております。それはつまり、学生にとつて大学がよくなった、それから現場で教えている教育者、研究者にとつてすばらしい制度に変わったんだ、そういう認識をしっかりと自覚できるようになつていなければならないと思つております。

文部科学省にとつてどうか、はつきり言えば、今まで持つていたこの権益を放しちゃうのが惜しいからこは持つておこう、この権益、権力を今まで持つていなかつたから今度新たに持つとう、決してそんなことだけは、絶対にあつてはならない。その視点の向け方というところを間違わないでこの制度の変革というものをつくり上げていか

なければならぬと思つております。

それで、これまでの委員会でも多くの議員の方々、委員の方々が質問ををし、そして大臣、副大臣、皆様が御答弁をなされてきました。私、きょう五十分いただいておりますので、いつもより若干時間があるのですが、その答弁の中で、私にしたらとても信じられない答弁があるな、そういうところについてもう一度、ちよつとその真意というのか、意味を確認させていただきたいと思つております。記憶を呼び戻していただきたいと思つております。

四月十六日、私どもと会派を同じにいたします山口委員が質問をした際に、これは遠山大臣が山口委員の質問に答えているものですけれども、議事録をそのまま読ませていただきますと、「行政組織の一部としての現在の国立大学という設置形態では十分ではない。今日の状況では、行政組織の一つであるがゆえに、人事上、予算上などのさまざまな制約を受けざるを得ないわけでございます。そして三行ぐらゐ置いて、「さまざまな束縛から大学を解放して、むしろ自律的に、そしてより主体的に、積極的に大学の機能というものを発揮してもらいたい」という趣旨で今回の法律案を「出したというふうな説明なさつておるんですね。この「さまざまな制約」「さまざまな束縛」これはどこが大学に対してかけてきたものなんですか。

○遠山国務大臣 束縛という表現でございますけれども、それは一般的な議論の中で出てくる用語でございますが、厳密に言いますと、国の行政組織の一環ということでございまして、例えば人事につきましては、これは国家公務員というところでございまして、通常は国家公務員が負つておるいろいろな組織の中の、任命といふかあるいは登用の仕方等々の規律があるわけでございますし、また給与につきましても、人事院の定める給与表に乗つてやる。あるいは、人事の採用については、国家公務員であるがゆえに、学長については、国家意思の形成者であるということ、外国人を登用することができないわけでは

あるいは会計につきましては、これは財政上のいろいろな制約があるわけでございます。国の組織でございますから、これは行政機関と同じように、例えば費目はその予算がついたときに決まっている費目の中で使わざるを得ない、費目間の流用はできない、あるいは予算年度主義に縛られるわけでございますから、ある年についたものは必ずその年のうちに使ってしまったなければならない。

そういったような国家行政組織の一部であるがゆえに伴うさまざまな束縛というものが、束縛というものは、私は大学人の立場に立って言っているわけでございまして、国家公務員としては当然受けるべきものではございまして、そういった極端というもので、大学の自主性なりあるいは大学の知的な創造活動というのができるか、あるいは学生に対する十分なサービスができるかということを考えますと、法人化の方がよりいいという趣旨で御説明しているわけでございます。

どういふ点で現在の仕組みが問題であるかということ、必要であればまた、より詳しく、厳密にお答えさせていただきます。

○鎌田委員 義務教育費国庫負担法の、私は改悪と思っておりますけれども、あのときからずっと同じようなことを考えさせられるんですけれども、今の御答弁をお聞きいたしましたも、文科省が国立大学のことを真剣に考えて、先日、自由党の佐藤議員も発言していましたけれども、そういう国の組織、形態、機構というものと闘って、より国立大学がそういった束縛を受けないようにするのが、私は、文部大臣であり、また副大臣であり、その使命ではないかな、その文科省のトップの人がそれをやらないでだれがやるのというふうな感想を持ちます。

それで、また同じように山口委員の質問に対する答弁で、ずっと後段の方に行きまして、人事上、予算上、そういった面で「これまで国の行政組織であるがゆえにかかわってきた文部科学省の

役割というものが軽減されますし」というふうな遠山大臣は御答弁をなさっております。

私は、今まで果たしてどれだけの役割を担い切ってきたんだろうか、そしてまた、今度はここに来て国立大学を法人化することで投げつけてしまつて、ああ、役割も軽減されるというふうな御答弁をされるということが、とても、私は、この国の教育行政の所管をする、つかさどっているところの責任ある方の言葉なんだろうかと。そして、その役割が軽減されれば、結果として、中期目標、計画なりというもののとつていけば、人事、予算、組織、運営も大学のイニシアチブが強く発揮されていくと。何か人ごとのような感想を私は受けました。

教育基本法の改正の論議も始まるようになってございませけれども、その理由についても、文部科学省がしっかりと真正面から受けとめて、責任を持って考えていかなければいけない問題も、教育基本法を改正することによって解決されるのかような、原因、問題の本質をどこか違うところに持っていくていっているような、そのような感想をこの答弁からも受けましたし、私は、やはりそういう認識ではあつていただきたくないというふうな思いをしますので、そのことを申し伝えさせていただきます。

それで、具体的に質問していきますけれども、大学における学術研究、これは研究者個人、その研究者個人のまず常識に疑問を抱くところ、それから独創的な発想、そして果敢なチャレンジ精神、そういうところから始まっていくんだ、第一歩はそこから始まるんだという認識は持つていただきますでしょうか。

○遠藤政府参考人 大学の研究の基本だと思えます。

○鎌田委員 それの基本だというふうな今文科省の方でお認めになりましたけれども、それが基本だとすると、先ほど来、中期目標、中期計画を大臣が策定するという文言に皆様どうしても気持ちが行きますけれども、そういうものが学術研究だ

ということに対して、そもそも、中期目標を立てて、中期計画を立てて、そしてそれがそのとおりいつているか毎年評価をされていくというそのシステム自体が、私は、果たして大学における学術研究、教育というものになじむのかどうかということ、そのところを非常に強く疑問を持つております。

ぜひ大臣、いや、なじむんですよ、あるいはなじんでいくんですよでも結構ですけども、その疑問を払拭するだけの御説明をいただけますでしょうか。

○遠山国務大臣 この問題につきましては、これまでの御質問に対してもお答えをしております。

今回の改正の大きな理念といえますものは、日本の大学、その骨格部分でもあります国立大学について、教育研究というものをより活性化していただく。そのためには、これは長い間の議論の末法人化というようなことを、委員御自身も、長い間、そういうものが大学にとってはむしろ適している、そして国の行政組織の一つであるという存在から法人という独立性を持つ組織形態にしていくことでより活性化されるという信念のもとにやっております。

同時に、国立大学として存続するということがございましたならば、これは、国がしっかりと財政措置をしなくてはならない。その財政措置をする際において、国として、各大学が原案をつくってくる、そうした目標というものを前提とし、これを十分尊重し、配慮をしながら、それを一緒に考え、そして定めていく。それについては、国としては責任を持つて対応していく、そういう関係になるわけでございます。

各大学が原案をつくる際に、そこにおいて、私は、潤滑な議論が各大学においてなされ、原案が作成されてくるものだと思います。そして、一たんその目標というものが定められた後は、六年間という長い間、これは、各大学がその目標に向かって真剣に教育研究あるいは大学運営というも

のをされていくわけでございまして、そのことに目を注げば、これまで毎年毎年、予算要求の際に細々としたところまで要求をし、そして費目間の流用もできず、あるいは定員管理についてもさまざまな制約のあつた事柄から比べれば、私は、これは、大学が本当に自主性を発揮して、そして国民の期待にこたえていく、それにふさわしい制度になると思えます。

それぞれの大学の取り組みというものがこれから問われてくるわけでございませけれども、私は、新しい制度をつくる際に、さまざまな角度からの御議論というものはもちろん重要だと思えますけれども、そこで何をねらっているのか、そのねらっていることが本当にそれで達成できるのかという角度から真剣な検討を経ていくというのが新しい制度だと考えておまして、その意味で、私どもとしましては、今回の提案いたしました法案というものは、十分な検討を私どもとしてはして、そして御提案を申し上げている考えでございます。

○鎌田委員 今までいろいろな答弁をされてきたのと何も変わっていない、それを聞いた上での私の受ける気持ちも変わらないんですが、さらに言わせていただきますと、法律を出す側は法律に責任を持つのは当然だと思えますけれども、法律の中に、文部科学大臣が中期目標を策定するというふうな書いてあるわけですね。だから、多くの方は、そんなことでは大学の自治が危険になると危惧されるというふうな懸念を抱いているわけですが、これは、大臣が策定するのだから配慮していくんだというふうな答へる。では、策定するという言葉はどうなるんだらうと。策定するといふふうな書くんだらうと、策定するといふ内容を示したらいいんじゃないかというふうにも思えます。

つまり、私が申し上げたいのは、一体どうしたのかということがわからない。だから、文部科学大臣が策定すると言っているんなら策定する

で、北海道大学はこうだ、東北大学はこう、東京大学はこうだというふうに、そのとおりに示して、そして議論を起したらいいんじゃないですか。でも、策定するんですかと言えば、いや、策定するというのはこういうことなんですというふうに、何かどっちつかずで、どっちだかわからないような状態になっている。いや、大臣、横に首をお振りになりますけれども、法律にそう書いてあるわけですよ。

このように感じるのには私だけではありません。一体どうしたいのか、示すものを示して、そして議論をそこから起こしたらいいんじゃないかというふうにいるわけなんです。何かおっしゃりたいことがあったら。いや、大臣じゃなければいいですけれども、首を横に振っておられたから。

○遠藤政府参考人 ちよつと御説明をさせていただきますと、法律で、中期目標を策定すると。これは、最終的に大臣の責任で策定をする、こういうこととございまして、その途中におきまして原案を出していただき、それに配慮する、こういう経過が法律で決まっていますという次第でございます。

○鎌田委員 それなら、そのとおり書いたらいいんじゃないですか。だから、大学ごとの原案を尊重し、配慮をしながら、しかも国の予算を投じるものなんだから、最終的に、手続上責任あるものとして文部大臣が策定するということにしようというんじゃないんですか。法律にそうなっていないからみんなが心配するし、でも、法律になっているとおりに全然なっていないし、非常に理解に苦しむわけです。

○河村副大臣 私もその議論にちよつと参加をさせてもらいます、これは、法律に細かく書いてあるから、書いていないからという問題よりも、基本的な認識をどこに持つかということで、義務教育国庫負担のときにも皆さんからいろいろ御指摘があって、国がどこまで責任を持つのか。今まで、二分の一ですというところで、これは頑張るんですというところで来た。

それで、国立大学ですから、これは民間化するんじゃないやありません、運営の仕組みを法人化するということです、わかりやすく言えば。だから、この国立大学法人についても、やはり国が責任を持つわけですね。大学教育については、やはり国立大学法人の部分については持つんです。したがって、その根拠をどこに持つかということは、最終責任が文部科学大臣にあるんです、その策定のところは、そこです。

しかし、配慮義務とかそういうことがあるというところは、そこを讀めば、これは読み方だと思っておりますが、そこに配慮義務とあるということ、当然各大学が、だから文部科学大臣が一々小さいことまでずつと言うわけじゃないわけでありまして、法人化して、自主的に任せる。しかし、最終責任のところは大臣が持つんですということ、法律にしたならそうなるんです。こういうふう

に読んでいただきたいわけなんです。○鎌田委員 おっしゃりたいことはわかります。だから、それならそれで、それにのっとつてすべちゃんとして正しくやればいいのにと、それにのっとつた形で。何かすく言いわけのようなことばかり答弁の中で、いや、そんなことないんですとか聞こえてくるから……いやいや、いいです。

何か、国の予算を、国の税金を投じていきながら、手続的なところからもあると思うんですけれども、そこに最終的に責任ある立場の大臣が策定するということに書くのは、私は全く理解しないわけじゃありません。ただ、皆さんが心配なさっているようなことだけは絶対にあつてはならないと思つたので、それは、答弁が続いていきますから、そのように理解させていただくとして、してなんですが、国立大学法人評価委員会の組織機構についてなんですけれども、事務局の体制はどうなるのか、それから委員の人選基準はどうなるのか、お示しください。

○遠藤政府参考人 事務局体制でございましてけれども、国立大学法人評価委員会は、国家行政組織法上のいわゆる八条機関、範疇でいえば審議会に

該当するということでございます。したがって、その事務局につきましては、通常の独立法人評価委員会と同様、文部科学省が務めるということになるわけでございます。そういうことで、大変重要な評価委員会、そしてその事務局でございますから、その事務局体制の整備にも努めてまいりたい、こう考えております。

それから、評価委員会の委員の人選の基準というお尋ねでございます。国立大学法人評価委員会の委員の任命に係る事項につきましては、通常の独立行政法人評価委員会と同様、政令で定めることとしておりますが、その役割の重要性にかんがみまして、その委員は、社会、経済、文化等、幅広い分野の有識者を初め、大学の教育研究や運営に関して高い識見を有する方々によって構成をするというように考えておる次第でございます。

この評価委員会は国立大学法人制度におきまして重要な役割を担うものと認識しておりますから、委員の人選等に当たっては、公平な評価の実施が確保されるよう、十分意を用いてまいりたい、こう考えておる次第でございます。○鎌田委員 答弁は、長いだけで、別に具体的に何にも示されていないと思つてすけれども。前の委員会ですと石井委員が質問したときに、評価委員会の評価のことについては、今後政令でいうことで、まだ何も、これからのところという答弁がありました。

しかし、私は、そのようなことではこの国会の責任も果たすことになりませんし、法律がこれから出ていくわけで、そのところで、この評価委員会というのには非常に重要で、しかもその評価が、大学の生き死にというか存亡というか、そういうものに大きく影響をするわけですから、その評価委員のメンバーがどういう人になるのか、どういふふう

に評価をされるのかというところは、あらかじめ国会において、この場に出されて、そしてみんなにちゃんとその情報が出されて、また議論の対象になったり、さらに申し上げさせていただけ

れば、その委員という人たちはこの文部科学委員会です。その委員を述べると、そのくらいのことをして私には当然ではないかと。ここで、政令で定めるところから、あとは、だれがなったかは事後報告で。そして、評価する内容も後で、知りたければどうぞ聞いてください、そんな話で済まされる問題じゃないと思うんです。

ですから、今の御答弁は、もう今まで何回も聞いた答弁と同じですから、私が今一つ提案を申し上げたこと、委員があらかじめ、ここで、文部科学委員会です、委員からの質問を受けたり、あるいは何か自分なりの所信を述べたり、そしてまた委員の人選基準等についても、今までと何も変わっていないわけですから、もつと具体的に示していただけないですか。

○遠藤政府参考人 そういうことにつきましては、法律が通りまして、その後で政令を、関係各省とも相談しながら、そしてまたパブリックコメント等を通じて意見を聞きながら決めていくということとございまして、今、ここで申し上げられるのは、前々から言っておるような基本的な事柄だけということになろうかと思つたので、御了承をいただきたいと思つた。

○鎌田委員 その答弁で、評価委員会の公正性、透明性を担保しろとおっしゃるんですか。○遠藤政府参考人 評価委員会ができ上がりましたら、それにつきましては、透明性というのは大変重要な問題だと思つたし、しっかりと透明性が確保できるようにしていきたい、こう思つております。

○鎌田委員 しっかりと透明性を確保していくようにしてまいりますというの、今までも、何回も聞いたんです。だから、どうやってその透明性、公正性の担保を我々に与えるんですかということ。今しゃべっていることが、それが担保ならそれが担保だと言っていただけではないし、でも、とてもじゃないけれども、そんなの担保と認められませんよ。

○遠藤政府参考人 午前中から何度も、透明性に

つきましては、委員の氏名を公開する、会議も公開すると、いろいろなことにつきまして答弁をさせていただいておきますけれども、やはり国会でそういうふうな私どもが答弁させていただいたというところは、自分で言うのもなんですから、大変重い意味があるのではなからうか、こう思っております。

○鎌田委員 何か、違う話題を出して議論になっていくのじゃなくて、同じことをただ言い合い続けることのこの不毛さを感じているのは、私だけじゃないと思うんです。

○河村副大臣 鎌田委員、国民は全然知らぬとおっしゃるけれども、やはり授業料に大いに関心を持って、大学はどうなるかとか関心をお持ちになっておられるとは思いますが、大学は今度変わるんだと。もつと突き進むと、何か国立大学が全部私立大学になるんじゃないかと、そこまで心配しておられる方もありますが、そうじゃないかと思っております。何か国立大学が全部私立大学になるんじゃないかと、そこまで心配しておられる方もありますが、そうじゃないかと思っております。

○遠藤政府参考人 その一定の範囲の中でそれぞれの国立大学法人が使命、機能、その他の事情を考慮して自主的に定める、こういう方向で検討しておるわけでございますけれども、その範囲の幅と組みという意味でいけば、その範囲の中で決めるということですから、そういう意味では枠組みになるというのを申し上げたいと思っております。

○鎌田委員 高専の問題もやりたいので、最後にこの授業料のことで一つだけ聞きます。一つだけ私が最後にこの授業料で聞くことは、一回だけチャンス差上げますから、ぜひそのチャンスは大変か副大臣にお答えをいただきたいんです。

して準備に追われているかもしれないけれども、でも、国民生活にとって最も身近な、重要な、切実な問題は、私は授業料だと思っております。学生にとって少なくとも今よりも授業料の負担というものがあるように思っています、これは決して、いけないと思うんですけれども、これは決して、いけないと思うんですけれども、この授業料について、どうなるんでしょうか。法人ごとの自主的な決定が可能になるのか、また経営のための引き上げ、逆に学生集めのための引き下げ、こういったものがあると思われませんが、いかがになるのでしょうか。

○遠藤政府参考人 今副大臣が御答弁申し上げましたように、標準額というものを示して、そしてその一定の範囲内で大学が決めていただく、こういうことではございませんか。いわばその枠組みというのは一定の範囲内、これをどう決めるかというものはこれからの検討課題でございますけれども、その一定の範囲という枠組みを設けるということになるのかと思っております。

○鎌田委員 最後のところがぐじゅぐじゅつと何か聞かえなかつたんですけれども、枠組みというのは一定の範囲内、それをどう決めるかというものがぐじゅぐじゅつと聞かえなかつたんです。一定の範囲内はどうかと思っております。

○遠藤政府参考人 その一定の範囲の中でそれぞれの国立大学法人が使命、機能、その他の事情を考慮して自主的に定める、こういう方向で検討しておるわけでございますけれども、その範囲の幅と組みという意味でいけば、その範囲の中で決めるということですから、そういう意味では枠組みになるというのを申し上げたいと思っております。

○鎌田委員 ぐじゅぐじゅつというのはこれからというのだったのかなと今思いました。授業料変動の枠組みというのは一定の範囲内といた、これは私も共通理解します。しかし、その範囲、幅はこれから決めるというふうにおっしゃいましたが、では、今ここで何も示すものはないんですか。

にまちたい、こう思っております。○鎌田委員 では、授業料変動はあり得るといふ御答弁でしたが、変動の枠組みというものは、文科省、考えていないんでしょうか。○遠藤政府参考人 今副大臣が御答弁申し上げましたように、標準額というものを示して、そしてその一定の範囲内で大学が決めていただく、こういうことではございませんか。いわばその枠組みというのは一定の範囲内、これをどう決めるかというものはこれからの検討課題でございますけれども、その一定の範囲という枠組みを設けるということになるのかと思っております。

○鎌田委員 最後のところがぐじゅぐじゅつと何か聞かえなかつたんですけれども、枠組みというのは一定の範囲内、それをどう決めるかというものがぐじゅぐじゅつと聞かえなかつたんです。一定の範囲内はどうかと思っております。

○遠藤政府参考人 その一定の範囲の中でそれぞれの国立大学法人が使命、機能、その他の事情を考慮して自主的に定める、こういう方向で検討しておるわけでございますけれども、その範囲の幅と組みという意味でいけば、その範囲の中で決めるということですから、そういう意味では枠組みになるというのを申し上げたいと思っております。

○鎌田委員 ぐじゅぐじゅつというのはこれからというのだったのかなと今思いました。授業料変動の枠組みというのは一定の範囲内といた、これは私も共通理解します。しかし、その範囲、幅はこれから決めるというふうにおっしゃいましたが、では、今ここで何も示すものはないんですか。

場合等々、そういう観点にも留意をしながら検討を進めているというような状況でございます。○鎌田委員 そういう御答弁だったら別に初めに、まだ何も示すものがない、その一言で済むんじゃないでしょうか。標準額の数字を示していただきたいのと、私は今の場で、これからもうすぐ、もうすぐですよ、今の高校生、私の長男の息子は高校一年、まさか国立大学に行けるかどうかわかりませんけれども、もうすぐ話を抱えている人がたくさんいる中で、そしてこの法律を審議している中で、副大臣がさつき国民生活にとつて最も関心のあるところ、この過渡期の今後三年間から五年間、この間に絶対この枠をはみ出しません、責任を持って文科省がそれを明言するということにここで言えないんですか。

○遠藤政府参考人 標準額を幾らにするかということにつきましても、これからの概算要求等の過程を通じてその検討をするということになるかと思っておりますけれども、現に法人化移行時の授業料、これは平成十五年、五十二万八千円、こうなっておりますけれども、それをベースに検討するということになるかと思っております。

○鎌田委員 高専の問題もやりたいので、最後にこの授業料のことで一つだけ聞きます。一つだけ私が最後にこの授業料で聞くことは、一回だけチャンス差上げますから、ぜひそのチャンスは大変か副大臣にお答えをいただきたいんです。

これは国民にとつて、学生にとつて、また保護者の皆さんにとつて、少なからず一抹の不安を感じる素材でございます。その不安を絶対に感じさせないんだという気持ちを含めて、この五十数万円の標準額があるけれども、その上限、下限の数字、これを明らかにして、そして、今後数年間は

大幅な、上限だとか、下限もあり得ると思えますけれども、絶対にその授業料がいきなり高くなったりすることはないんだ、そういうような決意を最後のチャンスでどうかお述べいただきたいと思えます。

○河村副大臣 鎌田委員の御心配、私もよくわかります。わかりますが、今の時点でその上限を幾らにするか。下限は決める必要があるかどうかですが、上限については、私はやはり決める必要があるのではないかと、皆さんがそういうふうに関心配をされるということであれば。

しかし、これを見ますと、今まで国立大学の授業料は、ここ平成に入りましてから、一年置きといいますが、平成元年、一年置いて三年、三年から五年、五年から七年、七年から九年、九年から十一年、こういうふうに変更をお願いしてきている経緯もございいます。

そういうことも踏まえながら、今鎌田委員言われるように、この何年間も完全に据え置かれますというところまで、こういう形でありますから明言できるかどうか。しかし、どんどん授業料が上がっていくということはこれまでの経緯からいって、できるだけ抑えていかなきゃいかぬことだろう、こう思っておりますが、それも大学がやはり自分たちの運営を考えながらやっていただくということでしょうし、こういうことに対する評価もやはり起きてくるわけでございますから、大学の自主性にまたなきやならぬと思えますが、まさに鎌田委員が御心配のような点を踏まえながら、適正な価格というもので決まっていかなければならぬ、このように考えております。

○鎌田委員 数字を示すことが今の時点でそんなに難しいことなのかと思いつながら、例えば五十万だったら、その一〇%だったから、その上を一〇%以内に今後三年間、五年間はとどめるようにしますとか、なぜそのように言えないのか。五%という数字でもいいかもしれません。

時の政府として、時の数の力を有している側の

与党三党、そして政府として、そういうものを明確に出して、そしてそこから議論を始めるということだつていいんじゃないか。それも今ここで出されないで、私はとてもそこに、責任ある法律を提示する、提案するという責任を感じられませんか。まだ十六日の議論があるのかどうかわかりませんが、これからでしょうか、突っ込んだ……大臣、何かもし、改めて決意。では、三十秒で。

○遠山国務大臣 今ここで、幾らにする、五十万円を幾らまでというふうなことは、私は、これは議論の中身としてできる状況ではないと思えます。

ただ、考え方ははつきり述べさせていたいただきますけれども、授業料につきましては、これは、学生の経済状況に左右されない進学機会を供給するという国立大学の役割というものは、法人化によっても変わるものではないわけであり、法人化後の授業料といえますのは各国立大学法人が定めることにはなりませんけれども、国が事業として必要な財源措置を講ずるわけですし、また標準額を示すということでもありますので、授業料が適切なものとなるように努める、このことについてしっかりと答えさせていただきます。

○鎌田委員 ありがとうございます。

高専の問題に移りたいと思えます。国立大学法人法案の審議に当たっては、大学の独立行政法人化の機構法案、これを審議する際にも、どうしても高専の自治ということに目を向けざるを得ないんです。

ただ、私が気になるのは、もともと高専にいわゆる自治というものがあったらどうか、そういう認識が欠如しているんじゃないかというふうに思うわけです。

今、この高専の抱えている問題を解決するに当たっては、全国に五十五ある国立高専を一つの法人にまとめて、そしてこの機構の意見も何も聞くことがなく文部科学大臣が中期目標、計画を策定

する。国立大学法人法よりもさらにクエスチョンマークな中身になっているわけですが、今やるべきことは、私は、今でも欠如している自治というものを高専の中へ確立するような、そういう高度な制度設計とか機構設計、特にユネスコが勧告しておりますように、高等教育教職員の地位に関して、自治が高等教育機関には不可欠の構成要素だというふうな位置づけられているわけですね。そのところをしっかりと今後保障していくという方が今やるべき課題じゃないんでしょうか。

○遠藤政府参考人 高等専門学校的位置づけでございますけれども、高等専門学校は、中学校卒業後早い段階から五年一貫教育により実践的技術者を養成するということを目的としまして、既存の知識、技術を習得させるための教育機関、こういう位置づけになっておりました、教育とともに研究を任務とします大学と役割を異にしている、こういうことでございます。

自治ということもございましたけれども、そういう意味で、例えば教員の人事その他、大学において配慮しております自主性、自律性といったような点については、高専の位置づけ上、そういう取り扱いはこれまででもしてこなかった、こういうことでございます。

○鎌田委員 だから、高専の位置づけ上そういう取り扱いをこれまででもしてこなかったというのであれば、そこを変えるべきじゃないでしょうか。これは、五十五の国立高専を一つの法人にするということによって、では、今みずからおっしゃったそのところは変わるわけですか。

○遠藤政府参考人 今回の独立行政法人化といいますが機構という問題につきましては、これは運営の問題でございます。高等専門学校という学校種それ自体の役割、位置づけというものは、これまでと同様、学校教育法に規定されているとおりでございます。

○鎌田委員 では、改めて伺いますが、なぜ今この五十五の高専が一つの法人にまとめられて

しまうのか。昨年発足した今後の国立高等専門学校の在り方に関する検討会、これがごとの二月二十一日に報告をまとめられています。そして、同月、二月の末には、これに基づいて高専機構法案がこの国立大学法人法案とともに閣議決定されているわけですが、随分拙速だなど。さっきの随分時間がかかって、今度は随分拙速だなど。そして、私は、今申し上げているように、問題があるとするならば、その問題をどこに見て、それを解決するならばどの解決策を講じていくのか、このやり方が果たしてそれに合っているのか、全く理解できないんです。そのところに対して、どうですか。

○遠藤政府参考人 法人化の問題につきましては、国立高等専門学校協会におきまして、平成十二年十月から、ワーキンググループというものの設置を決定し、検討してきたことがございます。

その後、平成十四年八月でございますけれども、文部科学省に今後の国立高等専門学校の在り方に関する検討会が設置されました。高専関係者を初め有識者の方々に種々御検討をさせていただいたわけでございます。このまことに至るまで二十四回の会議を開きまして、いろいろな問題について幅広く議論していただきまして、そしていろいろな問題も含めまして報告を受けて、その報告に基づいてこういうことでございます。

○鎌田委員 同じように、中期目標、中期計画の策定及び評価が当てはまるわけです。大臣が策定するということにこれにも書かれてありますが、それはいつだったか、例えば、そのときも遠山大臣であれば、遠山大臣がペンをなめて全部の高専の中期目標をお一人で書くというわけではないと思えますから、高等教育局専門教育課、ここが中心につくっていくという認識でよろしいでしょうか。

○遠藤政府参考人 高専につきましては、独立行政法人のスキームを使っておりますので、文部科

学大臣が策定をする、示すということになるわけでございますけれども、当然、この目標をつくる際には、事実上、高専の機構の方でいろいろ御検討をいただいて、そして私どもと話し合いをしなから、最終的にこれだということにつきまして大臣の方が示すという、そういう形になろうかと思ひます。

○鎌田委員 事実上はと何か別事のようにおっしゃいますけれども、法律に、文部科学大臣が策定をして、機構の意見は聞くこととされないと、うふうになつていないですか。でも、事実上は、機構の人たちと話し合いをしながらつくっていくんだというふうにおっしゃるけれども、そうしたら、法律とこの中でしゃべっていることと、全然違つていませんか。どっちが本当なのか。また同じですよ、さつきと。

では、国立大学法人法案と同じように、今おっしゃつたとおりに、機構の意見を十分に聞いて、そして話し合いをもとに策定するんだというふうにするにはいいんじゃないですか。国立大学法人法案との大きな違いなんですよ、これは。

○遠藤政府参考人 御指摘のように、法律上は文部科学大臣の責任において機構に示す、こういうことでございまして、その際、大学法人につきましては、大学の特性にかんがみまして、法律で、意見を聴取する、必ず意見を聴取する、原案を出してもらつて、これも法律で必ずするという規定にしておるわけでございます。

ただ、こちらの方は独立行政法人のスキームでございますから、事実上、そういうことがあつても、事実上という意味は、そうしないで文部科学大臣が示すということも法律上できるわけでございますけれども、やはり高専の意見を聞いてこれを示すというのがいいということで、そういう形で作成をしていくことになろうかと思ひます。

○鎌田委員 時間がなくなつてきたので、もうほとんどあとこれ一つで終わりにしたいと思います、であれば、私たち国会議員に対してこの法律の内

容を説明する冊子というか、機構法案の中身を説明したもの、こと違つておられますよ。皆様がつくられて私たちに配つておられますよ。文部科学省がつくつておられるんですよ。これは機構法案の説明をしているものですよ。分厚いものがありますでしょう。私、厚くて持つて歩けないからあそこから破つたんですよ、きょう、高専のところを。だから薄いんですけれども。

ここに……(発言する者あり) ああ、調査室では、調査室が違つておられるということになる。ここに、独立行政法人国立高等専門学校機構の意見を、中期目標策定に当たつては聞くこととされておられると書いておられるんですよ。

ああ、聞かないんだ、では、どうやってつくるの。機構からも意見を聞かない。そして機構は、五十五を一つにまとめたでつかい上に法人になる。いかにも高専の自主、自律、独創、創造性がうたわれているかのような法案になつておられるけれども、では全然そうじゃないじゃないかと。はつきり言わせていただければ、もともと自治がないのに、またまたなくなる。ますます、現場の先生たち、教授の皆さんたち、あるいは生徒さんたちにとつて果たしていいものになるかどうか、全くとつて見通しが立てられない。

では、これについての見解をちよつとお聞きをしたいと思ひます。時間はもう私は終わりでです、違つたら、今後の方にまたそれをただしていただきたいと思います。

○遠藤政府参考人 法律の上ではそうなつておられると端的に書いたものと理解します。

午後零時十二分休憩

午後一時八分開議

○古屋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。佐藤公治君。

○佐藤(公)委員 自由党の佐藤公治でございます。ちよつと委員の出席が余り思わしくないようでございます。この大事な、本当に高等教育、国立大学を改革するという審議にしては人数が少なからぬかと私はちよつとがっかりしております。これは与野党皆さん方、うちの自由党は一〇〇%出席でございます。それを思えば、特に与野党さん、もしもこれを本当に推し進めていきたいということであれば、それなりの皆さん方の意識、これを、やはり傍聴の方々もいらつしやいますので、ぜひともよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

本日質問をさせていただく大きな流れは二つあるかと思ひます。一つは、先般行いました衆議院本会議場での代表質疑、これに沿つた質問をさせていただくこと、そして、これもまた先日行われました、参考人ということで大変ありがたいいろいろな意見をいただきました。これに関連した質問、そして大臣、副大臣の御見解をお聞かせ願ひればありがたいと思ひます。

しかし、その前に冒頭に大臣、副大臣に御意見を聞きたいと思ひます。今与野党を含めた方々は、もうこの法案審議の問題点は出尽くした、議論はし尽くしたようなお話、または採決を急ぐことがお話として幾つか聞かえてくるころがあります。私はまだまだ足りないのではないかと。そういう話をしつていくと、役所の方からも、これに関しては長い時間をかけて今までやってきた、こういうお返事が多く返つてくること、これが、長い間時間をかけて皆さん方が議論したのであれば、なおさら、それだけ大変な難しい法案であるのであれば、この委員会においても、やはり時間をもう少し考へて議論していくべきだと私は考へます。

先ほど山谷委員からもお話がございました中で、担保、私もよく使います、多くの方々担保、担保という言葉を使う。担保、まるで銀行みたいですよ。そこにあるのは、信頼関係がないから担保という言葉を使つては連発しているのかな、信頼関係をつくるためには、やはり時間が必要だと私は考へます。

今、約十三時間プラスアルファの議論ということになつておりますけれども、副大臣、この議論に関して、もう少し時間を長くすべきだと私は考へますが、いかがでしょうか。副大臣は多分、私の立場から言うべきことじゃない、これは委員の皆さん方というふうにおっしゃられるかもしれないが、副大臣の思ひで答えていただけたらありがたい、お願ひいたします。

○河村副大臣 佐藤委員の言われること、この問題の改革、特に百年来の、こう言われている改革でありますから、さまざま御意見を伺つて最終結論に達したい、私もそう願つておるところでございます。先ほどの、午前中の質疑で、民主党から修正案もお出しただくというふうな話も伺つておるところでございます。

しかし、私どもとしては、これまで国対側ともいろいろ積み上げをしてきた、いろいろな意見もあることも承知しておりますが、積み上げてきた経緯もございまして、十六年にはスタートさせなさいかぬという使命を持つておるわけでございます。それにあわせて、国会も今、終盤にも差し加つておるわけでございますが、国会日程等もにらみながら、法案の成立の日程をにらみながら、今質疑をいただいておりますのでございまして、そういう意味では、十分濃厚な議論はいたされたきながら、来年の発表ができるように、ひとつお取り計らいをいただきたい、このように思つておるところでございます。

○佐藤(公)委員 もう一回、その件に関してだけお聞きいたします。

もう少し時間とはつて議論はしてもいいと副大臣は思つていただけますでしょうか。

○河村副大臣 正直なところを申し上げますと、修正案に見られる点の一つの大きな争点だということ承知しておりますが、これは、この大学法案に限つていけば、もちろん、それれまだ詰め

から担保という言葉を使つては連発しているのかな、信頼関係をつくるためには、やはり時間が必要だと私は考へます。

るところはあるとおっしゃいます。五時間半議論をお伺いした時点で、大体出るべき意見は出てくるのではないかと、このように私自身は理解をいたしております。

○佐藤(公)委員 早く法律を通さなきゃいけないという責任もありませんが、そういう言い方しかできないのかもしれませんが、副大臣のお気持ちを察すれば、もう少し議論してもいいのかなと私はとらせていただきました。

それで、本会議場の質疑の方の話に入らせていただきます。

私学と国立大学の垣根ということ、これについて聞かせていただきました。実際問題、国立大学とは何ぞや、私学とは何ぞや、こういうところからお答えをいただいたわけでございますけれども、私が思いますことは、私学というものと国立大学というものの、そのできた経緯、経過というのが違うことは事実でございます。しかし、今、何もかも同じような形で方向に進みつつあるのかなというところができるところもあると思っております。

その中で、今回の国立大学法人化法案を通して、国立大学を法人化していくことによって、競争原理という言葉を使っていますけれども、お互いがある意味でフェアな中でやっていくためには、私立大学というのに対して何か財政的な措置、もしくは法律的な規制の措置、そういう一つのハンディといったものを考え、私立大学に対してのサポート、支援というものが、または整理というものを考えなければならないのか、お答え願えればありがたいと思っております。

○遠山国務大臣 私は、日本の大学の現状、四年制の大学だけで六百七十も大学がございます、これは先進諸国の中でも進学率はかなり高いわけでございますが、日本の高等教育がここまで国民のニーズにこたえてきたのは、国立大学のみならず、私立大学の役割が大変大きいわけでございますし、私立大学が建学の精神にのっとりつつかりと歩み続けていただくということは、日本の

高等教育を支え、また、日本の将来のすぐれた人材を育成し、あるいはすぐれた研究をさらに進めていくという面でも大変重要だと私は思っております。

その意味で、今回は、国立大学の法人化ということで、国立大学の活性化ということを通じて大学改革を推進しようということでございますが、これは、委員御存じのように、一九九〇年代から国公私を通じた大学改革というのをずっとやってまいりました。そして、それぞれ設置者の違いはあるにしても、本当に御努力が今なされていると思っております。

私立大学もさらに、私としては質、量はかなりできてまいっておりますので、質の面でさらに機能を強化していただきたいと思っております。その意味では、私は、私立大学の振興の方策というものもしっかりと考えていかなければならないと思っております。この法案そのものと直接絡むということではなくて、対私立大学の振興策といえますが、日本の高等教育の発展のために一体どうしていくかということには私には考察を続け、また努力を続けていくべき問題だというふうに考えております。

○佐藤(公)委員 今、大臣の方から、私学に対しての振興の策というか、方策を考えていくべきだということの前の向きな考え方だと思っております。では、これをもう少し具体的に今考えていらっしゃるものがあれば、お答え願えればありがたいと思っております。

○遠山国務大臣 私立大学に対する国の役割といえますものは、大学というものの持つべきいろいろな基準的なものについてそれを示したり、あるいは設置について認可をするという形でお手伝いをしたり、さまざまな役割があるわけでございますが、やはり、私立大学がしっかりと自立をして、そして教育研究をその建学の精神に基づいてやっていただくというベースとしては、国の財政的な援助というものは大変大事だと思うわけでございます。

これにつきましては、いろいろな法制がございまして、私立大学に対する助成制度があるわけでございます。それは次第次第にいろいろな形で充実を見てきているわけでございますが、私立大学に対する支援といえますものを、現在のものをベースにしながら、今後どういふふうにならざるに強化し、あるいは重点化していくかというふうなことが大事ではないかと思っております。

具体的には今の段階で、どこをどうするといふうなことは、もちろん申し上げるような段階でございせんが、私は、私学関係者も含めて、この問題については今後非常に重要なテーマだといふふうに考えております。

○佐藤(公)委員 今、国立大学と私立大学、これは全部が全部フェアであるべきかどうかというものは疑問だと私は思います。しかし、フェアな部分といふものも必要になってくるというふうに私は思いますが、この縦軸、国立大学と私立大学の種別的な縦軸から、この次、横軸に移った場合に、これはまさに都市部と地方という切り口があり得ると思っております。

これは参考人の方の中にもございました。ちよつと順不同の質問になってきますけれども、参考人の方の意見の中でも、まさに地方の切り捨てる要素、こういったものが含まれているというふうなお話もございました。

前回の委員会、河村副大臣から、国立大学法人法が進んでいくと民営化になるかならないか、当然、評価委員会の評価によつては統廃合もあり得る、地方から大学もなくなることもあり得る、こういうお話があったかと思っております。

そういうところで、前回の代表質疑の中で、大臣答弁の中で、「我が国の国立大学は、全国的に均衡のとれた配置により、地域の教育、文化、産業の基盤を支え、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供する上で重要な役割を果たしております。」

の現段階の国立大学のあり方というのは、配置的には非常に理想的だということをおっしゃったと私は思います。もしもそれが、今の状況がいいというのであれば、統廃合になったのであれば、この県は国立大学がなくなる、もしくはこの県の県もこの県もこの県もなくなつて、ここに一方所に集中される、統廃合ということになつてくる。

つまり、今現状の全国的に均衡のとれた配置が、これが非常にいいことであるならば、やはり一つの、先ほどフェアということをお話しました、フェアということから考えていくと、地方と都市部との国立大学の中には、これは参考人の方もおっしゃられていました、もともと一つの差がある、この差を埋めていく文部科学省の考え方、または措置といふものがあつて、ある程度均等な、平等なスタートを切らせてあげること、これがとても大事だといふ参考人の意見があつたわけでございます。

もう多分参考人のお話しされたことは、大臣、副大臣、十分聞かれて、読まれていると思っております。そこにおける説明というものはある程度飛ばして話をさせていたしておりますけれども、つまりとるところ、私が言いたいことは、国立大学と私学との間でのフェアな環境、そしてやはり地方と都市部との、これは国立大学の中で結構です、その中のフェアな状況でのスタートといふものが私はとても大事な一つのポイントでもあると思っております。

大臣、副大臣は、もう今までいろいろな陳情、要望書をいただいておりますかと思っております。今私のところに来ていただく陳情、要望書だけで、これも本場に一部です、もう山のように来ております。その陳情書、要望書の中で感じられることが、いかにこの国立大学法人化を皆さんが不安に思ひ、そして先がどうなるのかかわらない。本来ならば、前向きな考えを皆さんに与えていく、夢を持たせるような法律であり文部科学省の説明であるべきにもかかわらず、皆さんが不安を持ちながら日々暮らしている、そしてこういった

要望書、陳情書になっている。

これは、私は非常に大事なところであり、ここを埋めていく、もしくはみんな頑張れば幾らだつてできるんだよ、どんな大学だつてこういうふうになれるんだよ、もつともつと夢を与えていた、だくような法律なり説明なりにしていく必要性が考えられる部分があると思います。

一つ質問としてお聞きしたいのは、地方の国立大学と都都市部の国立大学、これはもうスタート時点でアンフェアな状態だと僕は思いますけれども、これをどう思われるのか。また、これがある程度のフェアな状況のスタートラインにそろえるべきだと思えますけれども、大臣か副大臣、お答え願えたらありがたいと思います。

○遠山国務大臣 これまでの国立大学といいますが、これは、国の行政組織の一部でございますがゆえに、国民の皆様からの批判あるいは大学人の中でも、余りにも護送船団方式ではないかということが一つあったと思います。そういうことを前提にいたしまして、あるいはさまざまな課題を抱えている国立大学について、私は、それぞれの大学がむしろ個性を持ち、独自性を持ち、特色を持ってやっていくというのがこれからのあり方ではないかと思えます。

したがって、地方にある大学がアンフェアな状況に置かれているというお話でございますが、決してそうではないのではないかと。地方の大学におきましても、非常に独自性を持って、すぐれた教育研究をやっている大学は幾つかございます。私としては、そういう個性輝く大学として、地方にある大学においてもしっかりとやっていただくというのが今回のねらいの一つでもあるわけでございます。

国立大学の機能としては、午前中も答弁させていただきましたが、学術研究あるいは研究者の養成、それから学問分野のバランスのとれた人材育成、と同時に、その地域への貢献、地域のニーズにこたえる大学の機能というのは非常に大きいわけでございます、そうした角度から、それぞれ

の国立大学が特色を持って、そして個性輝く大学になっていただく、そこがむしろねらいでございます。

アンフェアな状況にあつて、みんな同じように、そのアンフェアということ自体の意味も私はなかなかかわからないのでございますけれども、私どもとしては、国立大学の中でも、全く皆同じように、ミニ何とかというのではなくて、しっかりとやってもらいたいというのがございますし、そしてまた、私立大学におきましても、これはもう本当に、建学の精神にのつとめて、真摯にその目的達成のためにやっていただきたい、そういう考え方でございます。

委員が御心配いただきますアンフェアな状況といえますよりは、地方の大学においても、もつと個性ないし特色を発揮していけば、さらに輝く存在になっていくということで、希望を持ってやっていただきたい。まさにこれにこたえる制度であるというふうに考えております。

○佐藤(公)委員 アンフェアという意味がおわかりにならないと大臣はおっしゃいました。これは、もしかしら参考人の方々のお話を聞かれていないのかなと思つたんですけれども。

参考人の方が、十分留意しておかなければならないという点で、もともと、東京大学を初めとするいわゆる旧帝大ないし戦前からある大学と戦後に設置された大学との間には、講座制と科目制という予算算定の根拠に違いがある、結局、配分されるお金の部分で格差が長年にわたつて存続し続けてきているという部分、結局は財政的な面という、アンフェアというふうにとつていいかと思つて、アンフェアという部分がずっと続いてきている。「出発点といたしますと、競争に参加する大学法人間の初期条件に有意なる格差が存在することは否定するべくもありません。」こういう話

がずっとあつたわけでございます。そのアンフェア、いろいろな意味でのアンフェア、アンフェアというのがありますけれども、やはり財政的なものの大きな違いによつて、それが今ま

で積み重なったものというものは大きく存在すると思つています。その差というのはかなり出ていると思つています。では、これがある程度、全部同列とは言いません、やはり国立大学の、特に地方において、私は、スタートラインに並ぶに際して、少しやはり何らかの形でハンディというものを考えていくべきだと思つていますけれども、いかがでしょうか。

○河村副大臣 佐藤委員御指摘のとおり、地方大学といえますか、地方にある県立それからそれぞれの国立大学と、御指摘のような旧帝大と言われ、随分違うわけで、今回の国立大学法人化に当たつては、その辺もやはり考慮に入れながらやらないと、地方は確かに心配されるだろうという意見がありましたし、最初から、そういうことも我々承知の上でやっておるわけでございまして、そういう点は考えなきゃならぬ課題だろうと思つています。

ただ、逆に、今度はそれぞれの、これから地方分権、地方主権の時代と言われておりますが、各県等々においても、地元の国立大学と一緒にやっていくという機運も一方では盛り上がつておるわけでございます。最近、法律改正等々の要求がありまして、あれは特区でやつたんですか、せっかく各県がその大学に土地を用意して、ここへ研究所を欲しいといったつて、勝手に地方自治体が国に寄附するのはだめだというような話でとめられちゃつたんです。これはもう今解除する方向であります、そういう動きも出てきておるわけで、やはり大学を中心にして、その地域のいろいろな意味の活性化を図っていききたいという地方の要請もございまして、そういうものにもやはり大学はこたえていかなきゃならぬわけでございます。

一方では、私の方にも来ていた要請書、教育学部の再編成等々については、それぞれ地元の特長があるものでありますから、要請も来ております。やはりそれぞれの教育は地域性に根差した教

育をやっているんだという強い主張もあるわけでございますが、一方では、少子化時代にどう対応するかという課題も抱えながら、こういう問題に取り組んでいかなきゃならぬと思つております。トータルとして、やはり地方の国立大学はそれなりの特殊性を発揮して頑張つておるわけでございますから、それを国がやはりそういう観点で支えていくことも、私は、日本の教育全体を上げる意味にも大いに意義あることだ、こう思つておりますし、また、COEプログラム等々においても、大きい都市にある大学、人数も多いものでありますから研究課題もたくさん出てきておるわけでございますが、やはり各都道府県、地方で頑張つておる大学からも出ておる。やはりそういう地域性もこれはフェアに審査するんだということです、そういうことも踏まえながら、地方だつて世界に発信できる研究をやっている大学はたくさんあるわけありますから、そういうものも

しっかりやはり取り上げることが必要ではないかと考えておりますから、トータルとして、佐藤委員の御指摘というのは、我々十分踏まえて対応していかなきゃいけない課題である、このように考えております。

○佐藤(公)委員 そこで、代表質疑のときでも、大臣答弁の中でまさに今お話ししたことを含めて、我が国の国立大学は、全国的に均衡のとれた配置により、地域の教育、文化、産業の基盤を支え、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供する上で重要な役割を果たしてきております。

こうした国立大学の役割は、法人化それ自体によつて変わるものではなく、国としても、今後とも、必要な財源措置など国の事業としての責任を持つて対応してまいります。

こういう答弁をされました。ここで、もう一回もとに戻りますけれども、今全国的に均衡のとれた配置になつているのであれば、本當につぶれるかつぶれないかということ

の大学も、地方大学では出てくるかもしれない。この前の副大臣の答弁ですと、それはもうなくなつちゃうかもしれない、もしくは統廃合になつてなくなつてしまふということもあり得るといふことをお答えになりました。やはり、こちら返もすぐ地域の皆さん方、地元の方々、大学関係者の方々も不安に思つておられる部分だと思ひますけれども、ここに関して責任を持つて今までと変わらずやつていくことはどういふことなんですか。

○河村副大臣 大学が十分な成果を上げていないという評価をされて、そういうことがこれは制度上、仕組み上はあり得るということを申し上げたわけでありまして、だからといって、今地方の要請においてすぐそういう状況があるかどうか。私は、それはむしろそれぞれの大学が個性を出すためにさらに努力をされる方向だろつと思ひます。御案内のように、一部、各大学は統合してやろうという動きもあるわけでございます。それは、やはりそれぞれの地域、特性がございますから、その方がうまいとそれぞれ地域の住民あるいは地方自治体の皆さんがお考えになつて、例えば群馬大学と埼玉大学でしたか、いろいろな動きがございます。

そういう動きもありますから、これはなくなるというよりも、それによつてもつと大学が活性化されて、その地域の住民にとつては、これは地域性もあると思うんですよ、距離の問題とか便利さとか、そういうようなものをいろいろ総合してお考えになつてそういうことが起き得るであらうといふことであつて、決して、どんどんそういうものはつづいていけばいいんだという発想で申し上げたつもりはないのであります。むしろこの法人化によつて、それぞれの地域がやはり特性を出して、また地域が、自分たちの地域にある大学をもつとしっかり支えていこうという動きは高まつてくるであらうといふふうにお考えをしております。

○佐藤(公)委員 ということは、現段階、均衡の

とれた配置には余りなつていないというのが本音なところなんじゃないかと私は感じる部分があります。検討の余地があるということ、今この大学とこの大学があるけれども、これを合わせればもつと効率的になるというふうにお考えになる意味でも、均衡のとれた配置、そういう部分では検討の余地があるという思ひがここには込められていふのかなという気がいたします。

これはこれで結構でございますけれども、ただ、やはりその部分の何がはつきりしないまま物事が進んでいるというのが非常に不安をかき立てている部分でもあり、やはり統廃合といふことありきですべてとらえがちなところがあると思ひますので、その辺は副大臣、十分気をつけていただけたいと思ひます。

そして、先ほど話しましたが、僕はやはりフエアな部分をもつと地方大学に考えていたきたい、もしもこの法案が通つてやつていくのであれば、それは十分考へるべきだと私は思ひます。

そして、代表質疑の中で聞いて聞いていることは、まさにきょう鎌田委員の質問にもございまして、文部科学省令で定める予定だといふことで、授業料の共通の指標となる標準額といふことを聞かせていただきました。先ほどの答弁を聞いてみると、検討中といふことで、これは実際問題、文部科学省令といふことになつていきますけれども、私はやはり今回の法案において余りにも政令、省令が多い、まだ未定なところが余りにも多いと思ひます。

今、実際問題、政令、省令の数、副大臣、幾つぐらいあると思ひますでしょうか、今回の法案に關して。いいです、これは事前通告していませんから。これは石井委員が調べて私にいただいたものですけれども、政令だけでも三十二以上、省令だけでも十六以上、合わせて四十八以上が政令、省令の部分がございます。これには、細かいことまたは大事なところ、小さいところ、いろいろとありますけれども、こういふことがこれから話

し合われる、検討中だといふことでこの法案を成立させるというのには、私は非常に心配、また危惧するところがあると思ひます。

先ほどの授業料のことにしたつて、やはりある程度の一定の範囲内といふもの、そういうものもをきちんと明確にした上でこの法案を審議し、そして成立させる、ここがとても大事なところじゃないですか。財政面に關してでも、かなり政令、省令の部分がございます。こういふことを、検討中であつたつて足して考えていく、これでは私はこの法案を通すわけにはいかなんじやないかと思ひますけれども、副大臣、いかがでしょうか。

○河村副大臣 どの法案でもいいますか、大きい法案には必ずその後、政令、省令があるわけでございます。今この国立大学法人法案、大きな改革でございますから、今御指摘のような政令で後、決めなきゃいけないこと、省令でやらなきゃいけないことがあるだろうといふふうには思ひます。

しかし、今回のこの大学法人化の問題については、いわゆる法律で基本的なことをきつと決めていただく、そしてもちろん授業料のような、この幅をどうするかといふような、今ここで数字を明確にできないようなことがございますから、それは検討しなきゃいけない問題でありますけれども、私は、大筋の問題についてはこの場において御議論を十分いただけてきているし、ただこれだけではないか、こう考へておられるわけでありまして、省令の細部についてないからこの法案は、こう言われることについては、私はその点は、それはもつと審議をしろとおっしゃる佐藤委員のお考へであらうと思ひますけれども、ここで議論をしていただくことによつてこの法案のまさにやらなきゃいけない点、ねらおうとするところといふのは明確になつていくであらう、このように思つておられるわけでありまして。

○佐藤(公)委員 でも、これはとても大事なところが幾つも入つていふと思ひますよ、四十八以上

の政令、省令に關して。それなら、一つずつ聞いていきたいと思います。一つずつ聞いていきたら大変な時間数が多分かかるんじゃないかと思ひますけれども、でも、これを全部嫌がらせのようにするわけじゃなくて、中心的な部分、特に、学費のこと、財務状況、財政状況、そういう部分に關しては、やはりきちんと示すことが大事、その上で次に移れるんだと思ひます。

参考人の方、何とおっしゃられました、この法律に關して。どんなこと言つていたかといふのを見られましたか。どうにでもなるみたいな言い方です。この国立大学法人化法案といふのはどうにでもなるような法律だみたいなことも言つていふんです。そういうことを考へれば、やはりもう少し枠組み、基本は確かにこれである程度出ているかもしれないけれども、もう少し全体像を議論していくべきだと思ひます。

鎌田委員の質問に對しての答へはもう聞きましたけれども、それ以上の今具体的なもの、また計算方式、こういう形で考へているもの、またそれぐらいはせめて参考人の方にお答へでも願ひたいと思ひます。いかがでしょうか。

○遠藤政府参考人 確かに、政省令につきましては、これまで国の機関の一部であつたものが法人化をするといふことで、いわば権利義務の主体になるわけでございますから、財産その他の面でいろいろ細かな規定をしていかなくちやならないといふことで、いろいろな条文等で、これは政令で定めます、これは省令で定めますといふような事項が多くなつていふことは事実でございます。

また同時に、御指摘ありましたように、評価委員会あるいは授業料の問題等々について御指摘をいただいております。授業料の問題につきましては、先ほど鎌田委員に御説明したとおりでございます。そういうことで、授業料については省令におきまして標準額を示し、そして一定の範囲といふものを示しまして、その中でいふこと……(佐藤(公)委員「それはもうわかっていますよ。わかっていますよ。')

から、具体的に」と呼ぶ)それにつきましては、具体的な数字をとお話だろうと思えますけれども、数字につきましては、そういうことで、いろいろなことでも検討をしているという最中でございます。

○佐藤(公)委員 議論し尽くしたと言われども、これ一つとってもこういう状況です。せめて、大体の全体像が見える、そういう段階での採決なりなんなりをしていくのならばわかりますけれども、これからこれからで、これは全部やっていったら、例えば、では、皆さん方が長い時間をかけてこれに関して議論して議論し尽くしたというので、もう政府参考人なしで政治家同士の話でこれを一つずつ聞いて、ある程度答えることができますか。僕は、でき切れないと思えます。

そんな嫌がらせを今やるつもりはございません。やりませぬけれども、やはりこちら辺のあたりも含めて、もうちょっと議論が必要だと僕は思いますので、時間の確保を改めて委員長にもお願い申し上げておきたいと思えます。

私の代表質疑に関しての引き続きの質問をさせていただきます。これは大臣のお言葉をそのままさせていただきます。「返済不可能な負債や巨額の賠償金についてのお尋ねであります。」という中で、「御指摘のようなケースを考えると、長期借入金に関しては、その対象を附属病院の施設整備など確実な収入が見込まれるものに限定いたします」と、「「確実な収入」という言い方をして大臣は答弁をされています。この「確実な収入」というのは、どういう意味で「確実な収入」というようにお使いになられているのでしょうか。

○玉井政府参考人 お答え申し上げます。現在の国立学校特別会計、これは財政投融资資金をお借りしながら施設整備も行ってあります。もちろん施設整備費も計上しながら、同時に、安定的な整備ということ、特に病院の建てかえ等の大変長期にわたり大型のものもございます。移転統合もございます。そういったものについて、

財投資金をお借りしながらやってまいりました。これは、やはり確実な収入を前提として財投資金をお借りしているわけでございます。確実な収入というのは、今の病院で申し上げますと、まさに病院収入、これは確実に収入はあるわけであります。そういう意味での収入はきちんとはあるということをお申し上げているわけでありませぬ。

○佐藤(公)委員 それは、一円でもあったら収入ということなんですか。もしくは、赤字があるというが、収入が一円でもあれば、それは確実な収入というふうに見えるのでしょうか。または、前年度が、上下があると思えますけれども、そういうのは余り考えずに確実な収入ということなんですか。

玉井政府参考人 お答え申し上げます。財投資金ですから、償還をせねばならないわけでありませぬけれども、そのときに、やはり確実な収入があるということをお前提にしているわけでございまして、そこで、現に今の病院収入を十五年度で見ますと、歳入、現在はまだ国立学校特別会計でございますので、個々の大学ではなくて特会全体での収入になるわけでございませぬけれども、十五年度予算でございますと、附属病院収入五千九百五十七億円です。これは国立学校特別会計歳入全体の二・二%を占めているわけでございまして、そういう確実な収入ということを念頭に置いておられるということでございます。

○佐藤(公)委員 ちょっとそのあたりはもう少し深く聞きたいことがあるんですけれども、どんな時間がなくなってしまうんですか、その辺が非常にわかりづらい、言葉のすりかえにも思える部分があるんですけれども、私の代表質疑の方にしましてはそういったこととありあえず一回切らせていただき、先般行われました、大変貴重な参考人の方々の意見がございました。

その中で、今回の国立大学法人化のこの法案に関して、皆さん幾つかの点を心配していることがございます。まず、これを一つ一つ順番に言っていきます

と、何人かの方々は、「危惧していることといえ、大学が変わるのは確実ですが、やはり役所も変わるという前提でこの議論はしているわけでありませぬから、役所は変わってらわなきやいけない。」という話がありました。これは、ちよつとこの参考人の方々の言っている趣旨というのによろしくわづらひの部分も言っているかもしれません。つまり、役所も変わってらわしたい、私がつたのは、今の役所もいろいろと意識も含めて問題だらけだよ、もつときちんとせいやという思いがあつて、こういうことをおっしゃられているんだと私は思っています。これは、とりあえずそういう意見があつたということをお話するだけでございます。

二点目ですけれども、「今回の法人化によって行政量が膨大にふえ、事務量が膨大にふえて、我々の本来の研究教育の妨げになる」、今回の法人化によって膨大に作業量、事務がふえて、本来の研究とか教育のところが非常に妨げられていくという心配をされているところが事務量というのか、こういうものに対しての配慮または指導というものはどういうふうにお考えになられますでしょうか。

○河村副大臣 委員御指摘のとおり、これだけの改革をやるわけでございますから、立ち上げについては事務的な問題はいろいろあると思えます。おっしゃるとおりだと思います。

ただ、その立ち上げのときにやはり大事でありますから、そのときに各大学がそれぞれ経営戦略をお立ていただくということも非常に重要なこととございまして、現段階では、国立大学には大体事務局長は文部科学省からも出向の形で今出ておられるわけでございます。そういう方々との連携もとりながら、各大学がうまく立ち上げができるようにということ、文部科学省としても支援の意を込めて連携をとっておられるわけでございます。

そういう意味で、もちろん、教育機関でございますから、最終的なところは教育研究の活性化が図られるような方向になっていかなきやいかぬ、こう思っております。

今回のこの枠組み、システムのつくり方を見ても、そういうことも想定をして、いわゆる評議会的な、全体が集まって各学部の利害調整というふうなことでなく、むしろ、いわゆる中間的の部分と、それから経営の部分と、またその中間的にある経営協議会、外部の人も入れたようなもの、そういうものをうまく組み合わせながら、そして、学長がリーダーシップを発揮できるようにという形、仕組みをつくっておられるわけでございまして、そういう役割分担をはつきりすることによって、いわゆる教育部門、研究部門にシワ寄せが行かないようにということの配慮がしてある、私はこのように思っております。

ただ、大学によっては、やはり初めてのことでありますから、外部の方を任期制で入れて、そして研究していただく、あるいは大企業で組織を専門にやってこられたような方々を特別に採用して、それを専門にやっていただくとかいう大学も既に出ておりました、各大学それぞれ工夫をされておる、このように理解をいたしておるところでございます。

○佐藤(公)委員 しかし、やはり事務量が膨大にふえるという心配をされている方々は何人かいらっしゃつたんですけれども、まさにこの国立大学法人化法案に賛成をされている方々、こういうふうにお思いになられている。

つまるところ、配慮はしてあるとはいふものの、賛成している方々もこういう部分を強く感じているという話もございましたので、やはりこれは二重三重の財政措置何かを考えていかないと、また現場の方々が大混乱をする可能性があり得るのかなというふうに思っています。要チェックだと思えます。

そしてまた、参考人の方から、これは今までも話もありましたけれども、「自由で競争的な環境をつくらう、研究環境をつくらう」というねらい

と、何人かの方々は、「危惧していることといえ、大学が変わるのは確実ですが、やはり役所も変わるという前提でこの議論はしているわけでありませぬから、役所は変わってらわなきやいけない。」という話がありました。これは、ちよつとこの参考人の方々の言っている趣旨というのによろしくわづらひの部分も言っているかもしれません。つまり、役所も変わってらわしたい、私がつたのは、今の役所もいろいろと意識も含めて問題だらけだよ、もつときちんとせいやという思いがあつて、こういうことをおっしゃられているんだと私は思っています。これは、とりあえずそういう意見があつたということをお話するだけでございます。

が、実はねじ曲げられているということですね。それが一つ。結局、大げさな言い方になりますけれども、ソビエト化になっちゃっている、こんな極端なことが言われております。今のこの国立大学法人化法案というのがソビエト化だということをおっしゃられているんですよ。

「それからもう一点は、研究個人主義の立場というのには私は立つわけですね。つまり、研究というのは個人がやるんだというわけですね。もちろんグループをつくる場合でも、同じ学科の中でグループをつくるんじゃないかと、むしろ大学を横断的に研究グループをつくって研究を推進する、やるというのが従来のやり方と違いますか、外国なんかでもやられていることなんですか。そういうのを、一つの組織を、個人じゃなくて組織を評価の対象にしているというのが問題です。」つまり、個人というのじゃなくて組織というものをこの法案自体は対象にした評価ということ、個人というものをやはりもつと考えてみるべきじゃないかというふうな話があります。

大臣、副大臣、もしかしたら参考人の方々の話を聞いていない、もしくは読まれていないのかなという気が今何となく不安げに思っていますけれども、ぜひ、時間があつたらよく読んでください。すごくいい話がありますから。その部分で、やはり大臣、副大臣がもう少し考えて議論を進めていくことが大事だと僕は思いますけれども、この個人じゃなくて組織を評価の対象にしているというのが問題ですということに関して、大臣か副大臣、いかがが御答弁なされますでしょうか。

○遠山國務大臣 私、どうも参考人の御意見の中の、国立大学をソビエト化するという意味が、これはなかなか解しかねるものがございます、我が民主主義国における日本の大学、これをさらに活性化するのがいかにしてソビエト化なのか、よくわからないわけでございます。

今おっしゃいました、個人の研究というのをベースにしてやるべきで、組織の研究力というふうな角度で見ると、日本の研究助成のありかにかんしてございまして、日本の研究助成のあり方、その代表的な競争的資金でございます科学研究所の補助金につきましても、これは一人一人の研究費の持っている力あるいはその発想力というものをきちんと評価をして、そして研究費を出していくわけでございます。まさに、研究者あるいは研究者の集合体であるグループの持っている、その研究に対する潜在力に注目して出しているわけでございますね。

各大学におきましても、それぞれの教育及び研究に携わる人たちが発想をして、そして学内で優先順位をつけて、そういうものについてはいろいろと条件整備をしていくということになると思えますけれども、私は、将来、国立大学の個々のものについて評価が行われます際にも、組織である国立大学は個々の研究者なり教員の集合体でございますから、それぞれの集合体としての研究力でありますと教育力というのとは問われることがありましようけれども、だからといって、すべてが大学という、固有の名称のつかない人たちの集合体による組織という形で、参考人のおっしゃるいわゆるソビエト化というふうなんでしょうか、そういうこととは全く違うというふうな考えます。

○佐藤公委員 私が今話していることというのは、参考人の方の、前後も踏まえて話をしている部分であるんですが、本当に一回よく読んでみてください。

例えば今の組織のこと、個人のことにしても、言っていることは、「法人法案が個人の評価ではなく組織の評価に重きを置き過ぎているからであります。例えば、二つの組織、すなわち大学または同一分野の学科、専攻を比較するに当たって、一方の大学には、ノーベル賞受賞者が一人いるけれども、他の教員の業績は押しなべてばつとしないといえます。他方の大学あるいは学科には、世界に名を知られる卓越した研究者は一人もいないけれども、教員一人当たりの平均論文数で比較すると前者を圧倒しているといえます。」こう

いうような比較の例も出しているわけでございます。結局、こういうことで評価していくことというのは、「国があるいは評価委員会なんか個人の評価をするなん」ということはできっこないわけですから、ということに言っているんですよ。

この部分、こういう話を聞いただけでも、私はその道の専門家じゃないです、やはりこういうお話を聞いたらさちつとした説明を、どうしてこういうこと個人の評価をすることができるとか、なと単純に思います。それを納得できるだけの話し合い、もしくは根拠というものを示していただくことが大事だと僕は思うんですけれども、そういうことなくして、このままどんどん法案だけ通して、後はもう勝手に決めますじゃ、それはちよつと無責任じゃないかなと私は思います。その辺は十分考えてもらいたいことでございます。

もうだんだん時間もなくなってきましたけれども、すけれども、最後に一言言つて、私は終わらせていただきたかと思つて、これは多分、きょう傍聴に来られている方々、たくさんこうやって要望書、陳情書を出されているかと思つて、私はこれを片っ端から聞いていこうかと思つたんですけれども、それには時間が余りにもなさ過ぎます。

言えることは、一点だけ最後に、きょうのお話の中で副大臣にお話しておきたいことは、今小泉内閣がやろうとしていることは、まさに官から民へ、中央から地方へという分権を含めた構造改革ということをおっしゃられます。私は、これは上辺だけの話であつて、基本的なところというのが見えない、もしくはないんじゃないかと思つていまして、まさにそういうことから考えたならば、中央から地方へという、それが一つの大きな根幹としてあり得るんであれば、僕は、中央大学に少しも考慮するべきだと思つて、じゃなかつたら、地方はやはりどんどん衰退していく。しかし、きれいな言葉で言えば、個性豊かなと

言います。人がいなくなつて自然ばかり、これも個性ですよ。果たしてそれをどう選択していくのか、これはやはり地元の方々、国民の皆さん方もよりまますけれども、やはり言いかえて、逃げていられるように私は思います。そして今のやり方はまさに、官から民へ、中央から地方へじゃなくて、官から官へ、中央から中央へのやり方ですよ。これをやはり根本的に考え直さなくては、いつまでたつても官から民へ、中央から地方へとはいかないと僕は思います。

その根本論についてはもう一度、次回でもお話をさせていただきます。本日は、これで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○古屋委員長 石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子でございます。まず、財政問題でお聞きをいたします。

各大学法人の土地建物などの資産はそれぞれどれくらいになるのか、お示しをいただきたいと思つております。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。平成十三年度末現在におきます各国立大学に所属する国有財産につきましては、国有財産台帳上でございますけれども、土地面積約十二万九千ヘクタール、金額に直しますと約五兆九千億円。それから、建物延べ面積約二千二百二十九万一千平米、これは金額に直すと約一兆五千億円などとなっております。金額だけよろしゅうございますでしょうか。

○石井(郁)委員 私は、トータル、総額というよりも、各大学法人の土地建物というふうにお聞きをしたわけでございます。それはお出しいただけますか。

○玉井政府参考人 各大学ごとのかなり詳細なものがございまして、これまた後ほど必要があれば、ちよつとまた概要みたいになる部分もございまして、それをお出しします。

○石井郁委員 では、この委員会の審議の途中まで、ちゃんとペーパーを出していただきたい。各大学ごとの資産ですね、それを出していただかなければなりません。いいですか。

○玉井政府参考人 承知いたしました。

○石井郁委員 それはぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

次に、各大学の来年度の予算規模がどのくらいになるのかということなんです。

これまでは国立学校特別会計がありまして、一般会計からの繰り入れということがございました。十五年度は一兆五千二百五十六億円ということで、積算校費のいろいろ基準などがあって各大学の予算が決まっていたと思うんですが、今度、運営費交付金になるわけですね。運営費交付金がどのくらいの規模で出されるのかという問題なんです。このこの予算額を上回るのか、それとも下回るのか、これはいかがでございますか。

○玉井政府参考人 運営費交付金と、それから施設関係は、施設整備につきましては施設費補助金という形で必要な予算措置をするわけでございすけれども、これを具体的にどれくらいの規模にいたしますかにつきましては、基本的には、移行前に必要とされた校費投入額を十分に踏まえて、それぞれの事務事業が確実に実施されるように配慮したいと考えておりますけれども、具体的に幾らにどうなってくるか、これは、各国立大学法人の方のそれぞれの見積もり、それからまた当然財政事情、こういったものを勘案しながら、これからやっていくというふうに考えているわけでございます。

○石井郁委員 予算折衝はこれからだということ、具体はまだ答えられないということなんです。

それでは、もう一点伺いますが、これは附則第十二条に言うところの、「国立大学法人は」「センターが承継した借入金債務のうち、当該国立大学法人の施設及び設備の整備に要した部分として文部科学大臣が定める債務に相当する額の債務を

負担する。」としてあります。この「債務に相当する額の債務を負担する。」としている額というのは幾らになりますか。

○玉井政府参考人 御指摘のとおり、国立大学法人法案、この中では、法人化後におきます既存の長期借入金債務につきましては、独立行政法人国立大学財務・経営センターに一括して継承させますけれども、関係の国立大学法人が同センターに対して一定の債務を負担するわけでございます。

それは、もともと、この債務を負担することになる国立大学法人というのは、附属病院の改築、移転とか、附属病院関係で申し上げますと、まさにそういう附属病院を有する国立大学法人を想定するわけでございまして、これは、そもそもが、既存の長期借入金で附属病院の施設設備整備の財源となつたからでございまして、その具体的に幾らになるかというのは、当該法人の附属病院に対する過去の投資額を勘案しながら具体的な額をさらに確定していきたい、こういうふうにご考えているわけでございます。

トータルでは、平成十四年度末現在におきます国立学校特別会計の長期借入金残高、それからこれにかかわる予定利息額の合計額は一兆二千六百三十七億円でございます。したがって、各大学ごとのところも、おおよその、今までの金額だったところからこれくらいになるといえるわけでございまして、それはお示しをしているわけでございす。

○石井郁委員 それでは、私は、一兆二千六百七十六億円と、一兆円を超えるという相当大きな債務だと思えますが、これを各大学附属病院を持つ大学に負担させようというわけですか。

では、附属病院を持つ各大学はそれぞれ幾らずつの負担になるのかということ、今お出しただけですか。

○玉井政府参考人 お答え申し上げます。例えば北海道大学でございますと、これは十四年度末債務額でございますが、四百二十三億円程度になる。それは、利息の計算はいろいろありま

すけれども、とりあえずそういうことも一応計算してみますと、利子が百十九億ですか、合わせますと五百四十二億になります。そういうのが、各大学ごとに一応の見通しはあるわけでございす。

○石井郁委員 きのう、私もレクでこれはきちんとお出しくださいということをお願いしましたから、かなりそういう姿勢でやっていたらいい面もあると思いますが、しかし、まだ資産についての数字はこれから見るようになるわけで、各大学の資産、それから一体来年度の予算規模はどうなるのか、それから債務についても、今、附属病院を持つ大学の債務ということが、まだ委員会の中ではつきりしていません。

これは、私たちは、法人としてスタートすると、法人が成り立つかどうかということでの極めて基本的な判断の材料だと思いますので、それをきちんとお出しただきたいということをごまらず求めたいと思います。

私は、きょう改めて伺ってまして、こうして私たちが要求して初めて一つ一つ明らかになっていくわけでして、本来、これだけの大きな、大学法人に移行するという法案を出すときに、この資産状況、債務状況については、基本的な資料として、やはりあなたの方から委員会にお出しすべきだと思っております。これがやはり、国会に対する審議をお願いするというか、審議をするときの姿勢だということに思っていますので、そこは本当に、こういう状況では、審議の仕方として、大変また国会軽視だと言わなければならぬと思っております。

それで、今言われましたように、各国立大学の特別会計の借入金残高なんです。これは、私、きょうはぜひ、文科省から十四年度分をいただきまして、当委員会に資料としてお配りいただきたいということ、もう皆さんの手元に届いているかというふうに思いますけれども。

これは、私どもの児玉議員が要求いたしましたので、ようやくこの月曜日ですよ、何度も何度も要

求して、この月曜日にこのペーパーを手にしたんです。だから、私、最初に申しましたように、本来、国会審議が始まる時に、この基本的な資料などは用意して出さなきゃいけないんですよ。本当に、強く要求してやっとなって、こういう状況なんです。

さて、それを見ますと、十四年度末債務残高、利子、合計すると、先ほど北海道大学の例が出されましたけれども、東京大学は九百四十一億円、大阪大学七百二十八億円、九州大学で六百二十億円です。京都大学は五百八十億円ですよ。相当な借入残高ですよ。

これを各大学に債務として負担させるのかどうかという問題が一点ですけれども、それ以前に、まず、こういう債務額、各大学にお示しをしてい

るんですか。お答えください。

○玉井政府参考人 お答え申し上げます。今まで国立学校特別会計という大枠で金額がございましたけれども、やはりそれはそれぞれの施設にどういった形でいったかということはあるわけでございまして、したがって、各国立大学におきましては、平成十四年度末現在の国立学校特別会計における債務のうち、それぞれの大学がどれだけの額があるかということは、私どもは基本的には承知しているというふうに理解をしております。

○石井郁委員 では、各大学にこれはちゃんと示している、各大学は自分の大学の借金額はこれだけだということを知っているということですか。まあ、いいですよ、そう言ったんでしよう。では、これは各法人が背負う債務になるわけですか。それもどうですか。

○玉井政府参考人 法人への移行というのは十六年四月でございまして、まだ十五年度分もそれぞれございまして、若干数字は動いてくるだろうと思っております。その上で、十六年の四月からは、おおよそ、そんなに大きくは動かないと思っておりますけれども、新しく整備すれば、その分がふえたり、あるいは維持費が動いたりする、そういう数値でこ

ございますが、とにかく十四年度末ではこれくらい金額になつてゐるということでございます。

○石井(郁)委員 十四年度なんですね、きょうの資料は。だから、十五年度末はもつとふえるんですよ、これは間違いなく。

そういうことはありますけれども、聞いているのは、こういう借金を各法人が背負うんですね。これは、今いろいろ申し上げてしまつたのは、このまま負担するのかもしれないお聞き方だつたもので、十五年度末も若干動きますか、同時に、償還もございまして、単にふえるふえるということではございません。

それで、今いろいろ申し上げてしまつたのは、このまま負担するのかもしれないお聞き方だつたもので、十五年度末も若干動きますか、同時に、償還もございまして、単にふえるふえるということではございません。

○玉井政府参考人 先ほどお答えをしましたのは、十五年度末も若干動きますか、同時に、償還もございまして、単にふえるふえるということではございません。

○石井(郁)委員 数字は少し動くけれども、基本的にこういふ数字を負担するということですね。

今、附属病院の決算はどうなつていますか。これは全部の大学を聞くわけにいかないと思ひますけれども、一番新しいもので示してほしいんですね。これもレクでお願いしましたから、東京大学、大阪大学、それから京都大学、九州大学で、附属病院の決算を示してください。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。これはやはり十三年度の歳入歳出決算ということになりますけれども、お許しいただきたいわけですね。

今、個別ですけれども、東京大学、ここを申し上げますと、歳入が——このときにちよつと前提

を置きます。項でそれぞれ分かれてゐるものから、項附属病院収入の歳入と、それから項附属病院の歳出決算といふのがございまして、こののは、歳出には、例えば項でございまして、人件費の問題をどうするか、施設費の問題がございまして、項だけで比べさせていただきますと、東京大学は歳入二百二十五億に對して歳出が三百五億、それから大阪大学は歳入が二百三十五億に對して歳出が二百六十一億、京都大学は歳入が二百十八億に對して歳出二百四十四億、それから九州大学は歳入が二百二十三億に對して歳出二百六十七億となつてゐるわけでございます。それで、これは先ほど来申してゐる、項の比較でございます。

それから、多分、赤字ということをお前提に御指摘だつたらうと思ひますけれども、そもそもが独立採算制ということをお病院がとつてゐるわけではございませんし、それから、今までは特別会計全体でございまして、今までは各大学法人ごとになつてゐるけれども、今度各大学法人そのものも、独立採算制をそもも前提とするということではなくて、必要な予算については国の責任において措置をする、そういう仕組みのものだということはお御理解を賜りたいと思ひます。

○石井(郁)委員 今、その仕組みをあれこれ聞いてゐるんじやありませんで、十三年度の附属病院の決算を示してほしいということ、私もこの十三年度の分をいただいておりますから見てゐるんですけれども、東京大学で八十億八千万円赤字なんです。九州大学で四十四億四千万円、大阪大学で二十六億六千万円、京都大学で二十五億七千万円、ついで、附属病院は単年度で、これは十三年度で私はい言ひましたからね、単年度でこういう赤字を出してゐるんですね。だから、こういう債務を各大学にこれから押しつけていくということになるんですか。お答えください。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。先ほど、少し先走つて答えてしまつたかもしれせん。失礼をおわびいたします。

○石井(郁)委員 今、日本全体で、病院収入とい

うのは非常に厳しいというのが一般的で、大学病院でも例外ではないわけですよ。大学病院ゆえに、かなりの支出が要求されるという面もあつたりして。だから、病院収入で今後この債務をどうしていくのか、債務の償還などをやっているのかどうかというふうな問題が一つあるわけですよ。

それで、債務の償還についても、これは附則の十二条四項でこう言つてゐるわけですね。「負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担及び前項の規定により行ふ債務の保証に關し必要な事項は、政令で定める」と。これも先ほど問題になりました、政令にゆだねられてゐるわけですね。だから、この法案で本當にこの債務、その償還がどうなるのかという問題になると、委員会の審議にはまだ何にも示されてゐないわけですよ。

伺いたいと思つてゐるんですが、各大学法人ごとに、これは本當にどれだけの債務負担をするんですか。まずそれをはつきりしてください。そして、その債務をどのように償還していくんですか。これはどうですか。ここは明確にしてください。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。先ほど来るいろいろ申し上げましたけれども、要は十五年度末の、今申し上げましたような金額、若干動きますけれども、十五年度末の金額が、今度全体としては財務センターが一括承継いたしますけれども、個々の大学ごとにまた債務を負担するということになります。これについては、今までも特会全体の中で五千億余りの歳入、一千億の歳出という形で組みながら適切に対応してきたわけでございます。今後ともそういった面でも各国立大学法人というものがきちんとした運営ができるように、そこは私どもとしてきちんとした対応をしていきたい、かように思つております。

したがつて、運営費交付金、こういう中で、そういう償還ということもまた考えていかねばなら

○石井(郁)委員 今、日本全体で、病院収入とい

うのは非常に厳しいというのが一般的で、大学病院でも例外ではないわけですよ。大学病院ゆえに、かなりの支出が要求されるという面もあつたりして。だから、病院収入で今後この債務をどうしていくのか、債務の償還などをやっているのかどうかというふうな問題が一つあるわけですよ。

それで、債務の償還についても、これは附則の十二条四項でこう言つてゐるわけですね。「負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担及び前項の規定により行ふ債務の保証に關し必要な事項は、政令で定める」と。これも先ほど問題になりました、政令にゆだねられてゐるわけですね。だから、この法案で本當にこの債務、その償還がどうなるのかという問題になると、委員会の審議にはまだ何にも示されてゐないわけですよ。

伺いたいと思つてゐるんですが、各大学法人ごとに、これは本當にどれだけの債務負担をするんですか。まずそれをはつきりしてください。そして、その債務をどのように償還していくんですか。これはどうですか。ここは明確にしてください。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。先ほど来るいろいろ申し上げましたけれども、要は十五年度末の、今申し上げましたような金額、若干動きますけれども、十五年度末の金額が、今度全体としては財務センターが一括承継いたしますけれども、個々の大学ごとにまた債務を負担するということになります。これについては、今までも特会全体の中で五千億余りの歳入、一千億の歳出という形で組みながら適切に対応してきたわけでございます。今後ともそういった面でも各国立大学法人というものがきちんとした運営ができるように、そこは私どもとしてきちんとした対応をしていきたい、かように思つております。

したがつて、運営費交付金、こういう中で、そういう償還ということもまた考えていかねばなら

○石井(郁)委員 今、日本全体で、病院収入とい

うのは非常に厳しいというのが一般的で、大学病院でも例外ではないわけですよ。大学病院ゆえに、かなりの支出が要求されるという面もあつたりして。だから、病院収入で今後この債務をどうしていくのか、債務の償還などをやっているのかどうかというふうな問題が一つあるわけですよ。

それで、債務の償還についても、これは附則の十二条四項でこう言つてゐるわけですね。「負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担及び前項の規定により行ふ債務の保証に關し必要な事項は、政令で定める」と。これも先ほど問題になりました、政令にゆだねられてゐるわけですね。だから、この法案で本當にこの債務、その償還がどうなるのかという問題になると、委員会の審議にはまだ何にも示されてゐないわけですよ。

ないわけでございますけれども、交付金の算定に用いる附属病院収入は、借入金償還経費控除後のものを用いるという方向で今検討しているわけでございます。ですから、いわば交付プログラスマイナスでということよりも、まずは確実な収入がある、そこから一定のお金があれば、それまで施設整備に使われたわけでございますから、それは償還していただく。それは、まずは収入の口からその分を控除した形にしておいて、その後で運営交付金の算定ということをもた考えようというふうには考えているわけでございます。

○石井郁委員 今のお話は、これは政令の内容になる部分というふうには理解していいんですか。だから、政令にはどういふ内容になっていくのか、そこを出していただかないといけないと言っているわけですか。

それから、十五年度末にならないと法人スタートの最終債務額がわからないと盛んに言われるんですけども、それは細かな数字の話でありまして、基本的には、もう今現在債務があるわけですから、それを各大学が受け継ぐわけでしょう。そこをはつきりさせてください。

そして、本当に、償還といった場合にはどういふことになっていくのか。それは、何か運営交付金にもそれがかわっていくのかという問題もありますし、それから、利息、利子の問題もありますよ。一％から七％の枠で借りてきている額なんですけれども、それは一体、償還の場合、利息はどうなるのかということやいろいろなことがあるので、これは法人なんです。本当に、企業会計原則が適用されるというか採用される法人として最も知っておかなければいけない。それによって本当に法人が成り立つのかどうかという問題なんです。そこをしっかりと御答弁いただかないと困るわけです。

○玉井政府参考人 先ほど法人法案の第十二条をお引きになったわけでございますけれども、それぞれの額というものが幾らになるかは十二条一項の方で、「文部科学大臣が定める債務に相当する

額」というのは、これは告示ということは今検討しているわけでございますし、それから、四項で政令というふうになりますと、これは債務の支払い期日等の償還方法について規定することを考えているわけでございます。したがって、金額も、十五年度末ではございますけれども、おおよその見込みは、今のところもう既に十四年度末である程度立っているわけでございます。

それから、利息がどういふのは、これはもとも借りたときからもう、財投資金でございますから決まっているわけでございます。また新たにかけるときに、またそのときの金利が幾らになるかは決まってくると思いますが、過去のものについてはう決まってる大體動いてきているわけでございます。しかも、過去から既に、先ほど来、ちよつとトータルのお話ばかりして恐縮でございますけれども、国立学校特会全体で約五千億の歳入、そして逆に歳出という形で、既に今までも適切にやってきたと考えているわけでございます。

○石井(郁)委員 私はその答弁では到底納得できないというか、これ以上審議できないと思うんですね。だから、トータルで歳入歳出でやってきた、それはあなた方からのこういう資料も、やってきたとおりですよ。だけれども、各大学法人それぞれが独立した法人になるでしょう。法人としてまさに経営とか企業会計原則が厳密に適用されるという段階になって、こういう問題についてはそんなことでスタートできるんだろうかと、私は素人だけれども思いますよ。大臣にぜひこの点で伺いたいと思います。

この財務内容というのはいよいよ大変大きな問題です。先ほど、中期目標で大臣が各大学の目標を決めることになると。その中身として第三十条二項、「財務内容の改善に関する事項」というのがあるじゃないですか。各大学の財務内容、これも目標、計画、そして評価の中できちんと見ることになるわけですね。つまり評価されることになる。だから、債務の償還がどうなのかというのは、これは財務内容としてのいわば評価の重要な

内容になるんじゃないですか。各大学法人がそれに取り組まなきゃならない、そういうことになるんでしょ。そういう意味で、各大学にきちんと、どれだけの債務があるのか、それはどうやって償還するのか、その考え方を示さなければ、これはどういふ法人などスタートできるでしょうか。これはぜひ大臣、お答えください。

しかもこれは予算配分に結びつくんですよ。これはずっと法案の中にあるじゃないですか。この業務の内容によって予算配分が決まってくる。だから、借金が一方である、しかもこれによって予算配分も決まってくる、こうなるわけでしょう。

私は、この法人法案問題で、一貫して本当に重大な内容を含んでいるというふうには申し上げてきましたけれども、会計で自由度が増すということを盛んに言われてきたけれども、私は、この財務内容を見て本当に驚いてるんです。自由度というのは借金の自由が増すだけだと。借金です。本当に借金漬けですよ。各大学はこれを背負って法人をスタートするんですよ。こんなことで大学は本当に活性化すると言いつてもいいですか。私は、大臣のぜひ御見解を伺いたい。これは大臣に御答弁いただきたい。

○遠山国務大臣 答えましょう。もう既に玉井総務審議官から、ちよつと早口でございますので、なかなか理解が難しい面があったかと思いますが、私は、聞いておりまして、十分お答えしていると思います。

これまでも大学病院というものは、歳入歳出という角度だけから見れば、歳入の方が多くは到底言えないわけでございます。これは大学が教育研究というものを同時にやっている、そういう組織としての病院でございます。したがって、支出の方が多いいわけですね。そのことについての債務というものはもちろんあるわけでございます。現在も、財政投融资資金により借入れをして施設をつくった、その際における個々の大学

が負うべき債務というものはあるわけですね。それに対しても、それぞれの大学の歳入、病院収入の中からきちんと返しているわけですね。

そのことと、今回法人化して、それぞれの大学の債務の額というのが、前よりは大学ごとの額として出るのかもしれない、これまでも同じわけでございます。しかも、その赤字といいますが、委員は赤字とおっしゃいますけれども、差額については、そういうこともきちんと留意をした上で、あるいは配慮をした上で運営交付金が出されるということもございまして、これまでの行き方というものとその部分については、私は変わりはないというふうには思っております。

幾らでも御説明すべきでございますし、説明責任を負っておりますが、きちんと答弁していると私は思っております、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

○石井(郁)委員 大学病院の関係者がこのように言っているんですね。大学病院は三重の意味で特別な病院だと。第一の意味は、医師の養成研修、医学生数の教育を担っている教育施設だ。そのため、教員の数、特に医師の数というのは患者数に基づいて必要数よりもはるかに多く配置される。それから第二の意味は、高度医療、先進医療を担う特定機能病院でもある。こうした医療はほとんど赤字と考えてよいと言っています。第三の意味は、新しい医療の開発を行っている研究施設である。研究開発のために、物的、人的資源が多量に投入されている。以上の三点の理由で、大学病院が初めから赤字になるわけがないのです。私は、これは正直な大学病院関係者の声だと思っております。

今聞いているのは、だから、その点では今までも、お答えのように、借入金の償還というものは国の責任で行ってきたんですよ。そのことを説明された私は理解しているんですよ。ただ、今度はそれが各大学法人になるんでしょう。それは財務センターから一括していろいろされたりする部分があるかもしれないけれども、これがどうなるの

ふやなままだということなんです。この点でも、引き続き、あなた方のきちんとした内容提示を要求しておきたいというふうに思います。次に、労働安全衛生法の問題で私もお聞きをいたします。

きょうは、パネルを用意してきました。このようにパネル。これは、ある大学の理学部の実験室なんです。液化炭酸ガスのボンベがあつたり、この棚に重要な薬品が載っていたりする、こういうパネルなんです。

これは、国立大学の理学部を訪ねた方は、もうよくわかる光景なんですけれども、本間に廊下に所狭しと、実験計器とかガスボンベ云々、いろいろある、薬品棚に計測機器があるというところで、これは、労働安全を通り越して消防法上の問題となる、そういう光景だというふうに思います。

それで、こういう現状については、昨年の九月二日に、ノーベル賞受賞者の野依良治会長の社団法人日本化学会から、「国立大学法人化に伴う労働安全衛生法適用への対応に関するお願い」というのが出されているわけですね。ちよつと長くなりますけれども、その中にこういうふうにあります。

「人事院規則によると、たとえ、労働安全衛生面で問題あつても、所管官庁の立ち入り調査はなく、学長や現場の教職員に対する罰則もありません。しかし、国立大学法人化した場合、事故等の発生時には、労働基準監督署の立ち入り調査が行なわれ、管理体制が不備であれば罰則適用がなされます。」

「実態としては、前述のような罰則がないため、ほとんど全ての国立大学では安全管理が人事院規則に準じて実施されている状況ではなく、労働安全衛生法とかけ離れているのが現状です。この問題は、作業危険性のある化学、機械、土木、建築、医学、生物、薬学、農学、など理系のほぼ全ての分野に関連します。特に化学関係の分野はもとより、化学薬品を取り扱う生命・生物、医学、農学、電気などの分野で多くの問題に対処しなけ

ればならないことが想定されます」

「このため国立大学法人化に向けてこの乖離を解消する必要があります。早急な対応が必要で」と述べていたわけですね。これは、昨年九月でございます。

文部科学省は、こういうことに対してどのような対応してきたでしょうか。

○萩原政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、昨年、社団法人日本化学会、野依先生が会長でございますが、ここから国立大学長あてに要望書が出されまして、先生が御紹介のとおりでございます。

文部省におきましては、これを受けまして、全国の国立大学に對しまして、昨年の十月でございますが、実験施設等における安全管理状況の確認を行いました。そしてさらに、昨年の十二月でございますけれども、「実験施設等の安全管理の徹底について」という通知書を出しております。

この通知書の中身でございますが、まず第一点目として、全学的な安全管理体制の整備についてお願いしております。二番目に、実験施設の改善計画を立案し、それに基づいて当面の対策を実施していくよう、三つ目に、有資格者の配置及び各種届け出状況の確認、こういうことをやってくださいというのを依頼したわけでございます。

また、昨年の十二月でございますが、文部科学省におきまして、学術経験者をお願いしまして調査研究協力者会議を設置いたしました。ここで実験施設の安全管理体制の具体的方策について検討していただきました。その成果は報告書にまとめ、近々国立大学に發送することとしております。

〔委員長退席、馳委員長代理着席〕

○石井(郁)委員 文科省なりにそういうことで通知を出したりしたということなんですけれども、もう話は極めて具体的なんですね。いろいろ不備がある、それから危険がいろいろあるということなんです。それは、安全管理に不備があることが調査でもわかったということが言われている

るわけですから。

そして、文部科学省が十月に国立大学など百六十九機関の実験設備の調査をしたということ、その結果、百五十六機関で要改善点が見つかったということはもう公表されてますね。では、これは九二%の機関で抱えているということになるわけ、そのぐらいの大変深刻なものだということに私は思うんですね。

そこですけれども、こういう問題点、排ガスの処理装置、自家発電装置、避難経路の不確保とか、緊急用洗浄装置や消火器の不備などで、労働安全衛生法を適用するとすべて違法だと言われるような状況になるということなんです。具体的な何いいますが、こういう改善が必要だと言われることに対して、ではどうするのか、その必要な予算はどのくらいかかるのか、その試算はされていますか。

○萩原政府参考人 お答えいたします。

昨年の十月の調査ですが、委員御指摘のように、百六十九機関において百五十六の機関で何らかの改善する項目があるということでございます。その改善の中身も種々多様でありまして、出入り口の確保から排気設備の改善、あるいは大幅な模様替えを要するもの、さまざまでありまして、また、施設の老朽だけではなくて、先生方の使用方法の改善によつて解決するものもございまして、そういったことについて、昨年の通知でもつて、改善計画を立案してくださいというお願いをしているわけでございます。

その経費につきましては、種々さまざまございまして、ちよつと一律的には数字を出せないところではあります。特に緊急にに対応しなきゃいけないということにつきましては、現在、所要額を把握するべく努力しているところでございます。

○石井(郁)委員 では、その数字はまだ出せないということですね。それで、いつごろ出ますか。もう時間がないので、簡単に。

○萩原政府参考人 なるべく早く調査してつかみたいと思います。

○石井(郁)委員 この問題は、来年四月にあなた方はスタートさせたい、させたいと言っておきながら、労働安全衛生法、労働基準法、この違法状態をどうするのかという問題でしよう。そして、それは各大学にこれはどういう形で責任を負わせるのかという問題もあるわけですから、私は、そんな答弁では到底この審議を了とするわけにいかないというふうに思うんですね。ちよつと時間がありませんので、それは引き続き問題にさせていただきます。だから、本日にこれは法人移行にとつての重大問題だということを強調したいんですね。

だからこそ、国立大学協会は、これは先ほども同僚の平野議員が触れられましたけれども、「国立大学法人制度運用等に関する要請事項等について」のアンケートを取りまとめているということですね。五月十五日を締め切り各大学に行っているというので、文科省は、先ほどの御答弁ではそれは知らないというふうに答えられました。これはちよつと驚きだったんですね。だけれども、内容はまさに設備の問題、そして労働安全衛生法がどうなるのかという問題なんです。

こういうふうには言っていますけれども、「法人への移行過程に関する事項」ということで、「労働基準法に基づく関係行政庁への各種届出義務に関する運用上の配慮」「労働安全衛生法の適用に関する運用上の配慮」「法人化に伴う関係行政庁への附属病院の開設承認再申請に関する運用上の配慮」と。

つまり、ここまで今事態が深刻だということを大学協会側は認識していらつしやる。しかし、あなた方は知らない。何か随分とほけた話じゃないですか。あるいはのんびりした話じゃないですか。これは私は大変ゆいしい問題だというふうに思います。いかがですか。

○玉井政府参考人 午前中の審議で、施設関係という目で担当部長の方からお答えいたしました。私の方から、ちよつと補足という形で、人事関係もございまして、お答え申し上げましたけれど

も、要は、国立大学協会がさまざまな運用面についてもいろいろとアンケート調査を行いながらやっていることは承知しております。

それで、結局、施設設備の整備もございまして、それから、安全管理体制の整備をどうやっていくかという問題もございまして、私どももさまざまな指導を行いますと同時に、私どももさまざまな答弁でも申し上げましたけれども、運用上の配慮ができることも幾つかあるわけでございます。

例えば、大変細かいことでもございまして、ボイラーやエレベーターの設置の際の検査等についてどういふ書類でやるとか、必要な明細書は今までのものと全く同じであるか、あるいは違うかとか結構細かいこともあるわけでございまして、そういったことも含めて厚生労働省とも話し合いをさせていただきたい、またさせていただいておるといふことでございまして、この十六年四月の法人化へ向かって、私どもはさまざまな面での準備がきちんとできるように努力をしまいたい、かように思っております。

〔馳委員長代理退席、委員長着席〕

○石井郁委員 労働基準法というのは、人たるに値する労働条件とするために、労働条件の最低基準を決めているものです。労働安全衛生法は、労働者の生命、健康を守るための安全衛生の最低基準を定めているものです。国立大学の十二万五千名程度の職員にかかわる問題です。だから、それが四月スタートで守れない状態になるといふことなんです、今の状態は。これは、国立大学の法人化というのは、違法行為を認めてくれ、それなしには不可能ということになりませんか。国立大学の法人化のスタートに当たって、もう違法行為はやむなしなんです、そんなことがあつていいんでしょかという問題なんです。

だから私は、この点でも、来年四月にスタートを強行するという点、そういうための法案というものは、本当に廃案にすべきだということ、これは強く申し上げまして、大変いろいろ問題を残しているんですけども、きょうのところは質問

を終わらせていただきます。

○古屋委員長 山内恵子君。

○山内(憲)委員 社民党の山内恵子です。

きょうの午前中、午後を通して皆さんの質問をお聞きしていただいて、本當につくづくこの法案がそのまま通っていいのかという疑問を持ってお聞きしていました。少なくとも国家公務員が非公務員化されるとしたら、労働基準法はどうなっていくのか、それから労働安全衛生法は、たゞいまの石井議員のおっしゃっているあたりがどのようになつていくのか。移行の期間の問題がしっかりとしない、それから財政についてもこんなに借入金の高がある。こういうお一つお一つを知らば知るほど、このままではなくて、しっかりと報告してくださる数字的なものもいただいで、私たちが次に受験をしようと思つている子供たちにも説明できるような法案でなければ、私たちがこの法案に即オーケーを出すわけにはいかない法案じゃないかというふうに思います。

私の質問に入る前に、この間の何回かの質問の中で、お聞きしてつくづく思うんですが、大臣は、この法案は、国立大学の自主性、自律性を高めるためのものだというのをもう何回もおっしゃっています。それから、中期目標、中期計画などをめぐりまして、教育研究への国家統制が強まり、学問の自由、大学の自治に対する侵害が起きるのではないかと、問題を皆さんから投げかけられるけれども、予算措置をする文科省としては、中期目標の策定など国としては最小限の関与は必要である、前回も何人かにお答えした同様の言葉、またきょうもそのようにお答えになつていらつしゃるんですけども、でも心配は、まだ私たち、これは解決しないですね。

例えば、もう既に、中期計画を書いて、でも何度も書き直しをしているという大学の声が出てきています。それから、中期目標のオーケーが出たとして、今度計画を立てていくんですけども、つくづく側の人たちの気持ちもちょっと予想しますと、企業からもお金をいただきたいという

ことも行く行くはなつていくわけですから、この研究をすれば企業はお金を出してくれるだろうということまで考えて、計画をするときに頭をよぎる自己規制というのが起る懸念もあるのではないかと思います。私の質問に入る前の質問で恐縮ですが、そういう状況が起る懸念について大臣はどうお考えになりますか。

○遠山国務大臣 今回の法人化のねらいといひますものはたびたびお答えしているわけでございまして、それは、国立大学の活性化を図つて大学改革をしっかりとやっていくというねらいのもとに、それぞれの国立大学がしっかりと自律性、自主性を発揮してやつてもらいたい、そのための、国の行政組織であることに伴ういろいろな制約というものを外していくということもございまして、当然ながら、そのことが私どものねらいでございまして、さまざまな御質問に対して同じような表現で答えざるを得ないというのは御理解をいただきたいと思ひます。

私どもは、それぞれの大学が自由に発想し、自律的にその将来を考え、そしてその目標というものを国とともにつくりながらそれを実現していく、そういう舞台を今おつくりしているわけでございまして、そういう自由になり得る、あるいは自律的に作用を行い得るといふ機会を大いにとらさせていただきます、自己規制をされたり、国が何々の関与をしそうであるからという角度からその自律的な発想というものを制限されたりするよなことがないように、まさに大学は個々においてしっかりと、将来の理想に向けて大いにこの問題に対応していただきたいというふうに思ひます。

どうも委員の御質問をやや、焦点をもう少しお絞りいただきますれば、またお答えをしたいと思います。

○山内(憲)委員 焦点を絞つて私は質問をしたつもりです。皆さんが疑問に思つていることに、今御自分でもおっしゃつたけれども、テーブルコー

ダーのように同じことを言うことが誠意ではないです。

私は、やはり具体的にイメージするときに、文科省は出されたものを書き直させることはいいたしません、自主的に研究をしたいとおっしゃっていることを支援していきます、それからできたものに対して、六年間やつたものに対して、この研究はだめだから予算を削減するなどということはいいたしません、そういうものがあつてこそ保障されるわけで、心配なのは、やはり出していく金額、予算も違ってくるから皆さん心配しているんじゃないですか。

その意味で、次に、先ほど質問しなかつた部分についてですけれども、公務員が非公務員化されてくるわけですから、労働基準法がどのように適用されるかということについてもしっかりとお答えいただかなければ、違法状態が続くのではないかと、このことを何人かおっしゃつておられるけれども、このことについても、全くそのところはどのような法案でやつていくのかということが見えていないわけですから、もう一度それではお聞きします。労働安全衛生法、労働基準法の問題、これは新たに適用するものを用意されるんですか。

○玉井政府参考人 お答え申し上げます。

まず労基法の関係でございまして、これは当然労基法が適用になるわけでございまして。したがって、各国立大学法人は、勤務時間や給与等、こういう面について、今までは、国の組織の一員であります国家公務員でございまして、すべて勤務条件法定主義といひますか、が、つちりと細かく決めておつたわけでございまして、これを今度は各国立大学法人が作成する就業規則の中で規定をするということになるわけでござい

ます。ではその就業規則をどのように作成していくのかということもございまして、これは正式にはもちろん法人移行後になりますけれども、やはり準備というものは大変重要になってくるということ、午前中もお答えをしたわけでござい

要するに各国立大学法人が各法人の理念、目標とする教育研究の質の向上とか、あるいは業務運営の改善、効率化などを図るためにどのような人員、組織あるいはシステム、処遇が最適であるかといった、いわば経営ということを中心にお考えになって、そして給与等に充てることのできる財源を考えながら自主的、自律的に決めていくわけでございます。

その手続としては、この場合にはそれぞれ職員団体が、過半数を超える職員団体があればその意見を聞きまし、もしなくてもそこを代表する者の意見を聞いて決めていくということになります。

それからさらに、給与や労働条件につきましては今度は労働組合法の適用も入ってくるわけでございますので、したがって、労働者側の求めにより労使交渉に及ぶということもあり得るわけでございます。そういうときにはそういうこともやはり手続として必要になってくるということでございます。

ただ、前々からまたこれもお答えしておりますけれども、調査検討会議、これは国立大学の法人化に当たって調査研究をずっとやってきた会議でございますが、三月に報告を出しております。ここでも、それぞれが自主的、自律的には決めるけれどもやはりきちんとして評価にたえ得るものではなくてはならないわけでございます。特に今私ちょっと人件費のことを申し上げましたけれども、各大学の業績に対する評価に際しても、給与等の人件費総額が適切に管理されているかどうか、慎重かつ厳正な評価を行うことが必要であるという最終報告もあるというところでございます。

それからもう一つの労働安全衛生法でございますけれども、これは今までは人事院規則に基づいておりましたけれども、今回は法人化されますと労働安全衛生法が適用になるわけでございます。その課題としては、先ほど来お答えしておりますけれども、全学的な安全管理体制の整備をどうするか、それから実験施設の改善計画の立案

並びに当面の対策の実施が必要であること、それから有資格者の配置及び各種届け出状況の確認等が挙げられているわけで、施設設備だけではなくて、そういう安全管理体制をどのように整えていくかということも大変重要でございますので、そういう面でも各大学が今準備に向けてさまざまな努力をしております。私も支援をしていきたいというふうにも考えているわけでございます。

先ほど違法というお言葉をお使いになりましたけれども、先ほどの御議論では、要は施設がそこまで整備されているのかという面でお使いになつたわけでございます。全体についてそのようなお言葉を使つたとは私どもは受けとめていないわけでございます。

○山内(憲)委員 調査検討会議のことにつきまして、改めてそのところは聞きたいことがありますが、改めまして、きょうはそのところの質問はやめさせていただきます。それから、労働安全衛生法、雇用保険などについてもお聞きしたいと思っておりますが、きょうはそのところはちょっと改めてのところに変更したいと思っております。それから、移行のための費用とか移行後の費用についてもお聞きしたいことがありますが、そのことも改めて別な時間と思います。

私は、一番最初に質問したときに、この法案がそもそもどういう経過でつくられてきたのか、なぜ法人化しなければならないのかということにつきまして、まだ納得ができていません。それで、本会議場であったら、山口委員が「百年の計を誤りかねない悪法」だというふうにおっしゃられましたし、それから佐藤委員も、なぜ法人化するか政府の意図がまだに納得できないとおっしゃって、大臣は五つほど述べられました。が、それでもまだ私は納得できていませんので、きょうは一つ一つ、細分化して質問させていただきます。それで、このところは遠山大臣にお答えいただきたいと思っております。

国立大学の独立法人化についての論議が始まったのは一九九七年の行政改革会議ではなかったか

と私は思っています。それでよかつたかどうか、イエスノー、どちらかで、このことだけちょっとお聞かせください。

○遠山国務大臣 具体的な法人化の議論が組上にあつたのは、おっしゃるとおりでございます。ただ、この問題につきましては、諸外国の制度におきましてほとんど法人化を大学はしておる。あるいは、昭和四十六年の中央教育審議会の答申以来、国立大学の法人化についてさまざまな論議が指摘されてきたところもあつたわけでございます。最近の話としては、今お話しになつたようなことなど、さまざまな経緯を経て今日に至つていふということでございます。

○山内(憲)委員 一九九七年の行政改革会議の最終報告の部分なんです。これについての説明は要らないんですけれども、最終報告の内容だけ、ちよつと大臣、御紹介いただけますでしょうか。

○遠藤政府参考人 最終報告の内容でございますけれども、国立大学につきましては、「独立行政法人化は、大学改革方策の一つの選択肢となり得る可能性を有しているが、これについては、大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るといふ長期的な視野に立つた検討を行うべきである。」これが、平成九年十二月に出ました行政改革会議の最終報告の中で国立大学について述べられている部分でございます。

○山内(憲)委員 今お読みになってくださったとおりだと思っております。その意味で、このときは、国立大学を独立法人化するという方針は出ていなかったと言えらると思っております。今の文言でいえば、「二つの選択肢となり得る可能性」があるというだけであつて、独立行政法人以外の方策の可能性の方が高いと判断できる文章だつたというふうにも思ふんですね。少なくとも、緊急に結論を出すべきものと考えられるような文章ではなかつた、私はそう押さえています。

この筋から申しますと、一九九八年六月に成立した中央省庁等改革基本法の四十三条では、国立大学は独立行政法人化の対象となつていないんです。

す。なつていないですよ。この法律で、行政改革の中でも、国立大学を独立行政法人化することはしないというのが国会の意思だつたと思ひますが、いかがでしょうか。

○遠藤政府参考人 中央省庁等改革基本法の中で、第四十三条の第二項でございますけれども、ちよつと長いんですけれども、読み上げさせていただきますと、

政府は、国立大学が教育研究の質的向上、大学の個性の伸長、産業界及び地域社会との有機的連携の確保、教育研究の国際競争力の向上その他の改革に積極的かつ自主的に取り組むことが必要とされることにかんがみ、その教育研究についての適正な評価体制及び大学ごとの情報の公開の充実を推進するとともに、外部との交流の促進その他人事、会計及び財務の柔軟性の向上、大学の運営における権限及び責任の明確化並びに事務組織の簡素化、合理化及び専門化を図る等の観点から、その組織及び運営体制の整備等必要な改革を推進するものとする。

○山内(憲)委員 今お読みになつたとおりだと私も把握しております。必要な改革をしなければならぬけれども、それが独立法人化だとはそこにも書いていないということが、今の文章でおわかりだと思ひます。

このことに関して、石井議員が既に御指摘されているんですけれども、一九九七年、当時の町村文部大臣が、国立大学を独立行政法人化することについては反対すると明確に述べられています。このことも皆さん御存じだと思います。このとき、石井議員の御質問に対しての答弁では、大臣は、町村文部大臣の所信との法案は矛盾しないというふうには石井議員にお答えになつていらつたというふうに思ひます。これは大変苦しい御説明だというふうにも思ひます。今、私が聞きたいのは、それを矛盾するとかしないとかではなくて、事実についてお聞きしたいんです。確認をしたいんです。

町村文部大臣の所信、独立法人に反対をしているということ、中央省庁等改革基本法の二点、今読み上げられたことの中には、独立法人化というふうな方向は打ち出されていませんと私は読んでいますが、この二点について、これはぜひ大臣、御確認いただきたいと思ひます。

○遠山国務大臣 その時点における事実としてはそのとおりであります。

○山内(憲)委員 今おっしゃられたとおりだと思いますので、確認をしていただきましたが、今申し上げましたように、一九九七年、九八年の時点では、国立大学を独立行政法人化しないというのが政府の意思であり、国会の意思でもあったということが言えると思ひます。私は、ここに町村大臣の発言されたことも書いておりますので、このとおりだと思ひます。

問題は、遠山大臣がこれまで御説明されてきたように、一九九九年一月の閣議決定の問題です。ここで国立大学の独立行政法人化の方向が決定されたというのですが、この閣議決定について少し詳しく説明していただきたいと思ひます。これは大臣にお願いいたします。大臣自身がこのところを審議で語っていらつしやることですので、ぜひお聞かせください。

○遠山国務大臣 平成十一年の四月の閣議決定でございますが、この閣議におきまして、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画を決定いたしました。その中で、八十九の国の事務事業の独立行政法人化を決定したわけでございますが、「国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成十五年までに結論を得る。」ということでございます。その他、大学共同利用機関についても、他の独立行政法人機関との整合性の観点を踏まえて、早急に結論を得るということでございます。

○山内(憲)委員 今の発言された中にあるように、改革の一環としてということでおっしゃっているんですけども、九八年の基本法までの時期

には国立大学を独立行政法人化しないとされてきたのが、なぜこの閣議決定では今までの方針と反対の独立行政法人化をしたのか、変更したのか。町村大臣は、これは大学の改革になじまないとおっしゃっているわけですが、このような主張が国会の方向でもあった。しかし、それを覆した理由は何なんでしょうか。

○遠山国務大臣 平成八年の行政改革会議では、行政改革の観点から、独立行政法人制度の創設が議論されて、その過程で国立大学についても議論がなされたところでありまして、この段階では、独立行政法人制度の具体的な枠組みが明らかでなかったこと、そして国立大学の法人化についてはあくまでも大学改革の一環として検討を行うべきという立場から、文部大臣として反対した経緯もあるのだと思ひます。

その後、独立行政法人通則法が制定をされて、国による財政措置を前提とした独立行政法人制度が明らかになったという機会に、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として国立大学の独立行政法人化を決定する旨閣議決定がされたわけでございます。文部科学省内に大学関係者あるいは経済界等の有識者で構成される調査検討会議を設置して、国立大学協会とも連携を図りながら、昨年三月に最終答申を得たところでございます。そういう経緯をたどっております。

○山内(憲)委員 通則法ができて、財政措置の問題が起きてというふうな言われたんですね。大学がみずから主体的にこういう改革をしたいから独立法人化をしたいというふうな発言がございました。このことを、今のお言葉はおっしゃっているんでしょうか。九七年、九八年は、明確に法人化には反対という方向で来られた文部省。しかし、文部科学省になってから、町村大臣も文部科学省になった後もいられたんですね、突如、九九年の初めになって変更された理由というのが今のお言葉ではまだわからないんです。

こういうことじゃなかったんでしょうか。九九年一月の閣議決定の前に、九八年の八月に小淵首

相が公務員の二〇%削減という発言をされました。その意味での施政方針演説だったと思うんですが、このことがきっかけだったんじゃないんでしょうか。いかがでしょうか。

○遠藤政府参考人 独立行政法人の問題もそうですが、国立大学についてとにかく改革が求められていたということは事実でございます。先ほどの私が読み上げた法案におきまして、そういうことで国立大学は改革を推進すべし、こういうことがあったわけでございます。

そういう経緯の中で、先ほど大臣が、独立行政法人について、制度がはつきりしてきた、独立行政法人になると財政措置もきちんと行われるといったようなこともございまして、そういうことで、そのまま独立行政法人ということではなくて、大学改革の一環として検討しましょう、こういうことでございます。今小淵総理の問題がありまして、先ほど申しましたけれども、いろいろな時々の情勢、様子というのが、こういう検討の中で、当然検討の一つの要素として入っていたことはあるわけでございます。

○山内(憲)委員 ただいまの御答弁も大変苦しくお聞きしたんです。小淵総理が二〇%削減と打ち出されて、それから通則法で財政問題のことを言われていて、でもそこで大学の自主性という発想では、今の遠藤局長のお答えじゃなかったですね。上から改革が求められて、変えようという声の中から改革が求められて、変えようという声が起こって独立法人化に持っていったわけじゃないですか。ちよつとそこを、局長、お聞かせいただけませんか。

○遠藤政府参考人 先ほど大臣も申し上げましたように、前から、もう少し大学にふさわしい設置形態があるんじゃないかという議論はあるわけでございます。欧米諸国で大学に法人格が与えられていた、さらには昭和四十六年の中等審答申以来、国立大学の法人化についてはたびたび議論がなされてきたというところはあるわけでございます。そういう中で、いろいろな大学改革の議論の中

で、大学の方からも、もうちよつといろいろな意味で教育研究を進めるのにふさわしい、そういう仕組みはないのかというような議論も当然あったわけでございます。そういういろいろな議論が複合してこういったような経緯になってきたというふうな思ひでございます。

○山内(憲)委員 大学にふさわしい設置形態がほかにないだろうか、設置形態の問題で大学は自分の大学を改革したかったんですか、そういう発想で、どこの大学でそんなことをおっしゃったんですか。今、たくさんの方の傍聴者の方が来られていますが、みずからの大学のあり方に、設置形態を問うというふうな言われた声は私は聞いていません。法人化したらある種自由になるかという部分もあるかもしれないというのは、この間の参考人の方の発言の中にちよつとありましたが、私も、そのことを、そうせいというふうに言ってきたのも、大学みずからが主体的に言われたとは、私は聞いていないんです。

では、続けます。余りにもそこところは無理のある答弁のように私は思ひます。小淵演説では、十年間に一〇%の定員削減という行政改革会議最終報告の方針をさらに上積みして二〇%としたのでした。先ほど閣議決定のことを申し上げたときの方針変更について、大変不明瞭だったように私は思ひます。この定員削減二〇%が国立大学の独立行政法人化の理由なのではないか、私には思ひます。この定員削減二〇%とおっしゃったけれども、そこが一番の理由だったんじゃないでしょうか。

○遠藤政府参考人 当時記憶しておりますけれども、二〇%削減ということになりますと、国立大学の教職員の定数が十三万あるわけでございます。仮にこれがそういう形で実施をされますと二万六千の定員削減になるという計算でございます。すけれども、大変、大学の中にそういう危機意識が走ったということは事実でございます。○山内(憲)委員 結局、公務員を削減するにはこのことしかないというふうな御判断されたとい

うふうに、私は今の御答弁もそう思って聞きました。

実は私の手元に、いただいた資料、大学関係者の方からいただいたという意味ですが、現在最高裁判事の藤田由靖先生がジュリストに論文を寄稿なさっていらつしやるんですけれども、国立大学の法人化問題に関しては非常に影響力のある論文であったというふうにお伺いしています。藤田先生は行政改革会議のメンバーで、中央省庁等改革推進本部の顧問でもいらつしやった、この間の事情を熟知されていた方だと言つてよいというふうには私は御紹介を受けています。

この論文ではこういうふう書いてあります。「現行職員数の更なる一〇パーセント減を、一〇年以内に独立行政法人化によって達成しなければならぬ」とあるとすると、「現在の国家公務員の総数の中で国立大学職員が占める割合に鑑みると、国立大学の独立行政法人化の可否に触れずしてこの問題を解決することは、殆ど不可能であると言わざるを得ない」。そのようにおっしゃっているように、今の遠藤局長の言葉もそれを裏づけるようなお言葉だったというふうには私は理解いたします。

結局、国立大学の独立行政法人は、一九九九年一月の閣議決定がなされたんですが、九八年八月の小渕演説による二〇％削減方針によるのだということが、このジュリストの中に書かれていることから明らかだ、私はそのように受けとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○遠藤政府参考人 当時、その二〇％の問題も含めてさまざまな議論がなされたわけでございますけれども、その中で、国立大学の将来を考へて大学改革を進めるためにはどういう形がいいのかという議論の中で、この国立大学法人の案が出てきたというふうには私は理解しております。

○山内(憲)委員 藤田論文の観察が大変説得力のあるもの、私はそのように読みました。今、遠藤局長の言葉も相当苦しいものがある、独立行政法人化しなければ削減が難しいという議論もあつ

たということに私は今押さえておきたい、間違いでなければそのように進みます。

大臣、この法案がつくられてきた理由も公務員の定員削減にあるのではないかと思ひますが、いかがなんでしょうか。ここは大臣に。

○遠山国務大臣 本日に国立大学の法人化をめぐる議論といふものは長い歴史を持つておりまして、諸外国の例が先行しているわけでございまして、四十六年の中央教育審議会の中でもそのような提言がなされ、さまざまなその機会にあつたという前提の上で、一九九〇年代の終わりから大学といふのが独立行政法人化の話がずつと起きて、その中で国立大学を法人化することによってより活性化していくための方策というものを、その独立行政法人化という国の大きな制度改正の中で生かしていくためにはどうしたらいいかという角度で議論されたということは事実だと思ひますが、その際に、単に独立行政法人一般ということではなくて、大学の特性ということにかんがみて、大学改革の一環からこれに取り組むというところが、これは国立大学というものの持つ特性に十分配慮してこの問題に対応をすべしという閣議の決定、あるいは多くの英知を集めたいろいろな調査検討会議の議論もそういうところに取れんしていったわけでございまして、幾つかのいろいろな経緯をたどりながら今日の法案ということで御審議をお願いしているわけでございます。

○山内(憲)委員 何度も何度も繰り返されておりますのでそのところは私もわかつていますが、大学改革を検討する、そういうことで何度もおっしゃるんですけども、それでは、今回の閣議決定のところには独立行政法人化という言葉が閣議決定されているわけですから、もしもこの削減問題が先でないのだったら、国立大学の独立行政法人化をしないで公務員の二〇％、二五％削減は可能だと大臣はお考えになりますか。

○遠山国務大臣 国家公務員全体の削減のことについて、国立大学がかかわったからできた、国立大学がかかわらないからできないというようにな

とについて、私が今この時点でお答えするような立場にはございません。

○山内(憲)委員 全体の問題でお答えできないというのはいささか意味ですか。公務員を削減するという方針は、一方に明らかにこの小渕総理の発言以降全体にあるわけですか。だから、そのことと合わせて国立大学もそれは除外規定ではないんだという趣旨で進んでいてはならないですか。

○遠藤政府参考人 当時、そういうことである議論がありまして、先ほど申し上げましたように十三万五千の二割ですと二万六、七千ということで大変みんな憂慮したわけでございますけれども、それが、全体二〇％の計画が今この時点でどうかということにつきましては、私も、全体、そういう計画を持っておりませんので、その二〇％削減計画の現状につきましては、ちよつと私どもの方では承知をしております。

○山内(憲)委員 今の答えは、そういう議論はあつたけれども、削減をするということはどういう計画の中にも何もない、法人化をするということだけだ、そういうお答えですか。

○遠藤政府参考人 大変私の不勉強で申しわけないんですけども、その二〇％の削減計画が現時点でどうなっているかということについては私は知らないと言つた、ただそれだけのことでございます。

○山内(憲)委員 それでは、もう一回改めて聞きたいと思ひます。大学改革の観点から独立行政法人化が望ましいという選択がなされたとおっしゃるのであれば、九七年、九八年の方針をどういう議論によって変更されたのか、その議論を証明するような会議があつたのか、逆にそのことをお聞かせください。

○遠藤政府参考人 独立行政法人というスキームを活用しながら国立大学、大学としての教育研究の特性というものに配慮した、そういう制度設計について議論していただいたわけでございます。調査研究会議を開きまして、有識者に集まってい

ただきまして、「新しい「国立大学法人」像について」ということでまとめたいただいたわけでございますけれども、その中で、やはり中期目標については一方的に大臣が示すのではなくて、大学の意見を出していただいて、それに配慮してというふうなことで、さらには、そのトップについて、これは普通の独立行政法人でございますと一方的に大臣が任命ということでございますが、それも大学から出てきた候補者について大臣が任命する、そういうこと、ここで何度か議論をしていただきましたような、独立行政法人制度を活用しつつ、教育研究の特性を踏まえた新しい国立大学の法人像というものを示していただきまして、それを法案化して審議をお願いしている、こういう経緯でございます。

○山内(憲)委員 先ほどの遠藤局長のお話は、小渕総理の発言された二〇％削減という問題とこの法人化問題をあわせて考えることによつてそのことを実現していくのがやりやすい方法だということにお話しされたように私は受け取つたんですけども、大臣が違う発言をなされた後の発言が、ニュアンスが私にはちよつと違つて聞かえたんですが、大学改革の観点から独立行政法人化が望ましいと言つたのが調査研究会議のところになされたというのであれば、九七年、九八年の方針を議論によつて変更されたのかということ、どんな議論があつて変更されたのかということ、私はずいぶんお答えしたいんですけども。

文部大臣であつた町村大臣は大学改革をするということになじまないと言つておられますよ。「これは長期的視点に立つて多様性を持つことを本質とするものであり、大学の教育研究にはなじまない」とおっしゃつておられます。だから、「東京大学、京都大学の両総長からそれぞれ独立行政法人化には反対である旨の申し入れがあつた」と言つておられます。

独立行政法人のねらいは、効果的な業務の実施にあるが、文部大臣が三年から五年の目標を提示し、大学がこれに基づき教育研究計画を作

らなければならないからできないというようにな

成、実施する仕組み、及び計画終了後に業務継続の必要性、設置形態の在り方の見直しが制度化される仕組みは、大学の自主的な教育研究活動を阻害し、

「阻害」とおっしゃっているんですよ。教育研究水準の大幅な低下を招き、大学の活性化とは結びつくものではない。

また、効率性の観点から一律に大学を評価することは、各大学の特色を失わせ、現在進めている大学の個性化に逆行する

ここまで当時町村文部大臣はおっしゃっているんです。それを覆した論を私はお聞かせいただきたいと質問しているのです。

○遠藤政府参考人 ポイントを整理して申し上げますと、今先生がお話になったのは、平成九年十月の文部大臣の話ということでございます。その後、独立行政法人のスキームが、例えばきちんと国で財政措置をするといったようなこと等々の全体像が見えてきたということもございまして、種々改革についての議論がなされてきたわけでございます。

平成十一年四月、一月と四月と同一ような閣議決定があるんですけども、先ほどこれも申し上げたとおりでございますけれども、国立大学の独立行政法人化ということがテーマとなりまして、それが閣議決定で、「大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成十五年までに結論を得る。」「大学共同利用機関等については、他の独立行政法人化機関との整合性の観点も踏まえて検討し、早急に結論を得る。」という閣議決定。

ですから、九年の十月と十一年の一月までの間にそういう独立行政法人のスキームが見えてきたということ、いろいろな諸状況、大学改革が必要だという全体の中で、十五年までとにかく大学改革の一環として検討しなさい、そういう閣議決定がなされた、こういう理解をしておるわけでございます。

○山内(憲)委員 だから、その決定はわかっているんです。その意味で、文科省としては、それを覆す方向に行くに当たって、それなりの説得力のある理屈がない限り、いろいろなスキームが見えてきたかもしれないけれども、大学の自主的な改革を促すことにならないじゃないですか。

全国の大学の方から、本当に毎日、私のメールをあけても、返事したい気持ちはやまやま、何一つお答えできない。私は、ここでその中からの御質問を代弁者として質問しようと思っても、次から次へと、先ほどここに座っていても、次のメールが来ました、授業料はどうなりますか、た

くさんの質問が来るわけですから、私は、ここで町村大臣がおっしゃった発言を覆せるような論理がないと、大学の自主性がこの改革を求めているとはつながらないと思います。

やはり独立法人化ということの最初に、ここで私があえて読み取ったことを申し上げますと、国立大学の独立行政法人化の方針を決定した閣議決定は公務員削減の必要があるために決定されたということ、私は時間的に見ても明らかだと思います。

それで、これもまた山口議員の質問に対する答弁だったかと思いますが、遠山大臣は「独立行政法人という組織形態でいくことを決めた以上、それに乗っかって法案の構想をしているわけでございます」と。まず独立行政法人化が始まり、その上で法案の構想を検討したということ、大臣自身おっしゃっているんです。矛盾しませんか。これは四月十六日の答弁です。

まず、独立行政法人化があつて、それに合わせて検討したんだというんです。ということは、この法案は、公務員削減のための数合わせのための法人化が先に来て、だから、大学の皆さんの改革したいとか、私は一市民としても大学に変わっていただきたいとかいう願いの改革からきたことではないんじゃないですか。私はそのようにこれを読み取りました。

四月の三日の本会議での佐藤議員の質問への回答については、行政改革や財政削減の観点から行われたのではないと何度もおっしゃっているんですが、四月の十六日のときにも、またおっしゃっているんですね。「行政改革の観点からというお話でございますが、そうではございません」と。でも、どう考えてもそのところにつながるんじゃないですか。どう考えても、大学の主体的な改革に文科省が支援して法人化を打ち出したんだということにはつながらないじゃないですか。私は、その意味でこの問題は大変大きいと思っております。

国立大学法人案は、実は本当の意味での大学改革についての議論を経ずに、独立行政法人化という形で出発したんだと私はこの論議で読み取りました。九七年の町村文部大臣の所信にありますよ、重なる、法人化すればこうなるではないかという心配、疑念に対して、何ら真摯な検討もなしにこの法案の策定に至つたのだと私は読み取りました。

遠山大臣がおっしゃるように大学改革のための法案であるというのなら、もう一度、大学の皆さんの改革したいという願い、私も一市民として大学にこう変わってもらいたいという願いを出し合った中でこの法案であつていただきたかつたと思

います。まだまだ本当は、実は私、これは一点目の質問でして、二点目に次の質問を留意しています、国立大学法人の管理運営組織について。第三番目に、財政の問題もありませんが、運営諮問会議についても、本当にいろいろ質問したいんですけども、私も今まで、早口で、私の用意した質問に答えていただかなくても、次の質問があるのでと気づわしく走つてまいりました。

私の教えた子供たちが、もう大学に入っている子供たち、これから入学する子供たちがいます。特に、地方の子供たちにとっては、国立大学に入れる子供の数は大変少ない。その意味では、私学が七割の子供たちを吸収してくれている。では、私学との関連はどうなるのかという質問も含め

て、この論議はしっかりとさせていただきたいと思

います。特に、労基法問題、先ほどお答えいただいた問題も、本当のことを言つて、無法状態にならないという保証はないというふうに思いますので、そのところも、そのすき間をどうなさるのか、しっかりと提案もしていただいて、私の方の質問もしたいというふうに思います。

私は焦つて、自分が四十分だと思つていたので、あと八分ぐらいあるんでしょうか。

○古屋委員 いや、あと二分です。

○山内(憲)委員 ああ、そうですか。済みません。いつも時計とにらめついで、きょうは最初の子定が、遅く始まつたことが抜けていましたので、では、第二問の入り口だけ質問させていただきますと思います。国立大学法人の管理運営組織についてです。

まず、学長選挙手続についてお聞かせいただきたいと思

います。学長選挙手続は、なぜ国立大学に任せないのですか。このたびは、法人化するという原案ですから、法人化するのであれば、なぜ国立大学法人に任せないのですか。遠山大臣は、この法案の目的が大学の自主性、自律性を高めるためのものだと

何度もおっしゃっているのですが、法律で一定の手続を定めるのは大学の自主性、自律性に反すると私は思います。届け出だけで学長が決まるのであればそれはならないですね。

学長の選挙に当たつては、前に私は質問しましたけれども、教授会で選挙しているところもあれば、教職員を含めて選挙しているところもあります。また、この間参考人に来られた山岸先生は、大学の集団的な自治が必要だ、そういうことまで提案されてい

たと思います。今回の法案、学長が非常に強い権限を持つことになり

ます。文部科学省もこれまでトップダウンというようにことを言つておられますし、学長の強いリーダーシップという御説明もありました。私

とって行く行く問題が起きてくるという大変強い懸念をしています。たくさんの人たち、別な言葉で……(発言する者あり)

○古屋委員長 山内委員に申し上げます。今三十八分で、質疑時間は終了しておりますので。

○山内(憲)委員 では、二点目は、先ほどからやめようと思いましたが、ではきょうはこれでやめます。どうも失礼いたしました。私、四十八分までと思っていましたので、本当に失礼いたしました。

終わります。

○古屋委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後三時三十九分休憩

(休憩後は会議を開くに至らなかった)